

國防大學政治作戰學院政治學系政治研究碩士班

碩士論文

日本自衛隊任務派遣之研究－

以防衛出動、治安出動、警護出動、災害派遣為中心

A Study of the Dispatch of Japanese Self-Defense
Forces – Focus on Defense Dispatch, Public Safety
Dispatch, Police Protection Dispatch and Disaster
Response Dispatch

國防大學

National Defense University

研究生：李逸蓁 撰

指導教授：歐廣南 教授

中華民國一〇七年六月



國防大學

National Defense University

國防大學政治作戰學院政治學系政治研究碩士班

碩士學位論文

口試委員會審定書

日本自衛隊任務派遣之研究-以防衛出動、治安出動、

警護出動、災害派遣為中心

A Study of the Dispatch of Japanese Self-Defense Forces.

- Focus on Defense Dispatch, Public Safety Dispatch, Police

Protection Dispatch and Disaster Response Dispatch

本論文係李逸蓁君（學號 1070720118）在國防大學政治
作戰學院政治學系完成之碩士學位論文，於民國 107 年 05 月
14 日承下列考試委員審查通過及口試及格，特此證明。

委員兼召集人

委

員

指導教授

學系主任

高哲均

彭錦珍

歐彥南

莫大華

中華民國 107 年 5 月 14 日



國防大學

National Defense University

國防大學政治系碩士生論文文責自負聲明書

本人瞭解並保證所撰寫之論文完全遵守著作權法及學術倫理規範，指導教授已善盡告知、審查、監督之義務。論文倘有抄襲、捏造、改作、妨礙他人著作權，或其他一切有違著作權及學術倫理規範之情事，以及衍生相關民、刑事責任者，概由本人負責，與指導教授、論文口試委員及政治學系所有師長無關。

論文題目：日本自衛隊任務派遣之研究 - 以防衛出動、治安出動、警護出動、災害派遣為中心

研究生：李逸秦 (簽章)

學號：1070720118

指導教授：歐陽南

我已閱讀下方說明，並同時繳交原創性檢測報告。：

☒ 論文原創性檢測報告

☒ 學位論文口試作業規定第肆(六)條

經遭檢舉論文抄襲，且調查屬實者，雖已授予學位，專案報請國防部予以撤銷，並註銷其已發給之結業證書與學位證書。

中 華 民 國 107 年 5 月 14 日



國防大學

National Defense University

謝辭

時光荏苒，歲月如梭，猶記得過去在復興崗就讀的四年期間，自己對於就讀研究所的學長、學姐們總是懷有一顆景仰、欽羨的心，沒想到在畢業兩年後有幸能考取政治系研究所，暫時放下部隊中繁忙的工作，再次回到這個充滿回憶的校園，繼續精進學術涵養的不足之處。

最初，非常擔心學藝不精的自己無法在這短短一年九個月的研究所生活中，完成論文寫作，再加上在學期間懷有身孕，身體上的不適、生活上的不便、定期產檢及面臨生產等，諸多瑣事接踵而來，讓我感到心亂如麻、措手不及，好在有許多貴人、長官、師長、系主任、助教、同學以及家人的幫助與支持，才能兼顧家庭與課業，順利生產與休養，並如期完成論文。

最感謝的莫過於我的指導老師歐廣南教授，不僅常以導師的身分關心我們班上的課業學習狀況，在撰寫論文的期間，也不藏私地傳授專業知識給我，並教導我論文寫作的技巧與方向，還要感謝華夏科技大學的副校長高哲翰教授與政治系彭錦珍副教授，在口試時細心地給予我諸多的指導及建議，讓我的論文內容更加完備充實。

最後，要感謝我的老公陳楷麒，從交往到步入婚姻、共組家庭，一直以來都是我心目中的神隊友，也要感謝我的父母及公婆，因為有您們的體諒與協助，讓我們夫妻倆能心無旁騖地專注於事業及課業而無後顧之憂。畢業在即，也感謝碩 107 年班每一位學長、學姐及同學們的幫助與陪伴，期許我們在未來的日子裡都能持續精進自己的學養，並將所知所學回饋於國家及各單位。

李逸蓁 謹誌於復興崗

中華民國一百零七年六月



國防大學

National Defense University

摘要

自衛隊（JSDF）是日本在第二次世界大戰後迄今之武裝部隊，成立於 1954 年 7 月 1 日，由陸上自衛隊、海上自衛隊與航空自衛隊等 3 個部門組成。日本在二戰投降後，軍隊被解散、軍事機構被撤銷，因受到日本國憲法（和平憲法）之限制，自衛隊成為一個不能稱為軍隊，卻又負責捍衛日本安全的武裝部隊，並擁有位居世界前列的軍力，在美、中、台與亞太區域和平關係中，亦扮演重要角色。

日本在地理環境上，與我國同屬南北狹長的島國，在防衛政策上皆採取防衛守勢作戰，就「島嶼防衛」作戰而言，在兵力配置與部隊任務執行方面，與我國大致有幾分相似之處。

本論文係以日本自衛隊任務派遣為主要範疇，並置重點於防衛出動、治安出動、警護出動與災害派遣。藉由本研究之歸納與探討，瞭解日本自衛隊法定任務之派遣要件、派遣時機、指揮管制程序與運作情形等，並進一步探究日本自衛隊在整個法律制度上的任務派遣與作戰的部隊指揮、調度乃至管制等作戰實務運作或運用上，有無值得我國參考學習與借鑒之處。

關鍵詞：自衛隊、防衛出動、治安出動、警護出動、災害派遣。

國防大學
National Defense University



國防大學

National Defense University

Abstract

Japan Self-Defense Forces (JSDF) has been Japan's armed forces since the World War II so far. It was established on July 1, 1954, and consisted of three branches: the Ground Self-Defense Force, the Maritime Self-Defense Force and the Air Self-Defense Force. After Japan's surrender in World War II, their military was disbanded and military institutions were revoked. Because of the restrictions of The Constitution of Japan (Peace Constitution), the Self-Defense Forces became an armed forces that could not be called an army but was responsible for defending Japan's security, also playing an important role as world's top military force in the peace relations among the United States, China, Taiwan and the Asia-Pacific regions.

Geographically, Japan and Taiwan are both categorized as island countries that are long and narrow from north to south and take defense operations as defense policies. In terms of "Island Defense" operations, Japan is roughly similar to ours in the deployment of troops and the execution of troop tasks.

This study is mainly about the dispatch of Japan Self-Defense Forces and focuses on defense dispatch, public safety dispatch, police protection dispatch and disaster response dispatch. Through the induction and discussion, the study tries to understand the dispatch requirements, dispatch timings, procedures of C2(command and control), and operational situation of the statutory tasks for Japan Self-Defense Forces, and further explore whether its practical application of task dispatch, command, dispatch and control of operations in legal systems is worth learning and reference of our country.

Keywords: Japan Self-Defense Forces, defense dispatch, public safety dispatch, police protection dispatch and disaster response dispatch.



國防大學

National Defense University

目錄

第一章 緒論	1
第一節 研究動機與研究目的	1
壹、研究動機	1
貳、研究目的	3
第二節 研究途徑與研究方法	5
壹、研究途徑	5
貳、研究方法	6
第三節 日本自衛隊設置意義與法律性質等重要概念釋義	8
壹、自衛隊之法律地位	8
貳、自衛隊之成立歷史沿革	21
參、自衛隊與防衛省的法律關係	23
肆、防衛法治之定義(概念)、作用與範圍	27
伍、自衛隊之固有任務派遣	30
第四節 相關文獻回顧與探討	34
壹、具重要性之日本自衛隊與防衛法制的中文相關文獻	34
貳、日本有關自衛隊與防衛法制之文獻	36
第五節 研究範圍與研究限制	39
壹、研究範圍	39

貳、研究限制·····	39
第六節 研究流程與章節安排 ·····	41
壹、研究流程·····	41
貳、章節安排·····	42
第二章 防衛出動·····	44
第一節 防衛出動的法律定位 ·····	44
第二節 防衛出動（派遣）要件·····	47
壹、來自外部對我國的武力攻擊·····	47
貳、準國家者·····	47
參、我國的定義·····	47
肆、武力攻擊與我國有密切關係之他國·····	48
伍、防衛出動的時期·····	50
第三節 防衛出動的命令程序 ·····	51
壹、命令權的主體·····	51
貳、命令的程序·····	54
第四節 防衛出動的國會許可（同意）·····	56
壹、國會許可程序的法源基礎·····	56
貳、防衛出動命令的撤回·····	56
第五節 防衛出動待機命令 ·····	57

壹、防衛出動待機命令的意義·····	57
貳、要件命令權的主體、程序及法律效果·····	58
第六節 防衛出動時的防禦設施構築措施 ·····	60
壹、意義·····	60
貳、命令權主體與要件·····	60
參、程序·····	60
第七節 防衛出動時有關海上保安廳的管轄與指揮 ·····	61
壹、概念·····	61
貳、意義與效果·····	61
第八節 防衛出動時的權限 ·····	63
壹、防衛出動時行使武力的權限·····	63
貳、防衛出動時其他權限·····	66
第三章 治安出動·····	81
第一節 治安出動之性質·····	81
壹、治安出動之任務性質與法律定位·····	81
貳、治安出動與警察作用之定位·····	81
第二節 治安出動之類型·····	85
壹、命令治安出動·····	85
貳、要請(請求)治安出動·····	94

第三節 治安出動時自衛隊之權限	97
壹、治安出動權限的法律性質	97
貳、治安出動時武器使用規定	99
參、海上自衛隊執行治安出動時準用海上保安廳法	102
肆、治安出動時的附帶措施	104
第四章 警護出動	106
第一節 警護出動之概念	106
第二節 警護出動之內容	106
壹、法律要件與行為態樣	106
貳、警護設施對象	108
第三節 警護出動程序	110
第四節 任務意義與權限行使範圍	111
壹、警護任務的意義	111
貳、警護的權限內容	111
參、警護權限行使之範圍	112
第五章 災害派遣	114
第一節 災害派遣之概念	114
第二節 災害派遣之定義與派遣類型	114
第三節 災害派遣之派遣形式	116

壹、請求（要請）災害派遣	116
貳、自主派遣	122
參、災害派遣之權限	126
肆、災害派遣時自衛隊之附帶措施	133
伍、災害派遣之撤回	135
第四節 地震防災派遣	136
壹、立法概要	136
貳、發布警戒宣言與設置警戒本部	137
參、警戒本部執掌與權限	139
肆、地震防災應急對策內容	140
伍、地震防災派遣要件	140
陸、地震防災派遣程序	142
柒、自衛隊地震防災派遣活動內容	142
捌、自衛隊地震防災派遣之權限	144
玖、自衛隊地震防災派遣之撤回	144
第五節 原子力災害派遣	146
壹、法律制定概要	146
貳、原子力災害派遣要件	156
參、原子力災害派遣程序	157

肆、原子力災害派遣時自衛隊之支援活動內容	158
伍、原子力災害派遣時自衛隊之權限	160
陸、原子力災害派遣之撤回	161
第六章 結論	163
參考文獻	169

圖目錄

圖 1-1：研究流程圖	41
-------------------	----



第一章 緒論

第一節 研究動機與研究目的

壹、研究動機

日本自衛隊於昭和 29 年（1954 年）7 月 1 日設置，英文正式名稱：「Japan Self-Defense Forces.」簡稱：「JSDF」，分別由陸上自衛隊、海上自衛隊以及航空自衛隊組成，隸屬於防衛省（舊稱：防衛廳）管轄，乃為日本的防衛組織。¹日本基於第二次世界大戰戰爭的慘痛教訓與經驗，以及戰後受到日本國憲法（和平憲法）²之限制，是故日本乃不同於一般的國家，於該國並無正式的「軍隊」與「軍事組織」之稱謂，儘管如斯，日本自衛隊每年編列的防衛經費高達 457 億美元，僅次於美、中國大陸、俄、英、法等國，位居世界第 6 位，³除了其防衛的重要性與世界軍事強國並駕齊驅、絲毫不遜色外，日本自衛隊對於美、中、台與亞太的區域安定，甚至世界和平所扮演的重要角色，乃無庸置疑。⁴尤其日本與我國的地形同

¹ 日本防衛省，《防衛白書 平成 28 年版》（東京：防衛省，2016 年），頁 12。

² 西修，《日本国憲法成立過程の研究》（東京：成文堂，2004 年），頁 234 以下。「日本国憲法第九條は、日本国憲法の条文の一つで、憲法前文と共に『三大原則（国民主權主義、平和主義、國際協調主義）の一つ』である平和主義を規定しており、この条文だけで憲法の第二章（章名『戦争の放棄』）を構成する。この条は、憲法第九條第一項の内容である『戦争の放棄』、憲法第九條第二項前段の内容である『戦力の不保持』、憲法第九條第二項後段の内容である『交戦権の否認』の三つの規範的要素から構成されている。日本国憲法を『平和憲法』と呼ぶのは、憲法前文の記述及びこの第九條の存在に由来している」。

³ 日本の防衛白書（平成 28 年版）によると、2014 年度主要国の国防費は、米国 5779 億ドル、中国 2290 億ドル、ロシア 1166 億ドル、英国 493 億ドル、フランス 475 億ドル、日本 457 億ドルと推移されていた。

⁴ 日本防衛省，《防衛白書 平成 28 年版》，前掲書，頁 8。「第 1 部わが国を取り巻く安全保障環境—わが国周辺を含むアジア太平洋地域における安全保障上の課題や不安定要因は、より深刻化している。領土や主権、経済権益などをめぐり、純然たる平時でも有事でもない、いわゆるグレーゾンの事態が増加・長期化する傾向にあるとともに、周辺国による軍事力の近代化・強化や軍事活動などの活発化の傾向がより顕著となっている。特に北朝鮮による核兵器・弾道ミサイル開発の更なる進展は、国際社会に背を向けた度重なる挑発的言動とあいまって、わが国を含む地域・国際社会の安全に対する重大かつ差し迫った脅威となっている。また、中国による透明性に欠いた軍事力の増強と積極的な海洋進出が地域の軍事バランスを急速に変化させてつつある中、東シナ海及び南シナ海における中国による独自の主張に基づく現状変化の試みは、誤解や誤算に基づく不測の事態を招くリスクを高めるおそれも含め、わが国を含む地域・国際社会の安全保障上の懸念となっている。グローバルな安全保障環境においては、一国・一地域で生じた混乱や安全保障上の問題が、直ちに国際社会全体の課題や不安定要因に拡大する

屬南北狹長的島國，在防衛政策上皆採取「防衛固守（專守防衛）」⁵為核心的防衛守勢作戰，兩國不論是在兵力配置以及部隊任務執行上，就「島嶼防衛」⁶作戰而言，大致有幾分相類似之處。⁷此乃引發本文研究動機，希冀能就日本自衛隊法定

リスクが高まっている。国際テロ組織の活動は引き続き活発化の傾向にあり、いまやテロの脅威は中東・北アフリカにとどまらずグローバルに拡散している。ロシアがウクライナで行った現状変更の結果は、固定化の様相を示している一方、中国による南シナ海における現状を変更し緊張を高める一方的な行動に関してもその既成事実化がより一層進展中。国際社会の対応に課題を残している。サイバー攻撃は高度化・巧妙化し、サイバー空間の安定的利用に対するリスクが増大している。こうした国際社会における安全保障上の課題や不安定要因は、複雑かつ多様で広範にわたっており、一国のみでの対応はますます困難なものとなっている。わが国固有の領土や竹島の領土問題も依然未解決のまま存在している。中国の軍事的台頭をはじめとするグローバルなパワーバランスの変化やウクライナや南シナ海を巡る力を背景とした現状変更の試み、イラク・レバントのイスラム国（ISIL：Islamic State of Iraq and the Levant）など国際テロ組織による活動の活発化など新たな安全保障環境の下、米国の世界への関わり方が大きく変化しつつある。一方米国は厳しい財政状況の中においても、引き続きその世界最大の総合的な国力をもって世界の平和と安定のための役割を果たしていくものと考えられる」。

⁵ 同日本の防衛白書（平成 28 年版）によると、日本の基本方針については、「国家安全保障戦略」踏まえ、総合的な防衛体制を構築し、日米同盟を強化しつつ、諸外国との二国間・多国間の安全保障協力を積極的に推進するほか、防衛力の能力発揮のための基盤の確立を図る。この際、わが国は、日本国憲法のもと、「専守防衛」に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にはならないと基本方針に従い、文民統制を確保し、非核三原則を守りつつ、実効性の高い総合的な防衛力を効率的に整備する。また核兵器の脅威に対しては、米国による拡大抑制は不可欠であり、緊密に協力していくとともに、わが国自身の取り組みにより適切に対応する。加えて核軍縮・不拡散のための取り組みに積極的・能動的な役割を果たしていくということである。

⁶ 同日本防衛白書（平成 28 年版）において、「島嶼防衛」とは、島嶼部に対する攻撃に対応するためには、安全保障環境に即して部隊などを配置するとともに、平素からの常時継続的な情報収集、警戒監視などにより、兆候を早期に察知し、海上優勢・航空優勢を獲得・維持することが重要である。事前に兆候を得たならば、侵攻が予想される地域に陸、海、空自ら一体となった統合運用により、部隊を機動的に展開、集中し、敵の侵攻を阻止、排除する。島嶼への侵攻があった場合には、航空機や艦艇による對地射撃により、敵を制圧した後、陸上部隊を着上陸させるなど島嶼奪回のための作戦を行うと述べている。

⁷ 同日本防衛白書（平成 28 年版）によると、台湾における軍事配置と戦力につき、総兵力約 22 万人、そのうち、陸上戦力では、陸上兵力約 13 万人、戦車 M-60A、M-48/H など約 1200 両、海上戦力では、艦艇約 390 隻、21 万トン、駆逐艦、フリゲート約 30 隻、潜水艦 4 隻、海兵隊約 1 万人、航空戦力では、約 510 機、ミラージュ 2000 約 56 機、F-16 約 145 機、経国号約 128 機（第 4 世代戦闘機合計 329 機）とあったものである。その一方、日本の防衛配置と自衛力では、陸上自衛隊 15 万 9 千人、平素地域配置する部隊は、5 個師団と 2 個旅団で、機動運用部隊は、3 個機動師団と 2 個機動旅団と 1 個機甲師団と 1 個空挺団及び 1 個水陸機動団並びに 1 個ヘリコプター団、地対艦誘導弾部隊には、5 個地対艦ミサイル連隊があり、地対空誘導部隊で、7 個高射特科群、その他戦車約 300 両、火炮約 300 門で構成される。海上自衛隊では、護衛艦隊には 4 個護衛艦隊群と 6 護衛隊があり、潜水艦部隊においては 6 個潜水隊、その他掃海群 1 個と 9 個航空隊で編成される。その主要装備は、護衛艦 54 隻、潜水艦 22 隻、イージス・システム搭載護衛艦 8 隻、合計 46.9 万トン、約 137 隻、その外、作戦航空機約 170 機と編成されたものである。航空自衛隊では、航空警戒管制部隊が 28 個警戒隊と 1 個警戒航空隊（3 個飛行隊）、戦闘機部隊が 13 個飛行隊、空中給油・輸送部隊が 2 個飛行隊、航空輸送部隊が

任務派遣上之相關運作與法律規範問題等，進一步深入研究與整理歸納，並以防衛出動、治安出動、警護出動與災害派遣為研究核心。

貳、研究目的

本論文主要的研究對象是以日本自衛隊任務派遣為中心，並置重點於防衛出動、治安出動、警護出動與災害派遣。旨在藉由本研究的探討，更深一層瞭解「軍隊國家化」與「法制化」的重要意義，同時期能更具體地明瞭日本自衛隊「固有任務（包含主要任務與從屬任務）」⁸的法定派遣要件、派遣時機、指揮管制程序與運作情形等，其中涉及「文官統治」⁹與「依法行政（法治主義原則）」¹⁰的防衛法

3 個飛行隊，地对空誘導彈部隊が 6 個高射群，その主要裝備作戦用航空機約 360 機の内戦闘機約 280 機と云ったものである。

⁸ 日本自衛隊法第 3 条（自衛隊の任務）は、「1 自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。2 自衛隊は、前項に規定するもののほか、同項の主たる任務の遂行に支障を生じない限度において、かつ、武力による威嚇又は武力の行使に当たらない範囲において、次に掲げる活動であつて、別に法律で定めるところにより自衛隊が実施することとされるものを行うことを任務とする。一我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対応して行う我が国の平和及び安全の確保に資する活動。二国際連合を中心とした国際平和のための取組への寄与その他の国際協力の推進を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の維持に資する活動。三陸上自衛隊は主として陸において、海上自衛隊は主として海において、航空自衛隊は主として空においてそれぞれ行動することを任務とする」と規定されている。従つて、自衛隊の本来任務というのは、主たる任務（本条第 1 項）に直接侵略及び間接侵略に対するわが国を防衛することと従たる任務（同条第 1 項にある『必要に応じ、公共の秩序維持に当たること』及び同条第 2 項に『主たる任務の遂行に支障を生じない限度で、別に法律で定めるところにより実施されること』）と指していることである」。

⁹ 田村重信、高橋憲一、島田和久，《日本の防衛法制 第 2 版》（東京：内外出版，2014 年 8 月 18 日），頁 38 以下。「文民統制は、シビリアン・コントロールともいい、民主主義国家における軍事に対する政治の優先、又は軍事力に対する民主主義的な政治による統制を指す。日本の場合、終戦までの経緯に対する反省もあり、自衛隊が国民の意思によって整備・運用されることを確保するため、旧憲法下の体制とは全く異なり、次のような文民統制の制度を採用している。即ち、国民を代表する国会が自衛官の定数・主要組織などを法律・予算の形で議決し、また、防衛出動などの承認を行う。国の防衛に関する事務は一般行政事務として、内閣の行政権に完全に属しており、内閣を構成する内閣総理大臣は、憲法上文民でなければならないこととされている。内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊に対する最高の指揮監督権を有しており、国の防衛に専任する主任大臣である防衛大臣は、自衛隊の隊務を統括する。また内閣には、日本国の安全保障に関する重要事項を審議する機関として国家安全保障会議が置かれている」。

¹⁰ 芝池義一，《行政法読本 第 4 版》（東京：有斐閣，平成 28 年 4 月 1 日），頁 46 以下。「法治主義とは、行政が法に従つて行われることを要請する原理であるが『法に従う』という表現は、行政が法に違反しないことを指すだけでなく、一定の行政活動については法律に基づいて行われることを意味している。『法による』という表現も同様である。さらに、立憲主義の下では、法による行政、法治主義という場合の法として最も重要なものは憲法と法律であるが、

制（含憲法）原理，係如何實踐與落實？除此之外，更要透過研究防衛上的相關法律制度規範問題，進一步瞭解日本自衛隊在整個法律制度上的任務派遣與作戰的部隊指揮、調度乃至管制等作戰實務運作或運用上，有無值得我國參考學習與借鑒之處。

綜上所述，本論文欲達成之研究目的有三：

- 一、以日本自衛隊在防衛法制上之相關法律規範為依據，研究其固有任務（本研究以防衛出動、治安出動、警護出動與災害派遣為主）派遣內容、派遣時機、要件、種類、範圍、指揮管制程序與運作情形等，並藉此瞭解「法制化」之重要意義。
- 二、根據日本自衛隊任務派遣內容，瞭解「文官統治」與「依法行政（法治主義原則）」的防衛法制（含憲法）原理，並檢視其實踐與落實之方式。
- 三、透過認識日本防衛法制面、制度面與實務運作面，提供我國國軍作為建軍備戰或軍事事務革新之參考運用，並在實施法制化研究的過程中，注入新的概念或思考模式。



この憲法と法律は、国民代表機関である議会によって制定されるものであり、国民の意思の表現である。つまり、法治主義は、憲法と法律に表現される国民の意思を行政に反映させるという意味を持っている。なお、法治主義は、法によらない、つまり違法な行政によって権利利益を侵害された国民が、法の守護者たる裁判所により救済を得ることができることを要請する。それ故、裁判所による救済は、法治主義の実現を保障する上で不可欠のものであり、法治主義の一要素である。また、法による行政、法治主義という場合で、そこにいう法とは、『行政法の存在形式（法源）』で挙げた憲法、条約、法律、政省令、条例などの成文の法及び条理などの不文の法である。ここで不文の法について補足をしておくと、不文の法の多くは、行政分野を問わず一般的に適用されるものである。即ち、『法の一般原則』に当たるものであれば、『行政の一般的法原則』などと呼ばれるものもある」。

第二節 研究途徑與研究方法

壹、研究途徑

在政治學研究領域中，較常使用的研究途徑有哲學的研究途徑、制度的研究途徑、行為的研究途徑等，來對研究對象進行觀察、歸納與分析。¹¹針對本論文之研究需要，所採取的研究途徑為制度研究途徑中的法制研究途徑及歷史研究途徑。

一、法制研究途徑：

法制研究途徑多屬於靜態研究，1950 年代開始，才有行為研究途徑的興起，其內容主要在強調實際政治行為的科學運動，於第二次世界大戰後成為政治學主要的研究途徑，以系統性的分析及解釋，說明人類的政治行為。¹²在研究日本自衛隊之法定任務派遣時，任何行動的法律規範將是本文的基礎，包括防衛法制（含憲法）及其他相關法律賦予其行為的權力和依據，並研析相關法制規定，藉此探討日本自衛隊在法律制度上的任務派遣、部隊指揮與調度管制等，以作為我國軍事事務革新或法制化之參考。

二、歷史研究途徑：

歷史研究途徑係對於一個研究議題，以歷史的角度，說明相關議題的演變，並運用相關資料之整理、分析和歸納，解釋該研究議題發展之方向。故歷史研究途徑是循著時間的推演，找出議題的因果關係，從制度中探討其起源及變化之情形，試圖「重建過去」的一種工作。¹³

日本自衛隊在防衛法制上相關運作與法律規範問題，在發展及演變過程具有長時間研究的性質，而歷史制度論強調的是制度中的正式規則、結構、規範等，

¹¹ 朱宏源主編，中華科技整合研究會合編，《撰寫博士論文實戰手冊》（台北：中正書局，2001 年 10 月，6 版），頁 185。

¹² 謝復生、盛杏媛主編，《政治學的範圍與方法》（台北：五南書局，2000 年），頁 155-156。

¹³ 易君博，《政治理論與研究方法》（台北：三民書局，1990 年），頁 165。

藉由蒐集相關資料來歸納出可供解釋的理論觀點，並瞭解其源起、演變及現況發展。

貳、研究方法

一、比較研究法

比較是人類認知事物的方法，用以確認物與物之間，或是人與人之間相似或相異的程度。比較研究則是由兩個或兩個以上的事物，根據共同的基礎單位進行分析，以找出事物的普遍現象或是特殊現象的一種研究方式，透過比較，才能鑒別，進而認識事物。¹⁴對於法學研究而言，比較研究法能瞭解各法律制度之特點及優缺點，以作為改進之參考，但仍需注意歷史文化及社會背景等差異，強調以客觀的角度檢討其中利弊得失。¹⁵本論文係以日本自衛隊之法定任務為主，並置重點於防衛出動、治安出動、警護出動與災害派遣，研究其時機、要件、種類、範圍及指揮管制等，透過對法律之分析與解釋，提供我國制度面之參考，以藉此調整或補強現行做法。

二、文獻分析法

人類將所看到的現象及其思想，透過文字及語言等方式流傳，便形成歷史文件，若是透過有系統且妥善的保存，可供後來的人參考研究並驗證，即是文獻資料。所以透過歷史文件及文獻資料，便能瞭解一個特定的時空背景下的人類思想及社會活動之現況。文獻分析法是一種資料蒐集的技術，藉由對一個主題的各種文件資料蒐集，進而採取內容比對及分析以對歷史進行驗證。¹⁶

文獻分析法是透過對文獻內容的分析，來瞭解社會變遷、政治趨勢等活動，而蒐集的資料來源包含政府官方文件、期刊、報告，以及專家學者出版之書籍刊物等。故本研究廣泛地蒐集日本自衛隊及日本防衛法制之相關文獻及出版品，及

¹⁴ Lijphart Arend, "Comparative politics and Comparative Method", *The American Political Science Review*, Vol. 65, No. 3, 1971, pp.682-683.

¹⁵ 李如霞老師工作室，《新編法學緒論精粹》（台中：士明出版社，2016年），頁6。

¹⁶ 劉嶽雲，《政治理論與方法論》（台北：五南書局，2001年），頁199。

日本政府官方報告、期刊論文、專家學者著作、相關專書和網路資料等，進行文獻資料的分類、歸納和整理，進而得出研究結果。



第三節 日本自衛隊設置意義與法律性質等重要概念釋義

壹、自衛隊之法律地位

日本帝國政府決定接受波茲坦宣言（Potsdam Declaration）於昭和 20 年（1945 年）8 月 14 日頒布終戰詔書，無條件投降之後，在聯合國最高指揮官麥克阿瑟（Douglas MacArthur）元帥的間接管理下，成立「憲法問題調查委員會」進行日本帝國憲法（又稱明治憲法或舊憲法，係屬欽定憲法之一）改正（修憲）作業。翌年昭和 21 年（1946 年）2 月 3 日同憲法委員會依據所謂的「麥克阿瑟 3 原則」（亦即天皇世襲、放棄戰爭、廢止封建等 3 原則），¹⁷完成「憲法改正草案要綱」。¹⁸前項憲法改正案（要綱）於同年 10 月 12 日經過依法選舉的帝國議會表決修正以及樞密院決議上奏天皇裁可後，於同年 11 月 3 日公布「日本國憲法」（新憲法）並正式施行之。¹⁹此項號稱日本史上首部民定憲法的日本國憲法前言（前文）直接

¹⁷ 青山武憲，《憲法》（東京：啓正社，平成 4 年 3 月 10 日），頁 80 以下。「マッカーサー三原則（マッカーサーノートとも呼ばれる）は、一、天皇は国家の元首の地位にある（at the head of the State）。皇位の継承は、世襲である。天皇の義務及び権能は、憲法に基づき行使され、憲法の定めるところにより、人民の基本的意思に対し責任を負う。二、国家の主権的権利としての戦争を廃棄する。日本は、紛争解決のための手段としての戦争、及び自己の安全を保持するための手段としてのそれをも放棄する。日本はその防衛と保護をいまや世界を動かしつつある崇高な理想にゆだねる。いかなる日本陸海空軍も決して許さないし、いかなる交戦者の権利も日本軍には与えられない。三、日本の封建制度は、廃止される。皇族を除き、華族の権利は、現在生存する者一代以上に及ばない。華族の授与は、爾後どのような国民的または公民的な政治権力を含むものではない。予算の型は、英国制度に倣うこと」とあったことである。

¹⁸ 青山武憲，《憲法講義》（東京：千代田出版，1995 年 11 月 20 日），頁 73 以下。「わが現行日本国憲法の基本的条項のアウトラインの内容は、次の様であった。一、衆議院の権威、特に予算に関する権威の増大。二、貴族院の拒否権の撤回。三、議会責任原理の確立。四、貴族院の主民化。五、天皇の拒否権廃止。六、天皇の詔勅、命令による立法権の削減。七、有効な権利章典の規定。八、独立な司法府の設置。九、官吏の弾劾並びにリコールの規定。十、軍の政治への影響抹殺。十一、樞密院の廃止。十二、国民提案及び一般投票による憲法改正の規定」と書かれている。

¹⁹ 青山武憲，《憲法》，前掲書，頁 83 以下。「昭和 21 年 4 月 10 日の選挙によって選出された衆議院議員を含む帝国議会は、5 月 16 日に召集された。憲法改正案は、6 月 20 日の開会日には、衆議院に提出され、同月 25 日に、同議院本会議に上程された。以降、4 カ月余の掣を経て、帝国議会がこの憲法改正案を修正可決したのは、10 月 7 日のことであった。ただそれが帝国議会の修正可決であったため、同月 12 日には、この修正案は、再度樞密院に諮詢され、その本会議がこれを可決したのは、同月 29 日のことである。ともあれ、樞密院の可決後、大日本帝国憲法改正案は、上奏裁可を経て、『日本国憲法』として、11 月 3 日の官報号外に於いて公布され、同時にその英文官報に登載された」。

明白叙明，為防止戰爭慘禍再度發生，日本國民應盡全力達成此憲法的崇高理想與目標：1 國民主權、2 和平主義、3 國際協調主義等憲法的原理原則。²⁰其中「和平主義」乃為此憲法的最高法律規範原則之一，其與憲法第 9 條（放棄戰爭、否認軍備以及交戰權）之規範同時並列存在之，致使日本國憲法（新憲法）有「和平憲法」之稱譽。²¹有鑒於此、新憲法前言的和平主義規範與同憲法第 9 條條文（放棄戰爭等）的具體規範條款，乃構成今日日本自衛隊的法源基礎與法律地位。

一、憲法第 9 條規定與憲法解釋的爭議問題

日本憲法第 9 條（放棄戰爭、否認軍備及交戰權）規定：「①日本國民誠摯

²⁰ 有倉遼吉、時岡弘，《条解日本国憲法》（東京：三省堂，1989 年 6 月 30 日），頁 4 以下。「日本国憲法の前文は、4 段からなる。第 1 段は、憲法の民定憲法性を表明するとともに、『国民主権』の原理とその内容としての代表民主制、人権尊重主義、平和主義と憲法の最高法規制が示されている。第 2 段は、『平和主義』と平和的生存権が規定されている。第 3 段は、『国際協調主義』が謳われ、対外主権と対等関係の保持がこの主権の前提であると宣明している。第 4 段において、以上のことの達成の努力が誓われている。その前文の内容は、次の通りである。日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。われらは、いずれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ」。

²¹ 小林直樹，《新版 憲法講義 上》（東京：東京大学出版会，1996 年 3 月 11 日），頁 147-148。

祈求以提倡正義與秩序為基本主張的國際和平，發動國權的戰爭與武力威嚇或以行使武力作為解決國際紛爭的手段，永久放棄之。②為達成前項目的，不得保持（持有）陸海空軍其他戰力，並否認國家的交戰權」。²²本第 9 條法律之規定，乃是實現憲法前言所宣示「和平主義」精神的具體化規範也。本條文之內容，否定一切戰爭之遂行、戰力之保持以及交戰權之行使，特別是本條款具體的實現裁撤軍備、並使一切戰爭不可能遂行的「絕對和平主義」，就前項觀點而言，實為創世界憲法史上的先例，具有十分重要的意義。又就本條規範的法律性質而論，前項規範並非單純地象徵揭示國家政策方針的政治性宣言，而是具有拘束法官裁判效力的法律規範。²³相對地、若依據舊日本帝國（明治）憲法之規定，日本國民負有服兵役之義務（舊憲法第 20 條規定），²⁴天皇統帥陸海軍（舊憲法第 11 條規定），²⁵甚至軍事統帥乃獨立於政府職權之外，而此種統帥權獨立乃為舊帝國憲法的特色之一。如今，日本國憲法（新憲法）乃完全否定前項軍事統帥體制，並以和平主義為支柱，實施徹底的改革。其次是探討憲法第 9 條規範的解釋與爭議問題，分別針對同條第 1 項規定：「放棄戰爭」的規範意義，以及同條第 2 項有關「不保持戰力及交戰權之否認」條款之意義說明如後：

（一）憲法第 9 條第 1 項規定：「放棄戰爭」的規範意義。

同條第 1 項規定：「日本國民誠摯祈求以提倡正義與秩序為基本主張的國際和平，發動國權的戰爭與武力威嚇或以行使武力作為解決國際紛爭的手段，永久

²² 日本國憲法（昭和 21 年）第 9 條（戦争の放棄、軍備及び交戦権の否定）は、「①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争する手段としては、永久にこれを放棄する。②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」と規定されている。

²³ 樋口陽一、中村睦男、佐藤幸治、浦部法穂，《注釈 日本国憲法 上巻》（東京：青林書院，1984 年），頁 168 以下。

²⁴ 大日本帝国憲法（明治 22 年）第 20 条は、「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ従ヒ兵役ノ義務ヲ有ス」と定められている。

²⁵ 大日本帝国憲法第 11 条は、「天皇ハ陸海軍を統帥ス」と定められている。

放棄之」。其內容明白揭示：①放棄戰爭的主體，與②放棄戰爭的範圍如次：

①放棄戰爭的主體—此處所言，放棄戰爭的主體係指「日本國民」，而所謂的「日本國民」乃是代表國家主權者的日本國民之意。因此，此乃與「日本國家」具有相同意義，故此處所云：「日本國民」者，非指各個獨立個體的日本國民而言。²⁶又判例（百里基地訴訟第一審）上亦如斯認定：「回顧過去依據國民主權主義立腳的日本國民，在其立足於和平主義的見解下而制定憲法的宗旨與制憲經過，憲法第9條第1項是全體的日本國民、具體而言是代表日本國民施行政治的日本國政府所宣告放棄解決國際紛爭手段之戰爭、以及武力威嚇或行使武力而云（同項所言：『日本國民』，若解釋為各個日本國民時，同項規定的放棄戰爭規範，即不具備任何意義）」。²⁷如此顯見，本條第1項規定放棄戰爭的主體，係指代表國民行使國家主權的「日本政府或國家」。

②放棄戰爭的範圍—本條第1項後段規定：「作為解決國際紛爭之手段，永久放棄之」。換言之，所謂：「放棄解決國際紛爭手段之戰爭」，在憲法規定上其放棄戰爭的範圍，依據同條第1項規定（解決國際紛爭手段之戰爭）之法律文字敘述，與同條第2項規定：「前項目的」與「交戰權」等文字規定，在學說的解釋上呈現出分歧不一致的情形。大致上有：Ⅰ同法第1項規定的放棄一切戰爭（以下簡稱第1項的全面放棄）說，Ⅱ同法第1項規定僅放棄侵略戰爭（以下簡稱第1項的限定

²⁶ 宮沢俊儀，《法律学体系コンメンタール全訂日本国憲法》（東京：日本評論社，1978年），頁158以下。「戦争の放棄主体としての日本国民—日本国民とは、主権者としての日本国民を意味する。したがって、日本国家というのと同じ意味になる。個々の日本国民をいうのではない」。

²⁷ 日本水戸地方裁判所判決，《判例時報第842號》，昭和52年2月17日，頁22以下。「このように、国民主権主義に立脚した日本国民が平和主義の見地に立つて制定したという憲法制定の趣旨、経過に鑑みると、憲法第9条第1項は、一体としての日本国民、具体的にはそれを代表として政治を行うところの日本国政府（もし、同項にいう日本国民を個々の国民と解するとき、戦争放棄などを定めた同項の規定は全く無意味なものとなる。）が、国際紛争解決の手段としての戦争、武力による威嚇、武力の行使の放棄を宣言したものであり、同条第2項は、日本国政府が、右第1項の目的を達成するため戦力の不保持を宣言して交戦権を否定したものであるが、それとともに主権者たる国民が政府に対し、間接的に、第1項においては、右第1項所定のごとき行為の禁止を命じ、第2項において戦力の保持を禁止し、交戦権の放棄を命じたものであることは明らかである」（百里基地訴訟第一審判決）。

放棄）說，Ⅲ依據同法第2項的全面放棄（以下簡稱第2項的全面放棄）說，以及同法第1項及第2項的限定放棄（以下簡稱第1項與第2項的限定方放棄）說等4種情形，分別陳述如下：

I 第1項的全面放棄說—此學說乃指：「不論是戰爭、甚至包括武力行使、一切解決國際紛爭的手段，皆放棄之」。因此，自衛戰爭其性質亦屬於解決國際紛爭之前提，所以憲法第9條第1項不侷限於侵略戰爭，乃至包含自衛戰爭或制裁戰爭在內的一切戰爭，皆放棄之。²⁸

Ⅱ 第1項的限定放棄說—亦即放棄解決國際紛爭手段的戰爭說。此處所云：「解決國際紛爭手段的戰爭」者，係指侵略性違法的戰爭，依據本條第1項之規定，其真正應放棄的是侵略性違法的戰爭，自衛戰爭與制裁戰爭，就第1項規定而言，並未放棄之。²⁹

Ⅲ 第2項的全面放棄說—憲法第9條第2項有此「否認戰力之保持以及交戰權」之規定者，其最終結論顯示，不論是自衛戰爭或制裁戰爭，皆放棄之。³⁰

Ⅳ 第1項與第2項的限定方放棄說—憲法第9條第1項與第2項亦同，兩者皆未放棄自衛戰爭與制裁戰爭。³¹

判例原則上亦採支持此項「限定放棄」說，所謂：「放棄解決國際紛爭手段的戰爭」，乃指不法的戰爭，換言之，即是侵略戰爭之意義，現今憲法第9條第1項

²⁸ 田畑忍，《憲法學講義》（東京：憲法研究会，1964年），頁117以下。「1項全面放棄說—戰爭も、武力行使も、すべての国際紛争解決の手段として行われるものであり、自衛戦争も国際紛争を前提しているから、憲法第9条第1項で、侵略戦争だけではなく、自衛戦争や制裁戦争をも含む一切の戦争を放棄したものである」。

²⁹ 佐々木惣一，《改訂日本国憲法論》（東京：有斐閣，1954年），頁231以下。「国際紛争を解決する手段としての戦争とは、侵略的な違法な戦争のことであって、1項によって放棄されているのは、まさにこの侵略的な違法の戦争で自衛戦争と制裁戦争とは、第1項によって放棄されていない」。

³⁰ 鵜飼信成，《新版憲法》（東京：弘文堂，1968年6月），頁59以下。「憲法第9条第2項で戦力の保持及び交戦権が否認されるので、結局、自衛戦争や制裁戦争も放棄される」。

³¹ 西修，《自衛権》（東京：学陽書房，1978年），頁19以下。「憲法第9条第2項においても、自衛戦争や制裁戦争は放棄されていない」。

之規定，並未到達放棄自衛戰爭、制裁戰爭之解釋程度。³²

(二) 憲法第 9 條第 2 項有關「不保持戰力及交戰權之否認」條款之意義。

憲法第 9 條第 2 項規定：「為達成前項目的，不得保持（持有）陸海空軍其他戰力，並否認國家的交戰權」。其中涉及法律文義解釋重要意義者，計有：①「前項目的」之範圍，②「戰力」的概念，③「交戰權」之意義。

①「前項目的」之範圍—所謂的「為達成前項目的」不保持戰力之規定者，若依同條第 1 項全面放棄說之立場解釋之，此處規定的「前項目的」，無論是採任何解釋方法，理應是指「放棄一切的戰爭」。相對地，若同條第 1 項規定係採限定放棄侵略戰爭說的解釋方法，據此「前項目的」之文字敘述，是否有可能允許「自衛戰爭」存在之解釋餘地？確實是構成本條法律解釋爭議的重點，是故學說與判例的解釋各自主張論述概略如次：

I 同條第 2 項之「前項目的」規定者，乃指憲法第 9 條第 1 項的指標性精神指導而言，為達成第 1 項規定的「全面放棄（指放棄一切的戰爭）」之目的，因此，不得保持任何（一切）的軍備，此乃符合本憲法之旨意。³³

II 所謂「前項目的」者，乃是「達成訂定前項規定之目的」而云，亦即是「日本國民誠摯祈求以提倡正義與秩序為基本主張（論調）的國際和平」。是故法律有云：「為達成前項目的」之規定者，僅限於陳述「不保持戰力之動機」也。³⁴

III 此處稱：「為達成前項目的」者，係指「放棄解決國際紛爭手段之戰爭」而論，

³² 日本札幌地方裁判所判決，《判例時報第 712 號》，昭和 48 年 9 月 7 日，頁 25 以下。「国際紛争を解決する手段として放棄される戦争とは、不法な戦争、つまり、侵略戦争を意味する。憲法 9 条第 1 項では いまだ自衛戦争 制裁戦争まで放棄していない」（長沼訴訟本訴第一審）。

³³ 小林直樹，《新版 憲法講義 上》，前掲書，頁 198 以下。「前項の目的とは、憲法 9 条 1 項の目ざす指導精神を指す。1 項のいつさいの戦争を放棄するという目的を達成するために、いつさいの軍備を保持しないというのが、この憲法の趣旨である」。

³⁴ 佐藤功，《日本国憲法概説（全訂第三版）》（東京：学陽書房，1985 年），頁 81 以下。「前項の目的とは、前項を定めるに至った目的、すなわち、『日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し』を指す。『前項の目的を達するため』というのは、戦力不保持の動機を述べたにすぎない」。

亦即是「為達成放棄解決國際紛爭手段之戰爭，前項所敘述之目的」也。因此，不允許保持為發動侵略戰爭之戰力，但是却允許保持自衛性戰力。³⁵

除此之外，在判例上亦有正、反不同地見解，例如：日本長沼訴訟本訴第一審判決指出：「為達成前項目的之『前項目的』者，乃指達成第1項規定的基本精神，換言之，此乃達成訂定同項規定之目的，亦即是指：『日本國民誠摯祈求以提倡正義與秩序為基本主張的國際和平』之目的而云。此處規定「前項目的」之文義解釋，僅限於『第1項解決國際紛爭手段，因此而發動的戰爭』，亦即是僅限於不法的戰爭、侵略戰爭之目的。如斯地解釋顯然非屬正確」。³⁶ 其次是日本百里基地訴訟第一審判決：「所云：『前項目的』者，係指第1項規定整體之意旨而言，故有可能提供侵略戰爭以及威嚇以武力侵略乃至其武力之行使等一切戰力的保持，皆應禁止之。如此的解釋乃屬合理、妥當。若僅依第1項規定的『誠摯祈求國際和平』之意旨，而為『不保持戰力動機』提示之解釋者，此種解釋確實有其困難之處。依此見解下，憲法第66條第2項規定的『文官』制度條款，始有可能尋出其合理成立（存在）之理由」。³⁷

②「戰力」的概念—憲法規範中涉及放棄戰力的範圍問題，鑒於此問題除了與警察力有關聯外，尚涉及自衛隊的存廢問題。然而學說上對於「戰力」的定義，係

³⁵ 西修，《国の防衛と法 防衛法要論》（東京：学陽書房，1980年），頁35以下。「前項の目的を達するためというのは、国際紛争を解決する手段としては戦争を放棄すること、すなわち、侵略戦争を放棄するという目的を達するためである。したがって、侵略戦争のためには、戦力を保持することは、許されないが、自衛のための戦力の保持は、許される」。

³⁶ 日本札幌地方裁判所判決，《判例時報第712號》，昭和48年9月7日，頁25以下。「前項の目的を達するための前項の目的とは、1項を規定するに至った基本精神，つまり同項を定めるに至った目的である『日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求する』という目的を指す。この『』前項の目的なる文言を、たんに1項の『国際紛争を解決する手段として』のみに限定して、そのための戦争，すなわち、不法な戦争、侵略戦争の放棄のみの目的と解すべきではない」（長沼訴訟本訴第一審判決）。

³⁷ 日本水戸地方裁判所判決，《判例時報第842號》，昭和52年2月17日，頁22以下。「前項の目的とは、1項全体の趣旨を受けて侵略的な戦争と侵略的な武力による威嚇ないしその行使に供しうるいっさいの戦力の保持を禁止したものと解するのが相当であって、1項の『国際平和を誠実に希求する』との趣旨のみを受けて戦力不保持の動機を示したものと解することは、困難である。このような見解のもとにおいてこそ、憲法66条2項の、いわゆる文民条項の合理的存在理由をみいだすことができるのである」（百里基地訴訟第一審判決）。

指：「具有遂行戰爭目的、機能（功能）的組織性武力、軍事力」而論，此乃一般的通說主張。³⁸惟就自衛隊合憲論之立場而云，則有各種不同的「戰力」概念提示如後：

I 憲法第 9 條規定的「戰力」，乃是「或多或少，具有遂行戰爭目的與機能的組織性武力或軍事力（軍隊）」之意義，持有如斯的戰力乃屬憲法禁止之戰力也。³⁹

II 「任何形式有助於戰爭之力者，皆屬戰力」。據此，原本平時各自持有具備遂行戰爭目的以外之力，一旦緊急時，一切有助於達成戰爭目的之力者，皆該當戰力，不得（禁止）保持之。⁴⁰

III 所謂：「戰力」者，乃指：「貯備遂行近代戰爭之能力」而言，亦即是達到單獨與外國戰力交戰程度之人員及裝備而云。然而未能達到遂行近代戰爭程度者，未該當禁止保持戰力之範疇。⁴¹

IV 憲法第 9 條第 2 項規定禁止保持的「戰力」，係指：「侷限於逾越『自衛必要最小限度』之實力」而論。是故在「自衛必要最小限度」範圍內，亦即自衛力之保持，非屬憲法第 9 條第 2 項規定所禁止之事項也。⁴²

其次判例上對於戰力的概念，亦有廣義與狹義之分。日本長沼訴訟本訴第一審判決，即否定廣義戰力之概念，主張採用：「具有遂行戰爭目的與機能的組織性

³⁸ 有倉遼吉、時岡弘，《条解日本国憲法 改訂版》，前掲書，頁 48 以下。

³⁹ 清宮四郎，《法律学全集 憲法 I 第三版》（東京：有斐閣，1979 年），頁 113 以下。「憲法第 9 条の戦力とは、戦争を遂行する目的と機能をもつ多少とも組織的な武力・軍事力（軍隊）を意味する。そのようなものの保持を憲法は禁じている」。

⁴⁰ 鵜飼信成，《新版憲法》，前掲書，頁 61 以下。「なんらかの形で戦争に役立つ力がすべて戦力である。それゆえ、平時はそれぞれに戦争遂行以外の本来の目的をもつても、いざという場合、戦争目的に役立つものはすべて戦力として保持し得ない」。

⁴¹ 有倉遼吉、時岡弘，《条解日本国憲法 改訂版》，前掲書，頁 47-48。「戦力とは、『近代戦争遂行能力』を備えたものであり、すなわち、単独に外国の戦力と交戦できる程度の人員及び装備を指す。近代戦争を遂行しうる程度に至らざるものは、保持を禁じられた戦力に当たらない」。

⁴² 橋本公巨，《日本国憲法》（東京：有斐閣，1980 年），頁 444 以下。「憲法第 9 条第 2 項が保持を禁止する戦力とは、『自衛ための必要最小限度』の実力をこえるもののみを指し、『自衛ための最小限度』の実力にとどまるかぎり、それは自衛力として、その保持は憲法第 9 条第 2 項によって禁止されていない」。

武力或軍事力（軍隊）」之學說立場。再者，同訴訟第二審判決（長沼訴訟控訴審判決），則主張：「依據憲法第9條第2項之規定，所謂禁止保持的戰力，僅限於侵略的軍備、戰力」而云。特別是前項訴訟第一審判決指出：「所謂：『陸海空軍』者，在一般（通常）觀念所及之思考下，即是軍隊的形態。若依此項定義，陸海空軍可以說是，以對抗外敵的實力性戰鬥行動為目的之人的、物的手段性組織體也。據此其與以國內治安為目的之警察乃有所區別。然而此處的『其他戰力』者，係指陸海空軍以外之軍隊，或者是準此未具有軍隊名稱者，或具有與此匹敵的實力者，而且必要時得轉換成遂行戰爭目的之人的、物的手段性組織體而云，其中包括專為遂行戰爭的軍需生產設備在內。因此、將此『其他戰力』的意義定義為：有助於廣義戰爭手段的一切人的、物的勢力之情事者，此項定義必然包括近代社會不可欠缺的經濟、產業結構的相當部分，斯種定義（解釋）並非妥當」。⁴³又本訴訟第二審判決（控訴審判決）指出：「憲法第9條第2項規定其單一意義的解釋，乃指明確禁止持有的是，侵略戰爭的軍備乃至戰力，亦即是僅侷限於企圖侵略而為其準備行為之際，在客觀上認定其具有的實體性軍備乃至戰力」而言。⁴⁴

③「交戰權」之意義——一般就交戰權的定義而言，基本上依其文義之解釋，大致上可分為3種，Ⅰ是指「國家遂行戰爭的權利」說，Ⅱ是「國家以交戰國的身份享有國際法的權利」說，以及Ⅲ折衷說，所謂交戰權當然包括Ⅰ遂行戰爭的權利

⁴³ 日本札幌地方裁判所判決，《判例時報第712號》，昭和48年9月7日，頁25以下。「ここに云う『陸海空軍』は、通常の觀念で考えられる軍隊の形態であり、あえて定義づけるならば、それは『外敵に対する実力的な戦闘行動を目的とする人的、物的手段としての組織体』であるといふことができる。このゆえに、それは、国内治安を目的とする警察と区別される。『その他の戦力』とは、陸海空軍以外の軍隊か、または、軍という名称をもたなくとも、これに準じ、または、これに匹敵する実力をもち、必要ある場合には、戦争目的に転化できる人的、物的手段としての組織体をいう。この中にはもっぱら戦争遂行のための軍需生産設備なども含まれる。ここで、その他の戦力の意味を広く戦争ための手段として役立つといふべきの人的、物的勢力と解することは、近代社会に不可欠な経済、産業構造のかなりの部分がこれに含まれることになり妥当ではない」（長沼訴訟本訴第一審）。

⁴⁴ 日本札幌高等裁判所判決，《判例時報第821號》，昭和51年8月5日，頁23以下。「憲法第9条第2項が保持を一義的、明確に禁止するのは、侵略戦争のための軍備ないし戦力、すなわち侵略を企図し、その準備行為であると客観的に認められる実体を有する軍備ないし戦力だけである」（長沼訴訟本訴控訴審）。

與Ⅱ身為交戰國的權利，兩者在內。據此，憲法第9條第2項規定按全面放棄說立場，有關交戰權之意義，係與Ⅰ（國家遂行戰爭權利）說相結合，並排斥適用Ⅱ（交戰國的國際法上權利）說。若以同條第1項及第2項規定的限定放棄說立場，當其與Ⅰ說相結合者，同條第1項與第2項號合併解釋時，僅限於放棄侵略戰爭，是故同法第2項之規定，乃屬無意義的規定。惟其與Ⅱ說相結合者，同法之規定，則有遂行自衛戰爭或制裁戰爭之可能，卻無法主張交戰國之權利也。然而就同條第1項規定的全面放棄說立場，不論其與Ⅰ說或Ⅱ說的任何一說相結合，皆屬本規定必然的歸結—兩者皆須放棄之。⁴⁵

Ⅰ說一國家的「交戰權」者，乃如同文字的字義般，係指國家遂行戰爭的權利也。

46

Ⅱ說一所謂：「交戰權」者，乃為「國家以交戰國的身份享有國際法上承認各種權利（諸如：船舶臨檢、緝捕、沒收貨物等權利以及占領地的軍事行政權利）」之總稱。⁴⁷

Ⅲ說一亦即折衷說所云：「交戰權」者，乃指Ⅰ遂行戰爭的權利與Ⅱ身為交戰國的權利，此兩者皆涵蓋之。⁴⁸

然而判例上有關交戰權的定義，原則上係採國際法上交戰國具有的權利說，同旨見解者有百里基地訴訟第一審判決，⁴⁹以及長沼訴訟本訴第一審判決。其中依

⁴⁵ 有倉遼吉、時岡弘，《条解日本国憲法 改訂版》，前掲書，頁50以下。

⁴⁶ 長谷川正安，《日本の憲法第三版》（東京：岩波書店，1994年4月20日），頁55以下。「国の交戰權とは、文字の通り、国家が戦争を行う権利である」。

⁴⁷ 佐藤功，《日本国憲法概説（全訂第三版）》（東京：学陽書房，1985年），頁77以下。「交戰權とは、国家が交戦国として国際法上認められている各種の権利（例えば、船舶の臨検、拿捕、貨物の没収等の権利、占領地行政の権利）の総称である」。

⁴⁸ 鵜飼信成，《新版憲法》，前掲書，頁60以下。「交戰權とは、戦争を行う権利と交戦国としての権利の双方を含む」。

⁴⁹ 青山武憲，《憲法九条関係判例集》（東京：啓正社，1992年12月10日），頁216以下。「右にいう『交戰權』とは、戦争の放棄を定めた第一項との関連において、さらには戦争の手段たる戦力の不保持を定めた第二項の前段のあとを受けて規定されている点から考えても、『戦争をなす権利』と解する余地は存しないから、国際法上国が交戦国として認められている各種の権利であるといわざるをえない。従って、我が国が外部からの武力攻撃に対し自衛権を

日本長沼訴訟本訴第一審判決例指出：「交戰權在國際法上的概念，乃是交戰國以國家的身份所享有的權利也，亦即是殺傷敵軍兵力，或破壞、攻擊敵軍城市，或於占領地實施軍事行政，或是對中立國在符合一定的條件下進行船舶臨檢、緝捕，或沒收其貨物等權利之總稱。又此交戰權若採廣義的國家遂行戰爭權利之解釋者，乃與憲法第9條第1項規定：『發動國權戰爭』之意義重複，非屬妥當」。⁵⁰

二、自衛隊的法律地位與憲法訴訟問題

自衛隊的法律地位，特別是自衛隊的設置與其法源依據自衛隊法等相關法制的合憲性訴訟問題，學說與判例的見解分歧，多數說認為依據憲法第9條的法律規範性而言，同條規定乃具有拘束法院的司法裁判規範性。因此，自衛隊以及自衛隊法律規範，應屬違憲。然而少數說則否定本條法律具有司法裁判規範性，允許保持自衛戰力之見解，此乃屬肯定「憲法變遷」⁵¹之思考方式。有關自衛隊法律地位的合憲性以及憲法第9條規定的學說主張、與判例見解說明如次：

（一）學說主張

①憲法第9條規定乃屬憲法和平主義客觀性制度的具體化法律規範，非純屬宣示國政方針的政治性宣言（manifesto），同時其亦屬拘束法官的法規範，法院得以本條規定為依據實施法令違憲、合憲性判斷（裁判），又依照本條規定自衛隊及

行使して侵害を阻止、排除するための実力行動にでること自体は、なんらの否認されるものではないのである」（百里基地訴訟第一審判決）。

⁵⁰ 日本札幌地方裁判所判，《判例時報第712號》，昭和48年9月7日，頁25以下。「交戰權とは、國際法上の概念として、交戦国が国家として持つ權利で、敵の兵力を殺傷、破壊したり、都市を攻撃したり、占領地に軍政をしいたり、中立国に対しても一定の条件の下に船舶を臨檢、拿捕し、また、その貨物を沒收したりなどする權利の總稱をいう。この交戰權を広く国家が戦争をする權利と解する立場は、一項の『国權の發動たる戦争』と重複し、妥当ではない」（長沼訴訟本訴第一審判決）。

⁵¹ 金子宏、新堂幸司、平井宜雄，《法律学小辞典新版》（東京：有斐閣，1944年11月10日），頁285以下。「慣行や国家の諸機関の公権的解釈などを通じて、憲法の条項の意味が変更され、かつ、それが長い期間にわたって継続したため、変更された意味が憲法の正しい解釈であると一般に認められるようになること」。

自衛隊法，應屬違憲。⁵²

②本條（第9條）規定乃涉及「國家安全保障」的高度政治性事項，最終應交由國民主權者國民的意思決定，斯種意義祇不過是政治性規範乃至政治性宣言，據此不具有裁判規範之性質。是故非屬向法院提出主張法令違反本條規定之訴訟（違憲訴訟）。重要（主要）是透過國會、選舉其他政治立場檢討決定之。⁵³

③憲法學者一直以來的通說，在制憲當時有關憲法第9條規範的意義，業已正確定型，然而其後基於國際情勢、我國（日本）國際地位有顯著變化，現今憲法第9條的解釋已達到有變更必要之程度，而且現在國民的規範意識，亦容許自衛戰之力之保持。如斯，不得不承認憲法第9條意義的變遷。⁵⁴

（二）判例見解

日本司法判例史上首例判決自衛隊及其法源根據的防衛廳設置法（舊法）乃至自衛隊法其他相關法規違憲的是，長沼訴訟本訴第一審判決。惟同訴訟第二審（控訴審）判決，卻以本件涉及統治行為問題，不在司法審查對象內處置之。又本訴訟最高裁判所（法院）則從訴訟利益之觀點，駁回原告之主張，並迴避自衛隊合憲性問題之判斷，全案審理終結。其他有關自衛隊的合憲性判決例，尚有警

⁵² 浦田賢治，《憲法の精神 きみたらはどう生きるか》（東京：日本評論社，1985年），頁57以下。「本条は、憲法の平和主義を客観的制度として、具体化した法規範であり、国政の方針を示すたんなる政治的宣言（マニフェスト）でなく、裁判官をも拘束する法規範である。裁判所は本条を根拠として法令の違憲・合憲を判断できる。本条に照らして、自衛隊及び自衛隊法等は違憲である」。

⁵³ 伊藤正巳，《憲法 第三版 法律学講座双書》（東京：弘文堂，1995年），頁166以下。「本条は 国の安全保障という高度の政治性をもつことがらに関するもので終局的には主権者である国民の意思によって決定しれるべきであるという意味で政治的規範ないしは政治的マニフェストにすぎないから、裁判規範としての性格をもたない。それゆえ、法令が本条に違反するという主張も裁判所における訴訟でなく、主として、国会、選挙その他政治的な場において検討され決定される」。

⁵⁴ 橋本公巨，《日本国憲法》（東京：有斐閣，1980年），頁436以下。「憲法学者の従来の通説は、憲法制定当時における9条の規範的意味を正しくとらえていた。しかし、その後の国際情勢および我が国の国際的地位は著しく変化し いまでは9条の解釈の変更を必要とするに至った。国民の規範的意識も、現在では自衛のための戦力の保持を認めているように思われる。かくて、右の限りにおいて、9条の意味の変遷を認めざるを得ない」。

察預備隊違憲訴訟，⁵⁵惠庭事件判決，百里基地訴訟第一審判決⁵⁶及第二審判決，⁵⁷相關判例論旨摘要如次：

- ①切斷自衛隊演習通信線路之行為，非該當自衛隊法第 121 條規定：「其他供防衛用之物」，⁵⁸應屬無罪。是故、自衛隊的合憲性與否已無裁判判斷之必要。⁵⁹
- ②從陸上、海上、航空各自衛隊現在的規模、裝備、能力觀察之，無論何者皆該當憲法上的「陸海空軍」，應屬違憲。⁶⁰

⁵⁵ 日本最高裁判所判決，《民事判例集第 6 卷第 9 號》，昭和 27 年 10 月 8 日，頁 783 以下。「本件について、GHQ の意向をもって 1950 年に警察予備隊が設置された。この設置について、当時の日本社会党を代表して X 原告が、警察予備隊の設置及び維持は、憲法 9 条に反するとして、これらの行為を、国に対して無効確認の訴えを最高裁に提起した。自衛隊設置（実際はその前身の警察予備隊設置の問題）の際の憲法判断であるので、かなり前の事件であるが、今となっても重要な判例になっている。最高裁は、この訴えを審理することなく却下した。その理由は以下の通りである。1 わが裁判所が現行の制度上与えられているのは司法権を行う権限であり、そして司法権が発動するためには具体的な争訟事件が提起されることを必要とする。2 裁判所は具体的な争訟事件が提起されないのに将来を予想して憲法及びその他の法律命令等の解釈に対し存在する疑義論争に関し抽象的な判断を下すごとき権限を行い得るものではない。3 最高裁判所は法律命令等に関し違憲審査権を有するが、この権限は司法権の範囲内において行使されるものであり、この点においては最高裁判所と下級裁判所との間に異なるところはないのである」。

⁵⁶ 日本水戸地方裁判所判決，《判例時報第 842 號》，昭和 52 年 2 月 17 日，頁 22 以下。「憲法第 9 条は私法上の行為には直接適用されない。自衛権の行使及びそのための措置等は合憲、旧防衛庁設置法や旧自衛隊法の憲法判断は統治行為、『平和』のうちに生存する権利は裁判規範ではない」（百里基地訴訟第一審判決）。

⁵⁷ 青山武憲，《憲法第九条関係判例集》，前掲書，頁 234 以下。「基地用地取得のための国と私人との売買契約は憲法第九条等との関連において民法第九十条に違反しない」（百里基地訴訟控訴審判決）。

⁵⁸ 日本自衛隊法第 121 条は、「自衛隊の所有し、又は使用する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物を損壊し、又は傷害した者は、五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する」と規定されている。

⁵⁹ 日本札幌地方裁判所判決，《下級裁判所刑法判例集第 9 卷第 3 號》，昭和 48 年 9 月 7 日，頁 359 以下。「自衛隊の演習用通信線路切断行為は、自衛隊法第 121 条にいう『その他防衛の用に供するもの』に当たらず無罪であるから、自衛隊の憲法適否の判断はする必要がない」（惠庭事件）。

⁶⁰ 日本札幌地方裁判所判決，《判例時報第 712 號》，昭和 48 年 9 月 7 日，頁 25 以下。「陸上、海上、航空各自衛隊は現在の規模、装備、能力からみて、いずれも『陸海空軍』に該当し、違憲である」（長沼訴訟本訴第一審判決）。

③自衛隊的存在等是否違反憲法第9條規定問題，應屬統治行為相關的裁決判斷，除非一見極為明白的侵略性行為者，否則不構成司法審查之對象。⁶¹

貳、自衛隊之成立歷史沿革

1950年（昭和25年）朝鮮半島動亂之前，日本不論是學界的通說或政府的統一見解，皆徹底遵守憲法和平主義思想，甚至當時吉田茂首相於1946年（昭和21年）6月28日在衆議院的演說時表示：「承認國家正當防衛權之情事，乃屬有害的思維」，堅決否認自衛權之存在。⁶²但是朝鮮半島局勢動盪初期，聯合國占領軍對日政策方向大幅轉換，亦即1950年年初，聯合國最高指揮官麥克阿瑟（Douglas MacArthur）即提出：「日本國憲法未否定自衛權」之說。同年6月韓戰爆發後翌（7）月GHQ（General Headquarters）即指示日本內閣總理府設置警察預備隊。同時期日本政府收編由舊海軍殘存部隊組成的海上保安廳改制為海上警備隊，爾後又進行再改組為警備隊。此際、憲法第9條的規範意義大幅後退，自此之後，日本政府的憲法統一解釋、見解，亦大幅轉換、變調。⁶³

1952年（昭和27年）8月1日日本成立保安廳管轄前述警察預備隊及警備隊（前身即是海上警備隊）。又同年10月警察預備隊改組為保安隊，同時日本最高裁判所對於警察預備隊違憲訴訟作出判決，並以法院不具有抽象法令審查權為由，

⁶¹ 日本札幌高等裁判所判決，《判例時報第821號》，昭和51年8月5日，頁23以下。「自衛隊の存在等が憲法9条に違反するか否かの問題は統治行為に関する判断であり、それが一見極めて明白に侵略的なものとなしえない場合には司法審査の対象とはならない」（長沼訴訟本訴控訴審）。

⁶² 小林直樹，《新版憲法講義上》，前掲書，頁208以下。「朝鮮動乱（1950年6月勃発）を契機として、警察予備隊が設置された。即ち、警察予備隊以前の段階では、政府も学界の通説とほとんど同様に、第9条が徹底した平和主義をとることを認めていた。『国家の正当防衛権は・・・の如きことを認めることが有害であると思う』と述べた吉田首相（1946年6月28日衆本）の言葉は、その端的な表現である。自衛権をも否認したそういうラディカルな平和主義である」。

⁶³ 芦部信喜，《国家と法Ⅰ憲法》（東京：放送大学教育振興会，1985年3月），頁43以下。「しかし、朝鮮半島における熱戦の開始とともに、むしろこれには、占領軍の対日政策の方向轉換が伴っていたことが注目されよう、動乱の始まった1950年年頭において、マッカーサー司令官が、日本国憲法は自衛権を否定しないと説いたのは、すでにその徴表であったとみられる。警察予備隊の設置とともに、再軍備への第一歩が画され、これと並んで第9条解釈の変化が始まる」。

駁回原告之訴訟。⁶⁴此時日本政府已正式跨出再軍備的第一步。

1954 年（昭和 29 年）7 月 1 日施行自衛隊法（昭和 29 年 6 月 9 日法律第 165 號）正式賦予自衛隊任務、部隊的組織編制乃至自衛隊的行動權限以及自衛隊隊員的身份法律地位等設立規定之法源基礎。同時日本政府又將警備隊（前海上警備隊）改編成立海上自衛隊，並新設執行領空警備任務的航空自衛隊。如斯，在陸海空各自衛隊成立的當日，防衛廳設置法亦同時施行之。在此防衛 2 法（防衛廳設置法、自衛隊法）完成法制化之後，隨之日本政府即從保安隊正式踏上自衛隊的發展正軌。顯見自衛隊法第 3 條規定公開揭示：所謂「防衛的軍隊，非屬違憲」⁶⁵之理論，已形成既成事實。⁶⁶

1960 年（昭和 35 年）1 月美日簽訂新安保條約，同時自衛隊自 1960 年至 1966 年實行第 2 次防衛力整備計畫，值此時期雖然發生反安保示威遊行運動，但安保抗爭之後反對派陣營勢力轉弱，社會對自衛隊整備的抑制力微弱，復加上自衛隊的救災活動獲得社會的高度評價。⁶⁷自此之後，自衛隊的立足基礎逐漸穩固，又於 1967 年 3 月、札幌地方裁判所判決「惠庭事件」無罪，迴避自衛隊合憲性判斷。⁶⁸因此、一般主張的「自衛隊違憲論」實質上已難有共鳴之餘地。

⁶⁴ 同前掲註 55。

⁶⁵ 同前掲註 8。

⁶⁶ 小林直樹，《新版憲法講義上》，前掲書，頁 210 以下。「すなわち、1954 年 11 月鳩山内閣の成立とともに、『憲法は自衛のための軍備は、きんじていない』という芦田説が、はばかりことなく押し出されるようになるのである。このロジックは、やがて岸内閣の下で（1957 年）『自衛権の範囲内なら、核兵器も保有できる』という見解にまで飛躍してゆく、『抜き差ししあし』の再軍備は、ここにいった『歩武堂々』の公然たる既成事実となったのである」。

⁶⁷ 小林直樹，《新版憲法講義上》，前掲書，頁 211 以下。「1963 年の政府調査、65 年と 66 年のわれわれの（小林を代表者とする全国 20 名余の憲法研究者の共同による）調査の結果をあげると、自衛隊の肯定—支持率は尻上りに高まっているにあげるとおり、それぞれ 52% →60% →71%。ただし、63 年政府の調査によると、『自衛隊はこれまでどんなことに役立ってきたか』という問いに対し—災害派遣 80%、国防 3%、治安維持 3%、民生協力 3%という答えが出ており、さらに『今後どのような面に力を入れてほしいか』について—災害派遣 39%、国防 19%、治安維持 14%、民生協力 11%となった。数字は違っても同様の傾向は、われわれの調査にも現れており（65 年調査については、法時臨増・憲法第 9 条の総合的研究をみよ）、災害派遣における活躍が自衛隊支持率を高めることが知られる」。

⁶⁸ 同前掲註 59。

1970 年代至 1980 年代輿論界主張所謂的「自衛隊增強論」，急速高漲。雖然 1973 年（昭和 48 年）9 月札幌地方裁判所作出「長沼訴訟本訴」有關自衛隊該當軍隊違憲之第一審判決。⁶⁹但 1976 年（昭和 51 年）8 月本件上訴第二審札幌高等裁判所則作出廢棄「長沼訴訟本訴第一審」判決。⁷⁰然而同一時期的日本隨著「越戰」後的國際情勢變化及國內政治保守派勢力的抬頭，亦開始積極推展「有事立法」⁷¹運動與促進自衛隊增強軍事力之活動。

1990 年代冷戰時期，日本自衛隊遵守「專守防衛」的範疇，美國依據美日安保條約之規定，駐日美軍充分發揮擔任補足日本防衛的角色與功能，於是值此期間，日本國會參、眾兩院通過「聯合國和平維持法案」(United Nations Peacekeeping Operations)，使得日本自衛隊據此得實施海外派遣活動，此乃象徵自衛隊踏出固有傳統地「專守防衛」的範疇，正式走上海外出兵之途。⁷²

2006 年（平成 18 年）日本將固有統合各陸海空自衛隊指揮運用而設置的統合幕僚會議，授權議長（會議主席）實施指揮管制體系進行改制，並擴大其權限改設統合幕僚監部（聯合作戰參謀本部）由統合幕僚長（參謀總長）統御之。翌年（2007 年）1 月 9 日防衛廳正式升格為防衛省。

參、自衛隊與防衛省的法律關係

一、自衛隊

自衛隊的法律性質係屬日本的防衛組織，由陸上自衛隊、海上自衛隊以及航空自衛隊組成之。依據自衛隊法第 3 條第 1 項規定：自衛隊「以守護我國（日本）

⁶⁹ 同前揭註 60。

⁷⁰ 同前揭註 61。

⁷¹ 小林直樹，《国家緊急権—非常事態における法と政治》（東京：學陽書房，1979 年 11 月），頁 77 以下。「1970 年代末における『有事立法』論の沸騰は、この段階のきわだった現象である。有事即応の体勢を整えるべきという、いわゆる制服組を中心とする防衛関係者の要求が、高姿勢で論議されだしたのは、前記の内外の状況を反映している。この間の事態と資料を批判的に検討したものとして、軍事問題研編・有事立法が狙うものである」。

⁷² 田畑忍，《憲法学講義》（東京：憲法研究所出版会，1964 年），頁 124 以下。

的和平與獨立，保衛國家安全，以及防衛我國（日本）為主要任務。應必要之需，得擔當維持公共秩序，人命救援等災害派遣或聯合國 PKO 派遣等國際和平協力活動為次要任務」，⁷³並隸屬於防衛省之管轄。

二、防衛省

防衛省（Ministry of Defense, 簡稱 MOD），在日本國憲法第 9 條規定「放棄戰爭」與「不保持戰力」之規範下，依據國家行政組織法第 3 條規定⁷⁴及防衛省設置法第 2 條規定，⁷⁵乃隸屬總理內閣府掌理日本國防行政事務的「省」級行政機關之一。防衛大臣為該機關之首長，負責統御防衛省包括陸海空自衛隊全體組織之事務。舊日本帝國時期、明治 2 年至明治 5 年乃由兵部省主管日本的防衛任務。現行防衛省的直接前身，係於 1950 年 6 月韓戰爆發後設置警察預備隊本部，其後經歷保安廳及防衛廳等機關迄今。又防衛廳係於 1954 年（昭和 29 年）7 月 1 日設立隸屬於總理內閣府的外局之一，期間歷經半個多世紀的歲月，其法律地位由府（省）外局的「廳」，升格為內閣直屬的「省」之提議，始於 2005 年（平成 17 年）小泉政權後半期迄至 2007 年（平成 19 年）1 月 9 日安倍政權執政下終於實現之。⁷⁶防衛廳升格後，該機關首長由防衛廳長官晉升為防衛大臣，其職掌

⁷³ 同前揭註 65。

⁷⁴ 日本國家行政組織法第 3 條（行政機關の設置、廢止、任務及び所掌事務）は、「1 国の行政機關の組織は、この法律でこれを定めるものとする。2 行政組織のため置かれる国の行政機關は、省、委員會及び庁とし、その設置及び廢止は、別に法律の定めるところによる。3 省は、內閣の統轄の下に第五條第一項の規定により各省大臣の分担管理する行政事務及び同條第二項の規定により当該大臣が掌理する行政事務をつかさどる機關として置かれるものとし、委員會及び庁は、省に、その外局として置かれるものとする。4 第二項の国の行政機關として置かれるものは、別表第一にこれを掲げる」と規定されている。

⁷⁵ 日本防衛省設置法第 2 條（設置）は、「1 國家行政組織法（昭和二十三年法律第一百二十號）第三條第二項の規定に基づいて、防衛省を設置する。2 防衛省の長は、防衛大臣とする。

⁷⁶ 日本の防衛白書（平成 28 年版）によると、防衛庁が防衛省への昇格の経緯は、次の通りである。2005 年（平成 17 年） - 政府部内において庁から省への昇格の議論が本格化、省昇格法案を国会に提出することが予定される。2006 年（平成 18 年）1 月 30 日 - 防衛施設庁談合事件が発覚し、防衛施設庁の問題を放置したまま防衛庁を省へ移行させることへの反対意見が起こる。6 月 9 日 - 防衛庁を防衛省へ移行させるため、「防衛庁設置法等の一部を改正する法律案」が第 164 回国会に提出。11 月 30 日 - 第 165 回国会において継続審議された防衛庁設置法等改正法案が衆議院で可決。12 月 15 日 - 同法案が参議院で可決。衆参ともに自民・公明・民主・国民新などの賛成多数により、同法が成立した。2007 年（平成 19 年）1 月 9 日 - 防衛

乃是扮演分擔內閣法所稱主任大臣—內閣總理大臣的國防管理責任，並有請求召集內閣會議、要求財務大臣編列預算，以及訂定省位階的行政命令等權限。同時在自衛隊調動指揮方面，雖然防衛大臣對自衛隊有行使命令指揮權限，惟僅限於「海上警備行動」以下的指揮命令權。上一位階的「警護出動」及「治安出動」，甚至最高位階的「防衛出動」權，仍歸屬內閣總理大臣行使之。

三、執掌與權限劃分

防衛省設置之目的，旨在維護日本國的和平與獨立，以及確保國家安全。又防衛省的設置任務有二：其一是，營運與管理陸上自衛隊、海上自衛隊與航空自衛隊，以及遂行此等相關事務。其二是，依據條約執行與外國軍隊駐留（駐軍）以及遂行日本與美利堅合眾國之間相互防衛援助規定有關美利堅合眾國政府職責在本國（日本）施行的附隨事務以及適切推行（順利推動）不隸屬其他行政機關職掌之事項（亦即執行屬於其他不管部之事項）。⁷⁷

在行政組織方面，防衛省分別設有內部部局、審議會、設施等機關、特別機關地方支分部局及外局等組織單位。其中內部部局則由大臣官房、防衛政策局、整備計畫局、人事教育局及地方協力局構成之。審議會乃指防衛設施中央審議會、自衛隊員倫理審查會與防衛人事審議會。設施等機關則包括防衛大學校、防衛醫科大學校及防衛研究所。特別機關乃指防衛會議、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部以及陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊等單位。

庁設置法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 118 号）施行により、防衛庁設置法が防衛省設置法に改題され、防衛庁は防衛省（Ministry of Defense）に改められた。

⁷⁷ 日本防衛省設置法第 3 条（任務）は、「1 防衛省は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つことを目的とし、これがため、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第二項 から第四項 までに規定する陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊をいう。以下同じ。）を管理し、及び運営し、並びにこれに関する事務を行うことを任務とする。2 前項に定めるもののほか、防衛省は、条約に基づく外国軍隊の駐留及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（以下「相互防衛援助協定」という。）の規定に基づくアメリカ合衆国政府の責務の本邦における遂行に伴う事務で他の行政機関の所掌に属しないものを適切に行うことを任務とする。3 前二項に定めるもののほか、防衛省は、前二項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。4 防衛省は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする」と規定されている。

地方支分部局則指 8 個地方防衛局。外局乃為防衛裝備廳。在行政組織法上前述所有的機關，皆屬構成防衛省的一部分。惟在媒體報導上稱防衛省（或未升格前的防衛廳）者，皆不包括特別機關，專指內部部局（防衛省本部）而云。

其次是自衛隊的法律組織定位及職掌，依據自衛隊法上的規定係指：審議會等委員與主管駐留軍等勞動者勞務管理局(防衛省地方協力局勞務管理課)除外，防衛大臣以下包括內部部局的防衛省全體。換言之，此處所稱「防衛省」與「自衛隊」幾乎係指同一組織而言。亦即依防衛省設置法在設立國家行政機關而論，此處應稱其為「防衛省」。另一方面若就擔任國防等職掌而云，此際應稱其為「自衛隊」較為妥適。又此處稱：「自衛隊隊員」者，乃指防衛省的職員，除審議會等委員、地方協力局勞務管理課職員，以及防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策參與官、防衛大臣秘書官以外者而云（自衛隊法第 2 條第 5 項規定）。防衛事務次官、防衛書記官、防衛部員為首所謂內部部局等文官（西服組），視同自衛隊隊員，其與自衛官（制服組）同樣必須宣誓踐履「臨事不顧安危，全身致力完成任務」之服務精神與規範。同時又有陸上自衛隊、海上自衛隊與航空自衛隊之稱者，乃指各陸海空自衛隊接受其對應陸海空幕僚監部與幕僚長、以及統合幕僚長之指揮監督的部隊與機關而言。⁷⁸

⁷⁸ 日本自衛隊法第 2 條（定義）は、「1 この法律において「自衛隊」とは、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与及び防衛大臣秘書官並びに防衛省の事務次官及び防衛審議官並びに防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛会議、統合幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局その他の機関（政令で定める合議制の機関並びに防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第四条第一項第二十四号又は第二十五号に掲げる事務をつかさどる部局及び職で政令で定めるものを除く。）並びに陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊並びに防衛装備庁（政令で定める合議制の機関を除く。）を含むものとする。2 この法律において「陸上自衛隊」とは、陸上幕僚監部並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長の監督を受ける部隊及び機関を含むものとする。3 この法律において「海上自衛隊」とは、海上幕僚監部並びに統合幕僚長及び海上幕僚長の監督を受ける部隊及び機関を含むものとする。4 この法律において「航空自衛隊」とは、航空幕僚監部並びに統合幕僚長及び航空幕僚長の監督を受ける部隊及び機関を含むものとする。5 この法律（第九十四条の七第三号を除く。）において「隊員」とは、防衛省の職員で、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与、防衛大臣秘書官、第一項の政令で定める合議制の機関の委員、同項の政令で定める部局に勤務する職員及び同項の政令で定める職にある職員以外のものをいうものとする」と規定されている。

肆、防衛法治之定義（概念）、作用與範圍

一、防衛法制的概念與定義

鑒於本論文係以日本自衛隊的法定任務派遣為研究主題，所謂：「防衛法制」的概念，乃指日本防衛省與自衛隊基於綜理與執行日本國家的防衛事務之需要而設置隸屬於內閣府管轄的國家行政機關組織，而且國家的防衛行政事務亦屬內閣的行政權作用之一，同時防衛事務本身亦須具有公務員身分的職員或自衛隊隊員遂行之。是故依前項觀點而言，此處所云的「防衛法制」與其他行政活動同樣可定義為：「防衛相關的組織法、作用法與公務員法」。⁷⁹如斯的防衛法制概念除包括：（一）防衛組織法，（二）防衛作用法，（三）防衛公務員法等 3 區分之外，同時又依據美日安保條約衍生的駐日美軍駐留基地、設施、區域、管理權限，以及特別防衛秘密保護、或民事、刑事各種特例等與美軍駐留相關法制，亦屬構成日本防衛法制的重要領域之一。⁸⁰

二、防衛法制的作用與範圍

（一）防衛組織法

防衛組織法乃為規範防衛相關組織的法制，亦即律定國家行政機關通則的國家行政組織法（內閣府除外），以及防衛省設置法、自衛隊法與安保會議設置法。

⁸¹防衛省設置法即是規範防衛省的設置、任務、職掌事務與組織等法律之規定，

⁷⁹ 杉村敏正，《法律学全集 12 防衛法》（東京：有斐閣，昭和 33 年），頁 32 以下。「すなわち、防衛庁設置法、自衛隊法及び国防会議の構成等に関する法律について、防衛組織法、防衛公務法及び防衛作用法の三区分により論じられている」。

⁸⁰ 田村重信、高橋憲一、島田和久，《日本の防衛法制》（東京：内外出版社，2014 年），頁 67 以下。

⁸¹ 杉村敏正，《法律学全集 12 防衛法》，前掲書，頁 45 以下。「安保會議設置法は、国防に関する重要事項及び重大緊急事態への対処に関する重要事項を審議する機関として、内閣に安全保障會議を設置すること、内閣総理大臣による會議への諮問事項、會議の組織、會議の議員等について定めるものである」。

相當於內閣各省設置法。⁸²自衛隊法則是規範自衛隊的任務、部隊的組織編成、指揮監督、部隊的行動、權限等法律規範。⁸³

（二）防衛作用法

防衛作用法係指防衛的作用，特別是防衛對人民所發生的對外作用相關的法律而言。⁸⁴此處所云防衛作用法乃包括：1.防衛日本直接相關的法制，2.維持公共秩序相關的法制，3.周邊事態對應相關的法制，4.推動國際和平協力等相關的法制，分別敘述如次：

1. 日本防衛直接相關法制

本防衛作用法制堪稱為日本防衛法制的核心，主要是規範自衛隊法有關防衛出動及事態對處等法律規定。所謂：「事態對處法制」者，乃屬於有事法制整備之一環，包含武力攻擊事態對處基本法、國民保護法、特定公共設施利用法、美軍行動相關措置法、海上輸送規制法、俘虜處置法、違反國際人道法處罰法等規定。⁸⁵

⁸² 加藤陽三，〈防衛兩法律主要問題（上）〉，《警察研究》，第 25 卷第 7 號，1954 年，頁 27-28。「防衛省設置法は、防衛省に内部部局、統合幕僚監部、陸海空幕僚監部等の他、陸海空自衛隊の部隊及び機関を置くこととしている」。

⁸³ 高瀬忠雄，〈防衛庁設置法及び自衛隊法の概要〉，《警察学論集》，第 7 卷第 9 號，1954 年，頁 46 以下。「自衛隊法においては、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官及び防衛大臣秘書官並びに防衛省の事務次官並びに内部部局等の組織並びに陸海空自衛隊を含むものすなわち防衛省の全部を含むものを自衛隊と称することとしている。このように、防衛省と自衛隊とは、実質的に同一ものであるが、防衛省は、国家行政組織上の行政機関といういわば静的な面から観念したものであるのに対し、自衛隊は防衛省の任務の実体をなす一般行政官庁の事務とは異なつた部隊による実力行動といういわば動的な面から観念したものと云える。すなわち、防衛省設置法は行政官庁の組織の面から、自衛隊法は部隊組織又は部隊行動という面から捉えて規定し、二本建てとされたものである」。

⁸⁴ 芝池義一，《行政法読本 第 4 版》（東京：有斐閣，平成 28 年 4 月 1 日），頁 11 以下。「作用法とは、行政の作用、特に国民に対して行われる対外的な作用に関する法である。例えば、道路交通法、建築基準法、都市計画法は、この作用法に当たる」。

⁸⁵ 加藤陽三，〈防衛兩法律主要問題（上）〉，《警察研究》，前掲書，頁 28 以下。「我が国の防衛に直接関連する法制は、我が国の防衛法制の中核をなすものであり、自衛隊法の防衛出動に関連した規定及び事態対処法制が主要なものである。事態対処法制は、いわゆる有事法制整備の一環として制定されたものであり、事態対処法、国民保護法、特定公共施設利用法、米軍行動関連措置法、海上輸送規制法、捕虜取り扱い法、国際人道法違反処罰法が主なものである。このうち、事態対処法は、我が国に対する武力攻撃等の事態が生じた際の国家としての対応の

2. 維持公共秩序相關法制

維持公共秩序相關法制，係指日本自衛隊依法執行治安出動、自衛隊設施等警護出動、海上警備行動、反彈道飛彈等破壞措置、災害派遣、地震防災派遣、核子防災派遣、侵犯領空處置、掃雷以及海外撤僑等法定任務之際，該當維持公共秩序必要時所訂定的法制規範，⁸⁶其內容甚至包括平成 21 年因應索馬利亞（Somalia）海盜而制定的海賊對處法，皆屬維持公共秩序（海上秩序）之必要。

3. 周邊事態對應相關法制

此乃屬防患未然之預防防衛法制，亦即周邊事態雖然尚未對日本國家構成或發生侵害之行為。惟如「放置不顧，即有衍生對日本國（我國）直接武力攻擊之虞的事態等，並於日本國（我國）周邊地域內賦予日本國（我國）和平及安全重要影響之事態」而云。⁸⁷據此為確保周邊事態安全或對應周邊事態而訂定實施船舶檢查活動等態樣與程序之相關法制。

4. 推動國際和平協力等相關法制

基本的な仕組みを定めたものであり、武力攻撃事態等への対処の基本法的性質を有する。同法の定める枠組み（プログラム）の下で、同法制定の翌年に制定されたのが、国民保護法以下の法律であり、これらは基本法的な性質を持つ事態対処法に対して、個別の事態対処法制と呼ばれる」。

⁸⁶ 高瀬忠雄，〈防衛庁設置法及び自衛隊法の概要〉，《警察学論集》，前掲書，頁 47 以下。「公共の秩序の維持に関連する法制とは、自衛隊法の治安出動、自衛隊施設等の警護出動、海上における警備行動、弾道ミサイル等に対する破壊措置、災害派遣、地震防災派遣、原子力防災派遣、領空侵犯に対する措置、機雷等の除去、在外邦人等輸送等に関連した規定等が、これに当たったものである。ソマリア沖、アデン湾における海賊の急増等契機として平成 21 年に制定された海賊対処法についても、海賊行為に適切かつ効果的に対処するために必要な事項を定め、もって海上における公共の安全と秩序の維持を図ることを目的とするものであり、本類型に区分される法制である」。

⁸⁷ 日本重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第 1 条（目的）は、「この法律は、そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態（以下「重要影響事態」という。）に際し、合衆国軍隊等に対する後方支援活動等を行うことにより、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「日米安保条約」という。）の効果的な運用に寄与することを中核とする重要影響事態に対処する外国との連携を強化し、我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする」と規定されている。

本法制主要包括日本自衛隊實施的 PKO 聯合國和平維持活動的海外派遣以及國際緊急援助隊法等於海外發生大規模災害時的國際緊急援助隊之派遣措置。⁸⁸

（三）防衛公務員法

此乃指規範防衛省職員及自衛隊隊員的服務、紀律、任免、待遇等法制，除此之外，尚防衛省給與法、自衛隊員倫理法等規範，皆屬之。

（四）駐留美軍相關法制

本法制主要係以駐日（駐留）美軍為中心的法律規範，包括提供駐日美軍的國有財產等管理及使用規範，美軍駐留者的勞動身分、勤務條件，以及駐日美軍特定行為發生時農、林、漁業其他特定事業的損失補償等相關法律規範。

伍、自衛隊之固有任務派遣

誠如前述防衛省與自衛隊在行政機關組織上名稱與部隊組織上名稱雖然不同，但在實質上兩者係屬同一性質的組織。據此，防衛省的設置目的與自衛隊的設置目的，乃同屬為「維護日本（我國）的和平與獨立，確保國家安全」（參照防衛省設置法第 3 條第 1 項規定與自衛隊法第 3 條第 1 項規定）。惟兩者在設置的任務上略有差異，前者有關防衛省的任務有二：1.營運與管理陸上自衛隊、海上自衛隊與航空自衛隊，以及遂行此等相關事務。2.依據條約執行與外國軍隊駐留（駐軍）以及遂行日本與美利堅合眾國之間相互防衛援助規定有關美利堅合眾國政府職責在本國（日本）施行的附隨事務以及適切推行（順利推動）不隸屬其他行政機關職掌之事項。後者有關自衛隊的法定任務派遣則分別說明如次：

⁸⁸ 田村重信、高橋憲一、島田和久，《日本の防衛法制》，前掲書，頁 69-70。「国際平和協力等の推進に関連する法制は、主要なものとしては、国際平和協力法及び国際緊急援助隊法がある。国際平和協力法は、国際連合平和維持活動（PKO）等に対し適切かつ迅速な協力を行うため、もって我が国が国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的とするものである。また、国際緊急援助隊法は、海外の地域における大規模災害に対し国際緊急援助隊を派遣するために必要な措置を定め、もって国際協力の推進に寄与することを目的とするものである」。

一、法定任務派遣概念

日本自衛隊法定任務派遣，依自衛隊法規定大致可區分為：（一）固有任務，（二）主要任務，（三）從屬任務，（四）附帶（附隨）任務等 4 種類型。

（一）固有任務—此乃指日本自衛隊「本來的任務」而云。換言之，自衛隊法第 3 條第 1 項與第 2 項法定任務之規定，係與自衛隊存立目的有密切相互關聯之重要規定事項也。是故同條規定的任務謂之「本來任務」，亦可稱之「固有任務」。⁸⁹

（二）主要任務—自衛隊法第 6 章有關「自衛隊的行動」之法律規範，通常將自衛隊行動具體地區分為「防衛出動」、「治安出動」等行動類型或任務派遣類型。又同法第 7 章則訂定有關「自衛隊的權限」規定，亦即日本自衛隊依據同法第 6 章之規定實施各個不同行動類型或任務派遣之際，立即賦予同法第 7 章實施各種不同行動類型之權限。其中按自衛隊法第 3 條第 1 項規定固有任務（本來任務）包括自衛隊係以「防衛日本（我國）」為主要任務，以及「應必要之需得擔當公共秩序之維持」。一般而言，前者稱之「主要任務」，後者則謂之「從屬任務」或「次要任務」。⁹⁰鑒於自衛隊的主要任務係防衛日本的國家安全，此乃是自衛隊唯一必須面對與排除直接侵略或間接侵略，達成防衛國家安全的任務。相對地、維持公共秩序，其第一要義乃為警察機關的任務。惟有在警察機關對處困難的狀態下，自衛隊始能介入維持治安。是故法律特別限定必須符合「應必要之需」之要件，始得派遣之。

⁸⁹ 小針司，《防衛法外觀》（東京：信山社，2002 年 5 月 22 日），頁 42 以下。「自衛隊法第 3 條第 1 項及び第 2 項に規定されている任務は、いずれも自衛隊が何のために存立しているかという自衛隊の存立目的を規定したものである。このため、同条に規定されている任務を自衛隊の『本来任務』と呼ぶのである」。

⁹⁰ 田村重信、高橋憲一、島田和久，《日本の防衛法制》，前掲書，頁 101 以下。「自衛隊法第 3 條第 1 項においては、我が国防衛を主たる任務とし、必要に応じ公共の秩序の維持に当たるものとされており、一般に前者を『主たる任務』、後者を『従たる任務』と呼ぶのである」。

(三) 從屬任務—或稱「次要任務」，法律規定日本自衛隊的從屬任務有二，其一是，自衛隊法第 3 條第 1 項規定「應必要之需」擔當「維持公共秩序」之從屬任務。其二是，同法第 3 條第 2 項規定「在不妨礙主要任務遂行之限度內，依法律規定實施的派遣任務」。⁹¹敘述如後：

1. 應必要之需派遣的從屬任務—本項從屬任務包括國民保護等任務派遣、治安出動、警護出動、海上警備行動、海盜（海賊）對處行動、彈道飛彈攔截等措施、侵犯領空處置措施、災害派遣、地震防災派遣、核子災害派遣、掃雷等活動、海外僑民運輸等任務。
2. 不妨礙主要任務遂行，依法律派遣的從屬任務—係指法律另有規定，在不妨礙執行主要任務的前提要件下，得依規定實施的從屬任務，其內容包含依周邊事態法執行後方地域支援等活動、國際緊急援助活動、國際和平協力活動、舊反恐對策特別措置法規定之反恐活動、舊伊拉克人道救援特別措置法之各項人道救援活動、以及舊補給支援特別措置法之補給活動等是也。

(四) 附帶（附隨）任務—此任務乃是自衛隊固有任務（本來任務）以外，亦即非屬自衛隊法第 3 條規定之任務者，另以自衛隊法第 8 章附則（雜則）規定之附隨任務也。諸如：外國國賓來訪時的接送任務（含運輸直昇機的接送）、破冰船（SHIRASE 號南極觀測船）協助南極區域探測任務、土木工事、工程的協力任務、教育訓練的委託、代訓任務，運動競技項

⁹¹ 小針司，《防衛法外觀》，前掲書，頁 48 以下。「自衛隊法第 3 條第 1 項のいわゆる従たる任務とは、必要に応じ、公共の秩序維持に当たることとし、又同条第 2 項にいわゆる従たる任務とは、主たる任務に支障を生じない限度で、別に法律で定めるところにより実施されることがされている」。

目的協助以及未爆彈的處理等，原則上非屬前項自衛隊的固有任務範疇內，故稱之「附隨業務」或「附隨任務」。⁹²



⁹² 田村重信、高橋憲一、島田和久，《日本の防衛法制》，前掲書，頁 103 以下。「自衛隊が行う活動は、上記のような本来任務、第 6 章行動には限らず、我が国を訪れた国賓等へのヘリ等による輸送、砕氷艦（しらせ）いわゆる南極観測船による南極地域観測に対する協力、運動競技会に対する協力、土木工事や教育訓練の受託といった活動も行っている。このような活動は、国の防衛や公共の秩序維持、あるいは国際平和協力活動等に当たるものではないが、自衛隊が本来任務、特に我が国防衛という任務を達成するために、その組織、編成、装備を整え、教育訓練を行い、実際に部隊を運用するなどして、長年にわたって培ってきた技能、経験、組織的な機能等をこのような活動に活用することが適当であるとの判断から、自衛隊が行うこととされたものであり、本来任務に対して、『付随的な業務』あるいは『付随的任務』と呼ばれる」。

第四節 相關文獻回顧與探討

文獻探討是根據一個指導概念，例如研究目的、主旨，或者希望討論的議題，將在此議題上有信譽的學者與研究者已經所做的努力，做有系統地呈現歸類與評估。⁹³本論文將以具備日本自衛隊、防衛法制之相關書籍及著作為主要探討文獻。

壹、具重要性之日本自衛隊與防衛法制的中文相關文獻：

一、山室信一，2017 年 3 月 22 日。《憲法九條：非戰思想的水脈與脆弱的和平》。新北市：八旗文化。

日本在戰後重新制定了「日本國憲法」，其中「第九條」規定：「永遠放棄以國家主權發動的戰爭作為解決國際爭端的手段。不保持戰爭力量、不承認國家的交戰權。」所以此憲法也被稱為「和平憲法」。從此日本的軍事力量被徹底壓抑，即使重新建立了武裝，也只能稱為「自衛」隊。

形成「憲法九條」的思想共有五條主軸：1.放棄戰爭、撤廢軍備；2.國際主義；3.國民主權；4.和平生存權；5.非戰（反戰）。以這五條主軸為主的各種思想，在戰前日本的歷史演進中，隨著國外思想的傳入與國內局勢的變化不斷發展，最終形成「憲法九條」的內在，只有依循著「憲法九條」的歷史脈絡開始瞭解，才能真正地認識「戰後日本」，也讓筆者在撰寫研究論文時，對於日本自衛隊的歷史脈絡及法律背景能建立清晰的概念，使撰寫上能更加順暢。

二、佐道明廣，2016 年 12 月 28 日。《自衛隊史：日本防衛政策之七十年》。

新北市：八旗文化。

日本戰後建立起新的和平憲法，以憲法第九條為基礎，建立非武裝化的中立立場。作者以四個觀點檢視日本自衛隊及戰後日本國防政策的歷史：

（一）自衛隊與戰後和平主義的關係；（二）日美安保體制與自衛隊的關係；

⁹³ 朱宏源，前揭書，頁 95。

(三) 日本的政治與軍事關係(軍文關係);(四) 國防政策的內容與實情。⁹⁴

首先，日本戰後的和平主義有兩個路線，分別是以「非軍事」為根本的主流思潮，以及以協助聯合國為主幹，積極地為和平做出貢獻的思潮。自衛隊成了第一種和平主義批判的對象，但在第二種和平主義下，卻有建立軍事組織的必要，自衛隊的存在與角色就成了關注的焦點。

第二個觀點，是日美安保體制與自衛隊的關係。戰後日本的安全保障政策是以美日安保為基礎所建構。戰後日本的外交方針是以美日安保為中心，主張只保有輕武裝並重視經濟發展。戰後日本長期論及的「自主」，是以民族主義為背景，並且引申出如何與美國、美軍保持距離的課題。若強烈地意識到日本的自主性，則自衛隊的角色亦會擴大。更進一步說，若美國國力減弱，美日合作的必要性就會擴大。如此，美日合作的必要性以及日本自主性之間的關係，也會形成問題。這點亦是日本現在國家安全議題中的重要課題。

第三點是日本的「軍文關係」。在戰後的新體制下的國家安全，是仰賴美日安保的。本該是重要議題的外交與國家安全，但由於沒有選票市場，導致許多政治家不願涉入。加上非軍事和平主義氛圍的助長，自衛隊的管理經營由防衛廳負責，建立起戰後日本特有、稱為「文官統治」的軍文關係。除了災害支援與民生合作之外，防衛廳極力壓縮自衛隊的行動空間。這種壓抑自衛隊的情況，到了冷戰結束後有了持續性的變化，便產生了第四個問題。

第四點，日本國防政策的內容與實情。冷戰時期的自衛隊是一支受到防衛廳嚴格管制，普遍觀念認為，自衛隊只要充實裝備以及訓練，作為「遏止力」的存在即可。然而，限制自衛隊同時也會削弱「遏止力」。但如今，國際中出現了以強大軍事力量為後盾，意圖改變當今國際秩序的勢力。在此環境下，日本有必要認真地審視那些施加在自衛隊身上的諸多限制。

⁹⁴ 佐道明廣，《自衛隊史—日本防衛政策七〇年》（新北市：八旗文化、遠足文化，2017年1月），頁9。

日本自衛隊是日美同盟的產物，也是東北亞戰力最強大的軍隊之一，其對內的經濟、政治；對外的軍事、外交的影響力與日俱增。尤其對台灣的影響，在日本全面與美國聯手參與「境外有事」⁹⁵的新安保條約以後，自衛隊成為日本政府對外施展實力的拳頭。

如今的日本國防單位，從原本的廳級提升到省級，每年掌管的預算約 457 億美元，統領超過 26 萬軍文人員。藉由歷史的角度，檢視時代的改變與國際事件的衝擊，進一步探討日本自衛及日本防衛政策如何產生，又如何發展至今，以便瞭解其一舉一動將如何牽動整個東亞地區的神經。

三、黃成，2014 年 11 月 26 日。《日本自衛隊圖鑑》。台北：四塊玉文創出版。

本書旨在介紹日本自衛隊的歷史演變、系統組成、士兵招募及發展狀況等，並分別解讀陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、特種部隊，以及單兵配置的各類武器裝備和技術參數，揭示了日本自衛隊的作戰能力和軍事實力，可供筆者在論文寫作上作為參考依據。

貳、日本有關自衛隊與防衛法制之文獻：

一、小林直樹，1979 年 11 月。《国家緊急権—非常事態における法と政治》。

東京：學陽書房。

二、小林直樹，1996 年 3 月 11 日。《新版 憲法講義 上》。東京：東京大学出版会。

三、小針司，2002 年 5 月 22 日。《防衛法外觀》。東京：信山社。

四、小針司，2002 年 6 月。《防衛法概観—文民統制と立憲主義》。東京：信山社。

五、戸水寛人，1901 年 12 月 12 日。《法律学綱領》。東京：有斐閣。

六、日本防衛省，2015 年。《防衛白書 平成 27 年版》。東京：防衛省。

七、日本防衛省，2016 年。《防衛白書 平成 28 年版》。東京：防衛省。

⁹⁵ 佐道明廣，前掲書，頁 15。

- 八、日本防衛省，2017 年。《防衛白書 平成 29 年版》。東京：防衛省。
- 九、田畑忍，1964 年。《憲法学講義》。東京：憲法研究会。
- 十、田村重信、高橋憲一、島田和久，2014 年 8 月 18 日。《日本の防衛法制》。
東京：内外出版。
- 十一、有倉遼吉、時岡弘，1989 年 6 月 30 日。《条解日本国憲法》。東京：
三省堂。
- 十二、西修，1978 年。《自衛権》。東京：学陽書房。
- 十三、安田寛，1979 年。《防衛法概論》。東京：オリエント書房。
- 十四、西修，1980 年。《国の防衛と法 防衛法要論》。東京：学陽書房。
- 十五、竹内昭夫、松尾浩也、塩野宏，1994 年 10 月 30 日。《新法律学辞典 第
三版》。東京：有斐閣。
- 十六、伊藤正己，1995 年。《憲法 第三版 法律学講座双書》。東京：弘文
堂。
- 十七、西修，2004 年。《日本国憲法成立過程の研究》。東京：成文堂。
- 十八、佐々木惣一，1954 年。《改訂日本国憲法論》。東京：有斐閣。
- 十九、杉村敏正，1958 年。《法律学全集 12 防衛法》。東京：有斐閣。
- 二十、佐藤功，1985 年。《日本国憲法概説（全訂第三版）》。東京：学陽書
房。
- 二十一、佐久間修，2013 年 4 月 10 日。《刑法基本講義—総論・各論 第 2
版》。東京：有斐閣。
- 二十二、金子宏、新堂幸司、平井宜雄，1944 年 11 月 10 日。《法律学小辞典
新版》。東京：有斐閣。
- 二十三、芦部信喜，1985 年 3 月。《国家と法 I 憲法》。東京：放送大学教育
振興会。
- 二十四、松村明，1990 年 3 月 20 日。《大辞林》。東京：三省堂。

- 二十五、 青山武憲，1992 年 3 月 10 日。《憲法》。東京：啓正社。
- 二十六、 青山武憲，1992 年 12 月 10 日。《憲法九条関係判例集》。東京：啓正社。
- 二十七、 長谷川正安，1994 年 4 月 20 日。《日本の憲法第三版》。東京：岩波書店。
- 二十八、 青山武憲，1995 年 11 月 20 日。《憲法講義》。東京：千代田出版。
- 二十九、 岩沢雄司，2016 年 3 月 18 日。《国際条約集 2016》。東京：有斐閣。
- 三十、 芝池義一，2016 年 4 月 1 日。《行政法読本 第 4 版》。東京：有斐閣。
- 三十一、 宮沢俊儀，1978 年。《法律学体系コンメンタール全訂日本国憲法》。東京：日本評論社。
- 三十二、 浦田賢治，1985 年。《憲法の精神 きみたらはどう生きるか》。東京：日本評論社。
- 三十三、 清宮四郎，1979 年。《法律学全集 憲法 I 第三版》。東京：有斐閣。
- 三十四、 樋口陽一、中村睦男、佐藤幸治、浦部法穂，1984 年。《注釈 日本国憲法 上巻》。東京：青林書院。
- 三十五、 橋本公亘，1980 年。《日本国憲法》。東京：有斐閣。
- 三十六、 横田耕一，1999 年 4 月 15 日。《日米新ガイドラインと周辺事態法》。京都：法律文化社。
- 三十七、 鵜飼信成，1968 年 6 月。《新版憲法》。東京：弘文堂。

第五節 研究範圍與研究限制

壹、研究範圍

目前，軍事機構所扮演的角色正在逐漸改變，已無法將其視為單純為了戰爭而存在的組織。當然，軍事機構畢竟仍是軍事組織，因此主要任務是與敵交戰，並據此裝備武器、組織與編制，同時也實施訓練。但近期國際有許多軍事組織從事各種非戰爭軍事行動，成為了用於和平狀態（指沒有戰爭）的組織；這些活動不僅包括災害發生時的救援與支援，還有以聯合國維和行動為主的和平建構、信心建立措施等。如今，日本和平主義者特有的「軍隊＝戰爭」思維雖已少見卻仍存在，但也差不多該改變這種觀念了。⁹⁶

面臨國際秩序以實力威逼的改變，日本自衛隊的任務逐漸增加，在國家安全政策的轉變上，被賦予了極大的角色與期待，因此本論文在日本自衛隊任務派遣之主題研究方面，僅以日本自衛隊法定任務派遣為核心，並將研究範圍訂定在防衛出動、治安出動、警護出動與災害派遣上，以供我國國軍實施軍隊任務法制化之參考運用。

貳、研究限制

本論文以日本自衛隊任務派遣為中心，並將研究重點限縮於防衛出動、治安出動、警護出動與災害派遣，主要在陳述與歸納其法定任務派遣、執行及法律規範等防衛法制相關施行細則與法制（司法）管治情形。

此外，因本論文資料之蒐集與撰寫，僅花費約不到一年之時間，在有限時間之內，須跟時間賽跑，以深入瞭解所研究之問題。近年我國有關於日本自衛隊任務派遣與防衛法制之研究，只有少部分的學者在關注與探討，相關研究的博碩士論文、期刊發表及專書著作，數量非常之少，只能從防衛省智庫、防衛研究所等公開網站或其他可公開資訊中擷取、分析相關研究資料，部分涉及機密（尚未解

⁹⁶ 佐道明廣，前揭書，頁 289。

密)，取得困難，故本論文在不違法之範圍內，盡量突破資料蒐集上之限制。



第六節 研究流程與章節安排

壹、研究流程

本研究係以「比較法學」⁹⁷的觀點為重心，比較研究日本自衛隊的法定任務之派遣時機、要件、種類、範圍以及指揮管制等，研究內容包括：日本自衛隊的法律地位（含憲法上的定位與防衛法制規範問題）、自衛隊的成立歷史沿革、自衛隊與防衛省的法律關係、防衛法制的定義（含概念）、作用與範圍，以及自衛隊的任務派遣區分、內容、執行與法律規範等。其中是否有對於研擬或探討我國國軍的作戰、演訓乃至救災等派遣任務，實施法制化之可能性與助益性。

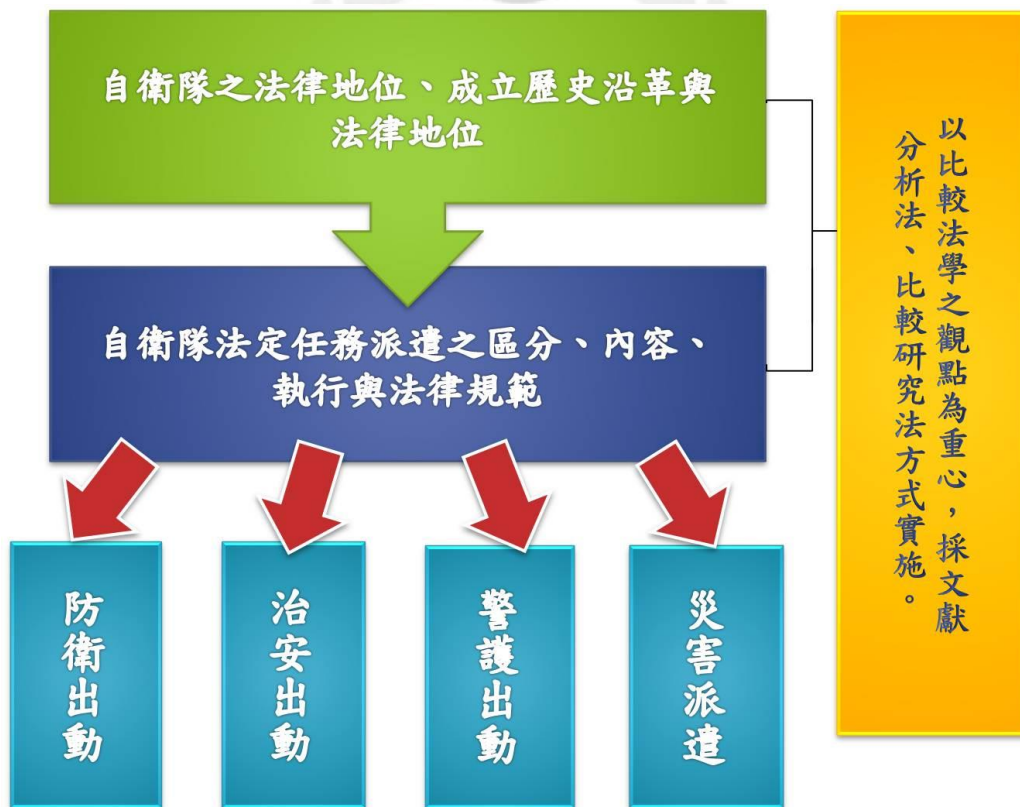


圖 1-1：研究流程圖

⁹⁷ 戶水寬人，《法律學綱領》（東京：有斐閣，明治 34 年 12 月 12 日），頁 24 以下。「所謂比較法學ニハ二種アリ 第一ハ文明諸国ノ法律ノミナラス野蛮人民ノ法律ヲモ研究シ又今世ノ法律ノミナラス古代ノ法律ヲモ研究シ之ヲ対照比較シテ以テ法律ノ沿革ノ大勢ヲ知ラント欲スル者ニシテ此ノ方法ヲ用ヒテ使ワレル 第二ハ諸国ノ法律ヲ対照比較シ其長ヲ取り其短ヲ捨テント欲スル者デアル 以上二者是ナリ此ノ両者ハ自ラ相異ナルモノニシテ前者ハ法律ノ沿革ニ関シ後者ハ主トシテ法律哲学及ヒ其応用ニ関スルカ故ニ比較法學ト云ヘル一名称ノ下ニ此ノ両者ヲ指稱スルコトデアル」。

貳、章節安排

本論文的撰寫內容主要係由 6 個部分構成之。

第一章 緒論：

說明本論文之研究動機與研究目的、研究途徑與研究方法、研究範圍與研究限制等部分，以及對相關文獻進行分析與探討，並解說日本自衛隊設置之意義、歷史沿革、法律地位、固有任務等重要概念，內容包括：一、自衛隊之法律地位。二、自衛隊之成立歷史沿革。三、自衛隊與防衛省的法律關係。四、防衛法制的定義（概念）、作用與範圍。五、自衛隊之固有任務派遣

第二章 防衛出動：

防衛出動即為「防衛行動」之意，以下的行動皆以出動稱之。本章區分八節，內容包括：一、防衛出動的法律定位。二、防衛出動（派遣）要件。三、防衛出動的命令程序。四、防衛出動的國會許可（同意）。五、防衛出動待機命令。六、防衛出動時的防禦設施構築措施。七、防衛出動時有關海上保安廳的管轄與指揮。八、防衛出動時的權限。

第三章 治安出動：

本章分為三節，對於以下概念做詳細之說明，包括：一、治安出動之性質。二、治安出動之類型。三、治安出動時自衛隊之權限。

第四章 警護出動：

警護出動即是「防護動員」之意，以下皆稱：「警護出動」。本章依序說明：一、警護出動之概念。二、警護出動之內容。三、警護出動程序。四、任務意義與權限行使範圍。

第五章 災害派遣：

本章共區分為五節，說明內容包括：一、災害派遣之概念。二、災害派遣之定義與派遣類型。三、災害派遣之派遣形式。四、地震防災派遣。五、原子力災害派遣。

第六章 結論：

總結前述內容，作一整體性之回顧，並嘗試透過前項研究或探討，提出新的發現或未來值得繼續研究的方向，以提供我國國軍作為建軍備戰或軍事事務革新之參考運用。



第二章 防衛出動

第一節 防衛出動的法律定位

自衛隊法第 76 條規定，乃是訂定日本自衛隊實施防衛出動（派遣）任務的法律規範。同條法律規定：「1. 內閣總理大臣於左列揭示事態時，認為有防衛我國之必要時，得命令出動自衛隊全部或一部分。此際，依據武力攻擊事態等及存立危機事態時，確保我國和平與獨立以及國家與國民安全相關法律（平成 15 年法律第 79 號，以下簡稱：「事態法」）第 9 條之規定，必須取得國會的同意（承認）。⁹⁸

⁹⁸ 日本武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年 6 月 13 日法律第 79 号）第 9 条（対処基本方針）は、「1 政府は、武力攻撃事態等又は存立危機事態に至ったときは、武力攻撃事態等又は存立危機事態への対処に関する基本的な方針（以下「対処基本方針」という。）を定めるものとする。2 対処基本方針に定める事項は、次のとおりとする。一 対処すべき事態に関する次に掲げる事項。イ 事態の経緯、事態が武力攻撃事態であること、武力攻撃予測事態であること又は存立危機事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実。ロ 事態が武力攻撃事態又は存立危機事態であると認定する場合にあっては、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がなく、事態に対処するため武力の行使が必要であると認められる理由。二 当該武力攻撃事態等又は存立危機事態への対処に関する全般的な方針。三 対処措置に関する重要事項。3 武力攻撃事態又は存立危機事態においては、対処基本方針には、前項第三号に定める事項として、次に掲げる内閣総理大臣の承認を行う場合はその旨を記載しなければならない。一 防衛大臣が自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十条第一項又は第八項の規定に基づき発する同条第一項第一号に定める防衛招集命令書による防衛招集命令に関して同項又は同条第八項の規定により内閣総理大臣が行う承認。二 防衛大臣が自衛隊法第七十五条の四第一項又は第六項の規定に基づき発する同条第一項第一号に定める防衛招集命令書による防衛招集命令に関して同項又は同条第六項の規定により内閣総理大臣が行う承認。三 防衛大臣が自衛隊法第七十七条の規定に基づき発する防衛出動待機命令に関して同条の規定により内閣総理大臣が行う承認。四 防衛大臣が自衛隊法第七十七条の二の規定に基づき命ずる防衛施設構築の措置に関して同条の規定により内閣総理大臣が行う承認。五 防衛大臣が武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）第十条第三項の規定に基づき実施を命ずる行動関連措置としての役務の提供に関して同項の規定により内閣総理大臣が行う承認。六 防衛大臣が武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）第四条の規定に基づき命ずる同法第四章の規定による措置に関して同条の規定により内閣総理大臣が行う承認。4 武力攻撃事態又は存立危機事態においては、対処基本方針には、前項に定めるもののほか、第二項第三号に定める事項として、第一号に掲げる内閣総理大臣が行う国会の承認（衆議院が解散されているときは、日本国憲法第五十四条に規定する緊急集会による参議院の承認。以下この条において同じ。）の求めを行う場合にあってはその旨を、内閣総理大臣が第二号に掲げる防衛出動を命ずる場合にあってはその旨を記載しなければならない。ただし、同号に掲げる防衛出動を命ずる旨の記載は、特に緊急の必要があり事前に国会の承認を得るいとまがない場合でなければ、することができない。一 内閣総理大臣が防衛出動を命ずることについての自衛隊法第七十六条第一項の規定に基づく国会の承認の求め。二 自衛隊法第七十六条第一項の規定に基づき内閣総理大臣が命ずる防衛出動。5 武力攻撃予測事態においては、対処基本方針には、第二項第三号に定める事項として、次に掲げる内閣総理大臣の承認を行う

①發生來自外部對我國（日本）的武力攻擊事態（以下稱武力攻擊）或認定來自外部對我國的武力攻擊有急迫明白的危險事態。②發生武力攻擊與我國有密切關係的他國，據此威脅的我國存立（存亡），徹底顛覆國民生命、自由及追求幸福權利之明白危險事態。2.內閣總理大臣於自衛隊無出動之必要時，必須立即命令自衛隊撤回之」。⁹⁹顯見，防衛出動任務乃是自衛隊法第3條規定的日本自衛隊固有任

場合はその旨を記載しなければならない。一防衛大臣が自衛隊法第七十条第一項又は第八項の規定に基づき発する同条第一項第一号に定める防衛招集命令書による防衛招集命令（事態が緊迫し、同法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合に係るものに限る。）に関して同法第七十条第一項又は第八項の規定により内閣総理大臣が行う承認。二防衛大臣が自衛隊法第七十五条の四第一項又は第六項の規定に基づき発する同条第一項第一号に定める防衛招集命令書による防衛招集命令（事態が緊迫し、同法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合に係るものに限る。）に関して同法第七十五条の四第一項又は第六項の規定により内閣総理大臣が行う承認。三防衛大臣が自衛隊法第七十七条の規定に基づき発する防衛出動待機命令に関して同条の規定により内閣総理大臣が行う承認。四防衛大臣が自衛隊法第七十七条の二の規定に基づき命ずる防衛施設構築の措置に関して同条の規定により内閣総理大臣が行う承認。五防衛大臣が武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第十条第三項の規定に基づき実施を命ずる行動関連措置としての役務の提供に関して同項の規定により内閣総理大臣が行う承認。6 内閣総理大臣は、対処基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。7 内閣総理大臣は、前項の閣議の決定があったときは、直ちに、対処基本方針（第四項第一号に規定する国会の承認の求めに関する部分を除く。）につき、国会の承認を求めなければならない。8 内閣総理大臣は、第六項の閣議の決定があったときは、直ちに、対処基本方針を公示してその周知を図らなければならない。9 内閣総理大臣は、第七項の規定に基づく対処基本方針の承認があったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。10 第四項第一号に規定する防衛出動を命ずることについての承認の求めに係る国会の承認が得られたときは、対処基本方針を変更して、これに当該承認に係る防衛出動を命ずる旨を記載するものとする。11 第七項の規定に基づく対処基本方針の承認の求めに対し、不承認の議決があったときは、当該議決に係る対処措置は、速やかに、終了されなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、第四項第二号に規定する防衛出動を命じた自衛隊については、直ちに撤収を命じなければならない。12 内閣総理大臣は、対処措置を実施するに当たり、対処基本方針に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。13 第六項から第九項まで及び第十一項の規定は、対処基本方針の変更について準用する。ただし、第十項の規定に基づく変更及び対処措置を構成する措置の終了を内容とする変更については、第七項、第九項及び第十一項の規定は、この限りでない。14 内閣総理大臣は、対処措置を実施する必要がなくなったと認めるとき又は国会が対処措置を終了すべきことを議決したときは、対処基本方針の廃止につき、閣議の決定を求めなければならない。15 内閣総理大臣は、前項の閣議の決定があったときは、速やかに、対処基本方針が廃止された旨及び対処基本方針に定める対処措置の結果を国会に報告するとともに、これを公示しなければならない」と規定されている。

⁹⁹ 自衛隊法（昭和29年6月9日法律第165号）第76条（防衛出動）は、「1 内閣総理大臣は、次に掲げる事態に際して、我が国を防衛するため必要があると認める場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。この場合においては、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第九条の定めるところにより、国会の承認を得なければならない。一我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態。二我が国と密接な関係にある他国に

務（本来任務）當中，惟一防衛日本國土的「主要任務」。



対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態。2 内閣総理大臣は、出動の必要がなくなったときは、直ちに、自衛隊の撤収を命じなければならない」と規定されている。

第二節 防衛出動（派遣）要件

壹、來自外部對我國的武力攻擊

此處稱：「來自外部對我國（本節均指日本，以下重複者不再補充說明）的武力攻擊」係指：「來自外部對我國行使有組織性、計畫性的武力」而云。¹⁰⁰然而行使所謂加諸於此武力攻擊的主體，並非限定為「國家」，其中「準國家」組織者，亦涵蓋於內。因此，非屬組織性、計畫性，亦即非出於國家意思而發動的飛彈誤射事件或事故，非該當武力攻擊之要件，亦非構成防衛出動的對象。

貳、準國家者

準國家者究竟所指為何？在定義上或解釋上確實有使之明確的必要。若採反對解釋的方法，一般而言，具備國家的要件，即是領土（一定的地域）、人民（一定的居民）、主權（必須具有實效性的政府及排他性管轄權限）之存在，滿足前項3要件者，始可成立國家。¹⁰¹但是稱：「準國家」者，乃指實際上支配或管轄一定區域的居民（住民）或人民，或是目標支配或管轄特定區域的人民，在國際法上不被承認具有國家之地位，惟却仍有可能構成國際紛爭的主體，謂之。¹⁰²惟雖非屬準國家的恐怖攻擊團體，實際上却具備準國家的攻擊能力、手段，而發動武力攻擊時，是否構成準國家之要件，乃為目前極待解決的課題。

參、我國的定義

法律規定上所謂：「對我國的武力攻擊」其中有關「我國」的定義，基本上係指對日本的領土（領陸、領海及領空）的武力攻擊而論。除此之外，尚有「浮動領土」的問題，亦即於公海上對日本的飛機、船舶實施武力攻擊者，依情況亦可

¹⁰⁰ 近藤真，〈防衛庁等の有事法制研究〉，《法律時報増刊 憲法と有事法制》（東京：日本評論社，2002年12月），頁444以下。

¹⁰¹ 金子宏、新堂幸司、平井宜雄，《法律学小辞典 新版》（東京：有斐閣，1994年11月），頁377以下。「国家の定義は多種多様であるが、通常は領土、国民、統治権の3要素に注目し、領土を基礎とし国民によって組織される統治団体として定義される」。

¹⁰² 竹内昭夫、松尾浩也、塩野宏，《新法律学辞典 第三版》（東京：有斐閣，平成6年10月30日），頁1182以下。

能該當對我國武力攻擊之要件。再者有關日本的領域外所謂：「境外領土」的武力攻擊問題。易言之，境外領土包括駐外的大使館、領事館，殖民地、託管地等（目前日本的境外領土並無殖民地與託管地，故僅限定為大使館、領事館而言）。因此，對日本境外的大使館、領事館實施武力攻擊者，是否構成該當對「我國武力攻擊」之要件，應以是項攻擊有無具備組織性與計畫性的武力行使，作為判斷或認定的基準。

肆、武力攻擊與我國有密切關係之他國

現行法律規定內閣總理大臣得行使防衛出動的另一要件者是「發生武力攻擊與我國有密切關係的他國，據此威脅的我國存立（存亡），徹底顛覆國民生命、自由及追求幸福權利之明白危險事態」。此處有關「武力攻擊與我國有密切關係的他國」之定義為何？有無包含中華民國臺、澎、金、馬地區？據此規定推論與日本有密切關係之他國，且受武力攻擊時，有明確威脅的日本的存立（存亡），徹底顛覆日本國民生命、自由及追求幸福權利危險的國家，依其地緣關係，應指韓國及中華民國臺、澎、金、馬地區。按照日本於1999年5月立法通過的「週邊事態法」之概念，所謂：「週邊有事」，日本已脫離傳統「專守防衛」政策的概念。該法案所云「週邊事態」係指「日本週邊諸區域的諸般事態（situations in areas surrounding Japan）」而言，按同法第一條規定之解釋，「週邊事態法」的構成要件有二：Ⅰ必須為日本週邊地域所發生的事態，且Ⅱ該事態必須對日本之和平與安全構成重大之影響。¹⁰³然而第Ⅰ個構成要件係為地理區域之概念問題，而第Ⅱ個構成要件則是事態的性質問題。首先第Ⅰ個要件的日本週邊地域問題，其範圍應涵蓋何種區域？依1960年美日安保條約之規定，美日雙方共同承認的地域概念，為「日本本

¹⁰³ 日本週邊事態法第1條（目的）は、「この法律は、そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態（以下周辺事態という）に対応して我が国が実施する措置、その実施の手続その他の必要な事項を定め、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下日米安保条約という）の効果的な運用に寄与し、我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする」と規定している。

土」以及「遠東地區」。¹⁰⁴就地理概念而言，「遠東地區」的安全保障，其範圍應包括「中華民國管轄之台、澎、金、馬」地區在內。¹⁰⁵但是根據 1998 年日本政府的答辯書指出：「週邊事態非地理的概念，無特定之區域或特定對象國家之問題，係以日本週邊地域發生重大影響我國（日本）和平與安全之事態為判斷基準」。¹⁰⁶由此可知，日本政府對週邊事態的概念，係以第Ⅱ構成要件的事態性質為着眼。換言之，日本對事態性質之重視程度超過地理的概念問題。同時依據 1996 年美日安全保障共同聲明，以及美日新防衛指針之規定，美日後冷戰時期的安全保障合作範圍，已脫離舊有傳統的「防衛（禦）性」思考模式，轉換成「全球性安全保障與支援美軍作戰類型的軍事合作形態」。另外有關「領域外的武力攻擊」問題，依實際的地理環境現況而論，日本的領土狹小、四面環海、人口稠密，且大部分的資源皆須仰賴外國輸入，若來自外部的武力攻擊，係與日本國民的生存、生活有直接關聯或連結的海上交通運輸時，此際即使是位於公海上的武力攻擊事態，依然有可能認定構成前項對我國行使武力攻擊之要件。同時日本自衛隊法第 76 條稱：「武力攻擊」者，其與美日安保條約第 5 條定義的「武力攻擊」係屬同一意義。惟同法 76 條定義的「對我國」武力攻擊，與同條約第 5 條定義的「對日本國施政下的領域」武力攻擊，略有差異。易言之，在公海上武力攻擊日本的船艦事態，

¹⁰⁴ 横田耕一，〈周辺事態の問題性〉，《日米新ガイドラインと周辺事態法》（京都：法律文化社，1999 年 4 月 15 日），頁 52 以下。「日米安保条約六条において、米軍は日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全に寄与するために、日本の基地（施設及び区域）を使用することができることとされている。ここでは、地理的概念と関連するものとして日本と極東があげられている」。

¹⁰⁵ 参照日本首相岸信介 1959 年 2 月 16 日衆議院特別預算委員會以及 1960 年 2 月 26 日衆議院安保特別委員會答辯書。「在日米軍が日本の施設及び区域を使用して武力攻撃に対する防衛に寄与し得る区域は、大体おいて、フィリピン以北、ならびに日本及びその周辺の地域であつて、韓国および中華民国の支配下にある地域もこれに含まれている。なお、この地域には、中国や沿海州は含まれず、他方、台湾はもとより金門、馬祖は極東にはいる」。

¹⁰⁶ 参照 1998 年 5 月 8 日衆議院安全保障委員會、小淵惠三外務大臣以及久間章生防衛廳長官答辯書。「日本政府答弁はこれまで、周辺事態は地理的概念ではありませんとか、周辺事態は特定の区域、特定の地域、特定の国を対象とするものではなくて、我が国周辺の地域で我が国の平和と安全にとって重要な影響を与える事態が起きたときに、どうするかということでもとめているなどとしている」。

此時非屬該當「對日本國施政下の領域」内，故依安保條約之規定，美國無須分擔防衛之義務。¹⁰⁷

伍、防衛出動的時期

自衛隊法第 76 條規定發動防衛出動的時期有二，其一是，發生來自外部的武力攻擊事態。其二是，認定有發生武力攻擊急迫、明白危險之事態。前者稱發生武力攻擊事態，在時間上既不包括推測有發生武力攻擊之虞，同時亦不以實際武力攻擊現實的侵害發生為限，而是着手進行武力攻擊之準備，即該當武力攻擊的開始。否則若以武力攻擊現實侵害（損害）的實際發生為要件，始可命令自衛隊防衛出動，確實難以保障國民的生命、財產安全，顯然不符合立法之目的。¹⁰⁸後者則指有發生武力攻擊急迫、明白危險之事態，其內容包括有實施武力攻擊之「虞」以及「預測」有發生武力攻擊之事態等屬於發生武力攻擊之「前置時期」或「前置（以前）階段」者，內閣總理大臣即可命令自衛隊全部或一部分實施防衛出動之派遣任務。¹⁰⁹

¹⁰⁷ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 5 条は、「1 各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。2 前記の武力攻撃及びその結果として執ったすべての措置は、国際連合憲章第五十一条の規定に従って直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執ったときは、終止しなければならない」と規定されている。

¹⁰⁸ 足立英朗、伊藤雅康、塚田哲之、丹羽徹，〈有事関連三法案に関する国会審議録（抄）〉，《法律時報増刊 憲法と有事法制》，前掲書，頁 506 以下。「武力攻撃への着手があった具体例としては、相手国が日本を攻撃すると明示し、攻撃のためのミサイルに燃料の注入その他の準備を始めた場合、相手国が東京を火の国にしてやる、灰燼に帰してやる旨の表明し、それを成就するために弾道ミサイルに燃料を注入し始め、あるいは、弾道ミサイルを屹立させたという場合がある」。

¹⁰⁹ 小針司，《防衛法外観》，前掲書，頁 56 以下。「いずれにせよ、相手方による第一撃を現に受け、我が国の人命、財産に被害が生じた後でなければ防衛出動かせできないという考え方は明らかに誤解である。又事態対処法の国会審議に際して、武力攻撃のおそれという概念と事態対処法で新たに規定された武力攻撃が予測される事態との違いが分かりにくいとの指摘を受け、衆議院において現行のように修正されたものである」。

第三節 防衛出動的命令程序

壹、命令權的主體

防衛出動的命令權係屬內閣總理大臣所有，鑒於防衛出動事態重大，僅限於享有「自衛隊最高指揮監督權限」（自衛隊法第 7 條規定）¹¹⁰的內閣總理大臣始得為命令之主體。此處所云：「內閣總理大臣」者，乃指內閣的首長，代表內閣的總理大臣。依據內閣法第 6 條規定：「內閣總理大臣須依據內閣會議（閣議）決定之方針，指揮監督行政各部門」。¹¹¹如斯，內閣總理大臣命令自衛隊防衛出動之際，必須經內閣會議決議之。具體言之，按事態法第 9 條（對處方針）規定其中有關防衛出動的命令啟動程序以及必須記載的規範內容事項說明如次（參照前揭註 98）：

I 政府在進入武力攻擊事態等或存立危機事態等時期，應訂定武力攻擊事態或存立危機事態等對處相關基本方針（以下稱「對處基本方針」）。

II 對處基本方針規定事項如次：

i 必須對處事態相關的左列揭示事項。

A 事態經過情形、武力攻擊事態與預測武力攻擊事態或存立危機事態之認定以及該當認定的前提事實。

B 事態經認定該當武力攻擊事態或存立危機事態時，在對於保全我國存立與保護國民已無其他適當手段、為對處事態而認定有必要行使武力之理由。

ii 該當武力攻擊事態或存立危機事態等對處相關全般方針。

iii 有關對處措置重要事項。

III 面臨武力攻擊事態或存立危機事態時，左列揭示須經內閣總理大臣許可（承認，

¹¹⁰ 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 7 条（内閣総理大臣の指揮監督権）は、「内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有する」と規定されている。

¹¹¹ 日本内閣法（昭和 22 年法律第 5 号）第 6 条は、「内閣総理大臣は、閣議にかけて決定した方針に基いて、行政各部を指揮監督する」と規定されている。

以下皆同)者，應於對處基本方針內記載前項第3款(對處措置相關重要事項)之意旨。

i 防衛大臣依據自衛隊法(昭和29年法律第165號)第70條第1項或第8項規定發布同條第1項第1款規定防衛召集命令書有關防衛召集命令者，依同項或同條第8項規定，須經內閣總理大臣之許可。

ii 防衛大臣依據自衛隊法第75條之4第1項或第6項規定發布同條第1項第1款規定防衛召集命令書有關防衛召集命令者，依同項或同條第6項規定，須經內閣總理大臣之許可。

iii 防衛大臣依據自衛隊法第77條規定發布有關防衛出動待機命令者，依同條規定，須經內閣總理大臣之許可。

iv 防衛大臣依據自衛隊法第77條之2規定發布有關防禦設施構築措置者，依同條規定，須經內閣總理大臣之許可。

v 防衛大臣依據武力攻擊事態及存立危機事態時，伴隨美利堅合眾國等軍隊行動有關施行措置之法律(平成16年法律第113號)第10條第3規定命令實施行動關聯措置而提供相關勤務(役務)者，依同條規定，須經內閣總理大臣之許可。

vi 防衛大臣依據武力攻擊事態及存立危機事態時，有關外國軍用品等海上運輸規制相關法律(平成16年法律第116號)第4條規定命令採取同法第4章規定相關措置者，依同條規定，須經內閣總理大臣之許可。

IV 面臨武力攻擊事態或存立危機事態時，對處基本方針內除前項規定事項外，應於第2項第3款規定事項(對處措置重要事項)記載下列第1款(防衛出動)揭示總理大臣須徵求國會許可(眾議院解散時，依據日本國憲法第54條規定召集緊急集會經參議院許可，以下本條規定皆同)之意旨，以及內閣總理大臣實施下列第2款揭示命令防衛出動之意旨。惟同款(第2款)揭示有關命令防衛出動意旨之記載，非屬特別緊急之必要，無法於事前獲得國會許可者(指承認，亦即同意，以下皆同)，不得為之。

i 內閣總理大臣依據自衛隊法第 76 條第 1 項規定有關命令防衛出動事項，應徵求國會之許可。

ii 依據自衛隊法第 76 條第 1 項規定，內閣總理大臣命令防衛出動。

V 面臨武力攻擊預測事態時，應於對處基本方針記載第 2 項第 3 款規定（對處措置重要事項）下列揭示須經徵求內閣總理大臣許可之意旨。

i 防衛大臣依據自衛隊法第 70 條第 1 項或第 8 項規定發布同條第 1 項第 1 款規定防衛召集命令書有關防衛召集命令（事態緊迫、預測將依同法第 76 條第 1 項規定發布涉及防衛出動命令相關者為限）者，依同項或同條第 8 項規定，須經內閣總理大臣之許可。

ii 防衛大臣依據自衛隊法第 75 條之 4 第 1 項或第 6 項規定發布同條第 1 項第 1 款規定防衛召集命令書有關防衛召集命令（事態緊迫、預測將依同法第 76 條第 1 項規定發布涉及防衛出動命令相關者為限）者，依同項或同條第 6 項規定，須經內閣總理大臣之許可。

iii 防衛大臣依據自衛隊法第 77 條規定發布有關防衛出動待機命令者，依同條規定，須經內閣總理大臣之許可。

iv 防衛大臣依據自衛隊法第 77 條之 2 規定發布有關防禦設施構築措置者，依同條規定，須經內閣總理大臣之許可。

v 防衛大臣依據武力攻擊事態及存立危機事態時，伴隨美利堅合眾國等軍隊行動有關施行措置之法律第 10 條第 3 規定命令實施行動關聯措置而提供相關勤務（役務）者，依同條規定，須經內閣總理大臣之許可。

VI 內閣總理大臣應製作完成對處基本方針，經內閣會議決議（決定）之。

VII 內閣總理大臣於前項內閣會議決議後，有關對處基本方針（第 4 項第 1 款規定關於須徵求國會許可之部分除外），應立即徵求國會之許可。

VIII 內閣總理大臣於第 6 項規定內閣會議決議後，應立即公告（公示）對處基本方針，俾利其事項之周知。

IX內閣總理大臣依據第7項規定於對處基本方針獲得許可時，應立即公告其意旨。

X依據第4項第1款規定有關命令防衛出動於獲得國會許可後，應變更對處基本方針，並於此方針內記載該當許可防衛出動命令之意旨。

X I 依據第7項規定有關對處基本方針於未獲得許可決議後，該當決議相關對處措置應迅速終止之。此際，內閣總理大臣依據第4項第2款規定命令自衛隊防衛出動者，應立即撤回之。

X II 內閣總理大臣於實施對處措置之際，應依對處基本方針，代表內閣指揮監督行政各部門。

X III 第6項至第9項，以及第11項規定於對處基本方針變更時，準用之。惟第10項規定之變更及有關以終止對處措置之構成措置為內容之變更者，第7項、第9項及第11項之規定，不在此限。

X IV 內閣總理大臣認定無實施對處措置之必要時，或國會議決必須終止對處措置後，有關對處基本方針之廢止，須經內閣會議之決議。

X V 內閣總理大臣於前項內閣會議決議後，應迅速向國會報告廢止對處基本方針之意旨及對處基本方針訂定對處措置之結果，並同時公告之。

顯見，防衛出動乃為日本防衛外來武力攻擊或存立（存亡）危機事態，保障國家安全，排除侵害的最重要方法手段，在公權力行使（包括自衛隊行使武力在內）方面，往往涉及人民的權利義務關係十分重大，故命令自衛隊實施防衛出動派遣任務等各項對處措置或對處基本方針，除以內閣總理大臣為主體，經內閣會議決議外，並於事前必須獲得代表國權最高機關國會的同意。此乃法律課予內閣總理大臣行使防衛出動的義務規定。

貳、命令的程序

防衛出動命令的具體發動程序，如前項事態法第9條規定般，原則上必須經國會的許可（或同意）程序。又前項國會許可的程序，可分為I事前許可與II事後許可（追認）等2種。通常以事前許可為原則，事後許可為例外。前者事前之

許可，乃是內閣總理大臣於內閣會議決定的對處基本方針內記載「依自衛隊法第 76 條第 1 項內閣總理大臣命令防衛出動事項徵求國會許可之意旨」(事態法第 9 條第 4 項第 1 款規定)。該當對處基本方針於獲得國會許可後，立即變更對處基本方針內容，並於此內容記載「國會許可之防衛出動意旨」(同條第 10 項規定)。據此，內閣總理大臣始得依據變更的對處基本方針，命令自衛隊實施防衛出動派遣任務。後者的事後許可，則限於有「特別緊急之必要，而於事前無法獲得國會許可時」，此際得於對處基本方針內記載內閣總理大臣命令防衛出動之意旨，同時內閣總理大臣即可依此對處基本方針，命令自衛隊實施防衛出動，並於事後向國會提出追認(亦即徵求同意，如同條第 4 項第 2 款規定)。除此之外，若武力攻擊事態或存立危機事態發生於衆議院解散之際，依日本國憲法第 54 條規定須召集緊急集會，由參議院許可之。¹¹²



¹¹² 日本国憲法(昭和 21 年)第 54 条は、「1 衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から三十日以内に、国会を召集しなければならない。2 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。3 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ」と規定されている。

第四節 防衛出動的國會許可（同意）

壹、國會許可程序的法源基礎

關於內閣總理大臣命令自衛隊實施防衛出動，必須經國會的許可，其向國會提起徵求許可程序的法源規定有二，其一是，依據自衛隊法第 76 條第 1 項規定，有關內閣總理大臣命令防衛出動應依事態法第 9 條之規定經國會許可之。其二是，依據事態法第 9 條第 4 項第 1 款及第 2 款規定，應於對處基本方針內記載：「內閣總理大臣依自衛隊法第 76 條第 1 項規定命令防衛出動於事前向國會提出徵求許可，或於事後提出追認」等報告事項。由此足證，內閣總理大臣命令防衛出動徵求國會許可程序其法源基礎主要是基於自衛隊法第 76 條第 1 項的規定向國會提出，然而其細部的提出程序，則是由事態法第 9 條規定的程序所合併吸收之。易言之，事態法第 9 條的程序規定（須於對處基本方針內記載防衛出動等必要意旨，併向國會提出徵求許可或於事後追認之），乃為補充自衛隊法第 76 條第 1 項規定之不足。通常補充性規範旨在補足主要立法規定不完備之處。是故，內閣總理大臣命令自衛隊實施防衛出動徵求國會許可的法源基礎，仍應以自衛隊法第 76 條第 1 項規定為主。

貳、防衛出動命令的撤回

內閣總理大臣命令撤回防衛出動時，在法律規定上有二種情形，其一是，依據事態法第 9 條第 11 項規定，內閣總理大臣於命令自衛隊實施防衛出動後，並於事後向國會提出追認，又該當追認案若未獲得國會之同意（承認）者，此際、內閣總理大臣必須迅速命令自衛隊撤回防衛出動。其二則是，當內閣總理大臣認為自衛隊已無實施防衛出動之必要時（包括解除危機或達成任務等在内），亦必須迅速撤回防衛出動之命令（自衛隊法第 76 條第 2 項規定）。

第五節 防衛出動待機命令

壹、防衛出動待機命令的意義

一、固有意義

防衛出動待機（待命）命令的意義，旨在因應自衛隊實施防衛出動任務前的各項準備工作，此乃基於組織內部管理之需要，而發布的待命行為。自衛隊法第 77 條規定：「防衛大臣於事態緊迫，預測應依前條（第 76 條）第 1 項規定發布防衛出動命令時，在認定有因應此對處（亦即措置，指防衛出動而言）之必要者，得經內閣總理大臣之許可，對自衛隊全部或一部分發布出動待機（動員待命）命令」。¹¹³本條文立法的目的，乃基於防衛出動的重要性，故特別立法使其形成出動待機（動員待命）的特定（特殊）法律狀態，進而可藉由刑罰強制自衛隊隊員迅速就其職役，不得無故擅離職守，俾於防衛出動命令發布之際，立即可達到動員出發之整備狀態，期能順利達成實際防衛出動之任務。

二、事態對處法制整備後的新意義

鑒於防衛出動待機命令的固有意義，較着重於武力攻擊或存立危機事態發生之際，或着手於完成武力攻擊事態等之準備也。然而事態對處法制整備完成後，即賦予防衛出動待機命令新的意義。換言之，依據事態對處法之規定於預測武力攻擊事態之後（亦即是武力攻擊事態發生的前置時期或前置階段之預置時間內），防衛大臣即可立即發布防衛出動待機命令，旨在致力於迴避武力攻擊等事態之發生（事態法第 3 條第 2 項規定），¹¹⁴亦即是藉由防衛出動待機命令之

¹¹³ 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 77 条（防衛出動待機命令）は、「防衛大臣は、事態が緊迫し、前条第一項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、これに対処するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の全部又は一部に対し出動待機命令を発することができる」と規定されている。

¹¹⁴ 日本武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律 79 号）第 3 条（武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処に関する基本理念）第 2 項は、「武力攻撃予測事態においては、武力攻撃の発生が回避されるようにしなければならない」と規定されている。

發布，強烈地、明白地表示防衛意思，迫使對手國放棄武力攻擊之意圖，並藉此強而有力的動員待命手段、方法，以資迴避武力攻擊事態之發生。

貳、要件、命令權的主體、程序及法律效果

一、命令權之主體

防衛大臣於事態緊迫、預測發布防衛出動命令時，認為有必要者得經內閣總理大臣之許可，對自衛隊全部或一部分發布防衛出動待機命令。因此發布防衛出動待機命令的主體為防衛大臣，客體為全部或一部分自衛隊隊員。

二、要件

如前述發布防衛出動待機命令的前提要件有，（一）須為事態緊迫，（二）須預測發布防衛出動命令，（三）須經內閣總理大臣之許可。

三、國會許可程序

發布防衛出動待機命令係以事態緊迫或預測有發生武力攻擊事態等，以及發布防衛出動命令為前提要件。惟發布防衛出動命令則未必經過防衛出動待機命令之階段，始可為之。又依據事態對處法規定，防衛出動待機命令須經內閣總理大臣許可，並列入對處基本方針記載事項（事態法第9條第5項規定），事後（指待機命令生效後）仍須取得國會之許可（同條第7項規定）。

四、法律效果

當防衛大臣發布防衛出動待機命令時，其附帶發生的法律效果即是，接受待機命令的自衛隊隊員，無正當理由不就職役或離去職役逾越3日者，處3年以下有期徒刑或禁錮（同自衛隊法第119條第1項第5款規定），¹¹⁵又教唆犯此

¹¹⁵ 日本自衛隊法（昭和29年法律第165号）第119条は、「1次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は禁錮に処する。一第六十一条第一項の規定に違反した者。二第六十四条第一項の規定に違反して組合その他の団体を結成した者。三第六十四条第二項の規定に違反した者。四第七十条第一項第一号の規定による防衛招集命令を受けた予備自衛官又は第七十五条の四第一項第一号若しくは第三号の規定による防衛招集命令若しくは治安招集命令を受けた即応予備自衛官で、正当な理由がなく指定された日から三日を過ぎてなお指定された場所に出頭しないもの。五第七十七条又は第七十九条第一項の規定によ

行為或幫助犯者，亦同（同條第2項規定）。



る出動待機命令を受けた者で、正当な理由がなくて職務の場所を離れ七日を過ぎたもの又は職務の場所につくように命ぜられた日から正当な理由がなくて七日を過ぎてなお職務の場所につかないもの。六第七十八條第一項又は第八十一條第二項に規定する治安出動命令を受けた者で、上官の職務上の命令に反抗し、又はこれに服従しないもの。七上官の職務上の命令に対し多数共同して反抗した者。八正当な権限がなくて又は上官の職務上の命令に違反して自衛隊の部隊を指揮した者。2 前項第二号若しくは第四号から第六号までに規定する行為の遂行を教唆し、若しくはその幫助をした者又は同項第三号、第七号若しくは第八号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、若しくは煽動した者は、それぞれ同項の刑に処する」と規定されている。

第六節 防衛出動時の防禦設施構築措施

壹、意義

防衛大臣於事態緊迫、預測依（自衛隊法）第 76 條第 1 項（限於第 1 款規定之部分，亦即以武力攻撃事態部分為限）發布防衛出動命令時，依同項規定命令出動之自衛隊部隊預見將展開部署，且認定有防備預先強化之地域（以下稱展開預定地域）者，得經內閣總理大臣許可後，訂定其範圍並命令自衛隊部隊於該當展開預定地域內構築陣地其他防禦設施（以下稱防禦設施）之措施（同自衛隊法第 77 條之 2 規定）。¹¹⁶此防禦構築措施者，乃是預測自衛隊實施防衛出動派遣任務時，部隊必然會展開防衛部署，並預先構築各項防禦陣地準備工事，俾利防衛出動部隊展開防衛任務之遂行。

貳、命令權主體要件

此項防禦設施構築措施命令權之發布主體乃是防衛大臣，在符合左列要件：一、事態緊迫，二、預測發布武力攻撃事態之防衛出動命令，三、預見自衛隊部隊依防衛出動命令於展開預定地域內展開部署，且認定有預先強化防備之必要者，四、經內閣總理大臣之許可等條件下，即可命令自衛隊訂定展開預定地域之範圍，並於該當地域內實施陣地其他防禦設施之措施。

參、程序

防衛大臣於發布該當防禦設施構築措施命令之後，依事態對處法之規定，應於武力攻撃事態對處基本方針內記載是項經內閣總理大臣許可之意旨（事態法第 9 條第 5 項第 4 款規定），事後仍須取得國會之許可（同條第 7 項規定）。

¹¹⁶ 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 77 条の 2（防禦施設構築の措置）は、「防衛大臣は 事態が緊迫し 第七十六条第一項(第一号に係る部分に限る 以下この条において同じ。)の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合において 同項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊を展開させることが見込まれ、かつ、防備をあらかじめ強化しておく必要があると認める地域（以下「展開予定地域」という。）があるときは、内閣総理大臣の承認を得た上、その範囲を定めて、自衛隊の部隊等に当該展開予定地域内において陣地その他の防御のための施設（以下「防御施設」という。）を構築する措置を命ずることができる」と規定されている。

第七節 防衛出動時有關海上保安廳的管轄與指揮

壹、概念

內閣總理大臣依據自衛隊法第 76 條第 1 項（限於第 1 款規定部分）或第 78 條第 1 項規定（指防衛出動或治安出動），對自衛隊全部或一部分發布出動命令時，認定有特別必要者，得將海上保安廳全部或一部分納入其統制管轄下。內閣總理大臣依據前項規定將海上保安廳全部或一部納入統制管轄時，依政令之規定指派防衛大臣指揮之。再者、內閣總理大臣認定無實施第 1 項規定統制管轄之必要時，應迅速解除之。¹¹⁷ 易言之，內閣總理大臣對自衛隊發布防衛出動（以武力攻擊事態為限）或治安出動命令時，認定為有特別需要者，得將海上保安廳納入自衛隊防衛出動或治安出動的統制管轄，並在防衛大臣的指揮監督下，期能更有效達成自衛隊防衛或治安出動任務之目的（參照自衛隊法第 80 條規定，同前註 117）。

貳、意義與效果

本條文（同法第 80 條）之規定其目的並非變更海上保安廳的業務職掌與權限，法律雖然規定在防衛出動或治安出動時，有特別需要應將海上保安廳納入防衛大臣的指揮管轄下，此處稱：「防衛大臣的指揮」者，係指「對海上保安廳長官的指揮命令」而云（自衛隊法施行令第 103 條規定）。¹¹⁸ 因此，海上保安廳依然是執行其海上保安廳法律規範之本來任務與職掌。具體言之，海上保安廳祇是因應武力攻擊事態的態樣，在其原本所掌事務範圍內，諸如：實施護漁、船舶救難等生

¹¹⁷ 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 80 条（海上保安庁の統制）は、「1 内閣総理大臣は、第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）又は第七十八条第一項の規定による自衛隊の全部又は一部に対する出動命令があつた場合において 特別の必要があると認めるときは、海上保安庁の全部又は一部を防衛大臣の統制下に入れることができる。2 内閣総理大臣は、前項の規定により海上保安庁の全部又は一部を防衛大臣の統制下に入れた場合には、政令で定めるところにより、防衛大臣にこれを指揮させるものとする。3 内閣総理大臣は、第一項の規定による統制につき、その必要がなくなつたと認める場合には、すみやかに、これを解除しなければならない」と規定されている。

¹¹⁸ 日本自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 103 条（海上保安庁に対する指揮）は、「法第八十条第二項の規定による防衛大臣の海上保安庁の全部又は一部に対する指揮は、海上保安庁長官に対して行うものとする」と規定されている。

命、財產之保護，以及緝私、偷渡等海上犯罪之取締業務時，應依時局或事態之變化，有效支援自衛隊防衛出動目的之達成。是項防衛出動時海上保安廳的指揮管轄，其與非軍事性質的海上保安廳法第 25 條規定並無相互抵觸與矛盾之處，¹¹⁹ 有關海上保安廳職員的懲戒權等相關權限，仍屬國土交通大臣行使。



¹¹⁹ 日本海上保安庁法（昭和 23 年法律第 28 号）第 25 条は、「この法律のいかなる規定も海上保安庁又はその職員が軍隊として組織され、訓練され、又は軍隊の機能を営むことを認めるものとこれを解釈してはならない」と規定されている。

第八節 防衛出動時の権限

壹、防衛出動時行使武力の権限

一、防衛出動與行使武力の關係

自衛隊依法律（自衛隊法第 76 條第 1 項規定）執行防衛出動派遣任務時，基於防衛日本（我國）與遂行任務，得保有武器¹²⁰與行使必要的武力。¹²¹按照自衛隊法第 76 條第 1 項規定與同法第 88 條（防衛出動時武力行使）第 1 項規定的文理解釋，銜命執行防衛出動任務的自衛隊理所當然得行使武力。如斯的解釋乃是誤解法律規定的本意。¹²²事實上「發布防衛出動命令權」與「行使武力發動自衛權」乃屬兩個獨立的事實，應分開思考。換言之，在日本國憲法第 9 條的規範下，允許發動自衛權行使武力者，必須符合自衛權發動 3 要件，亦即是：1.對日本（我國）有急迫不正（不法）的侵害，2.無其他適當手段排除此侵害，3.行使實力必須在必要最小限度內，¹²³自衛隊始得發動行使武力的自衛權限。反之，防衛出動的要件，如前所述必須符合：1.發生外部對日本的武力攻擊事態，或 2.認定有發生武力攻擊急迫、明白的危險事態，即可依法發布防衛出動命令。實際上有關發布防衛出動的時期，此際，防衛出動的事態尚處於「預測」武力攻擊之「虞」，或已「着手準備」武力攻擊的階段。顯見此兩者在時間上仍有些許的差距，是故在防衛出動命令發布時，鑒於其事態之性質，仍尚未成熟達到符合行使武力發動自衛權的要件。

二、發布武力行使命令權的主體與程序

¹²⁰ 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 87 条（武器の保有）は、「自衛隊は、その任務の遂行に必要な武器を保有することができる」と規定されている。

¹²¹ 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 88 条（防衛出動時の武力行使）は、「1 第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊は、わが国を防衛するため、必要な武力を行使することができる。2 前項の武力行使に際しては、国際の法規及び慣例によるべき場合にあつてはこれを遵守し、かつ、事態に応じ合理的に必要と判断される限度をこえてはならないものとする」と規定されている。

¹²² 安田寛，《防衛法概論》（東京：オリエント書房，1979 年），頁 56 以下。

¹²³ 橋本公巨，《日本国憲法》（東京：有斐閣，1980 年），頁 431 以下。

自衛隊法第7條規定內閣總理大臣代表內閣享有自衛隊最高指揮監督權限，因此執行防衛出動任務的自衛隊，在武力行使程序上，何時方能發動自衛權行使武力命令之判斷？依前項規定，顯然發動行使武力命令之最終判斷，仍須由內閣總理大臣判斷之。然而自衛隊法第7條的文義解釋，內閣總理大臣乃為內閣之首長，故內閣總理大臣發布行使武力自衛權之命令時，仍應遵守內閣法第6條規定召集內閣會議決議之程序。總而言之，日本自衛隊行使武力必須符合自衛權發動3要件以及自衛隊法第88條規範的約制，並服從最高指揮監督權者內閣總理大臣的指揮命令體系下，執行各個戰鬪武力行使行為。

三、自衛武力行使的界限

日本自衛隊行使自衛武力的界限，即是自衛隊法第88條第2項規定：「在行使武力之際，必須遵守國際法規及慣例，並因應事態做合理必要的判斷，不可逾越限度」。¹²⁴此處稱：「遵守（或符合）國際法規及慣例」者，乃指遵守日內瓦陸戰公約諸項規定，以及追加議定書規定禁止使用的戰鬪手段，包括：保護傷患、百姓、文化古蹟、生化毒氣、大量對人的殺傷性武器、地雷等限制。¹²⁵其次武力行使的另一個界限是，「因應事態做合理必要的判斷，不可逾越限度」。此乃指自衛隊發動自衛權行使武力之際，在防衛日本國家及國民安全上，整體而言，必須在必要且最小限度範圍內行使之。然而前項的判斷須是整體或顧全大局的判斷，非屬各個戰鬪場面或局部戰場的判斷。具體言之，整體或全部的判斷係以內閣總理大臣為主或統禦自衛隊隊務的防衛大臣判斷行使之。至於各個戰鬪場面或局部戰場的判斷，則應委由部隊指揮官或臨戰時面對敵對兵力或武力攻擊的隊員實施個別的判斷。

四、自衛武力行使的對象與範圍

自衛隊武力行使的對象，應指對日本實施武力攻擊的對手國，進行戰鬪的

¹²⁴ 同前揭註121。

¹²⁵ 岩沢雄司，《國際條約集2016》（東京：有斐閣，2016年3月18日），頁701以下。

行為而論。鑒於實施武力攻擊或武力侵犯的對手國，在進行武力攻擊的地理範圍或區域乃至武力攻擊的作戰形式，係屬靈活完全自由不受時、空等因素羈束或限制的作戰行動與態勢。因此，對於對手國攻擊威脅國家獨立及人民安全而言，自衛隊基於為保衛國家維護人民安全而行使武力，排除對手敵國攻擊的戰鬥行為，原則上係屬正當、阻却違法性的行為。¹²⁶又自衛隊發動自衛權行使武力的地理環境範圍，不應侷限於日本的領土（領陸）、領海及領空，基於防衛國家安全之必要限度內，其武力行使的範圍或區域亦可能涵蓋公海或公空的領域。除此之外，有關「海外派兵」的部分或問題，此處所謂：「海外派兵」者，係指以行使武力為目的而派遣自衛隊至本國以外的他國領土、領海或領空而云。如斯地「海外派兵」，一般而言，乃逾越自衛的必要最小限度，實為日本國憲法所不允許也。惟若該當前述自衛權發動3要件，須於他國行使武力者，如斯地「海外派兵」，亦非屬憲法理論所禁止。¹²⁷具體言之，他國對日本有急迫不法的侵害，且其侵害手段係以彈道誘導飛彈對日本領土實施武力攻擊，基於為防衛前項飛彈的武力攻擊，必須採取必要最小限度措施時，情非得已（無其他手段），對位於本國領土以外他國的飛彈基地實施防禦性行使武力，法理上乃涵蓋於自衛的範疇，理應屬可行的防衛行為。

五、防衛出動時的行動地域

自衛隊於受命實施防衛出動之際，內閣總理大臣必須公告防衛出動命令要旨、自衛隊的行動地域及其他必要事項（自衛隊法施行令第107條規定）。¹²⁸又

¹²⁶ 佐久間修，《刑法基本講義—總論・各論 第2版》（東京：有斐閣，2013年4月10日），頁156以下。

¹²⁷ 田村重信、高橋憲一、島田和久，《日本の防衛法制》，前掲書，頁126以下。

¹²⁸ 日本自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第107条（出動等の場合の關係機關等に対する周知措置）は、「1 内閣總理大臣は、法第七十六條第一項、第七十八條第一項、第八十一條第二項又は第八十一條の二第一項の規定により自衛隊の全部又は一部に出動を命じた場合には、出動を命じた旨及び行動の地域（第八十一條の二第一項の規定による出動の場合にあつては、警護を行うべき施設又は施設及び区域並びに期間）その他必要な事項を告示するとともに、すみやかに、關係地域の国又は地方公共団体の關係機關及び住民に周知させる方策を講ずるものとする。2 内閣總理大臣は、法第七十六條第二項、第七十八條第三項、第八十一條第四項若

同自衛隊法施行令規定稱：「行動地域」者，乃為自衛隊的實際行動地域，其地域的範圍不限於實際上進行戰鬪行為或部隊實際展開行動之地域，甚至包括將來可能進行戰鬪行為或展開行動之地域，亦即是自衛隊行使武力的基本想定範圍或地域內。然而實施武力攻擊的對手國，基於其作戰行動完全機動自由、不受地形、地域之限制或拘束，而且戰場戰鬪的狀況，瞬息萬變，是故實際的戰況難以預測，因此、若要求與公告的「行動地域」完全吻合一致、絲毫不能逾越之情事，顯然是難以想像。

貳、防衛出動時其他權限

一、維持公共秩序的行動權限

自衛隊奉命令於實施防衛出動派遣任務時，依現況實際之需要，亦得執行維持公共秩序之行動（自衛隊法第 92 條規定）。¹²⁹此際，銜命實施防衛出動派

しくは第八十一条の二第三項又は武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第九条第十一項後段の規定により自衛隊の全部又は一部の撤収を命じた場合には、撤収を命じた旨その他必要な事項を告示するものとする」と規定されている。

¹²⁹ 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 92 条（防衛出動時の公共の秩序の維持のための権限）は、「1 第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により出動を命ぜられた自衛隊は、第八十八条の規定により武力を行使するほか、必要に応じ、公共の秩序を維持するため行動することができる。2 警察官職務執行法及び第九十条第一項の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が前項の規定により公共の秩序の維持のため行う職務の執行について、海上保安庁法第十六条、第十七条第一項及び第十八条の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官が前項の規定により公共の秩序の維持のため行う職務の執行について、同法第二十条第二項の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官が前項の規定により公共の秩序の維持のため行う職務の執行について準用する。この場合において、警察官職務執行法第四条第二項中「公安委員会」とあるのは「防衛大臣の指定する者」と、海上保安庁法第二十条第二項中「前項において準用する警察官職務執行法第七条」とあるのは「この項において準用する警察官職務執行法第七条及びこの法律第九十条第一項」と、「第十七条第一項」とあるのは「この項において準用する海上保安庁法第十七条第一項」と、「海上保安官又は海上保安官補の職務」とあるのは「第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が公共の秩序の維持のため行う職務」と、「海上保安庁長官」とあるのは「防衛大臣」と読み替えるものとする。3 第八十九条第二項の規定は、前項において準用する警察官職務執行法第七条又はこの法律第九十条第一項の規定により自衛官が武器を使用する場合及び前項において準用する海上保安庁法第二十条第二項の規定により海上自衛隊の自衛官が武器を使用する場合について準用する。4 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官のうち、第一項の規定により公共の秩序の維持のため行う職務に従事する者は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十四条の

遣任務之自衛官（自衛隊隊員），立即具有治安出動時同一權限。易言之，比照治安出動時，自衛官擁有行使警察官職權的同樣權限（參照前揭註 129 同法第 92 條第 2 項、第 3 項規定）。

二、緊急通行權限

除此之外，自衛隊依命令執行防衛出動任務時，因情況緊急必須調（移）動部隊者，若其移動或通行上、遇有障礙之情事或障礙之場所，包含：平日非提供一般交通運輸用之通路、道路或非提供公共使用之空地等，自衛隊具有防衛出動時的緊急優先通行權（自衛隊法第 92 條之 2）。¹³⁰

三、附隨的法律效果

防衛出動附隨的法律效果係指：「防衛出動法律要件成立後，附隨此要件而形成一定權利義務關係的法律效果」，而云。¹³¹據此，防衛出動法律要件成立之初，其附隨形成的法律效果內容包括：1.防衛出動時，依規定內閣總理大臣得指示，編組成立特別部隊（自衛隊法第 22 條第 1 項規定）。¹³²2.防衛出動時因任務

五及びこれに基づく命令の定めるところにより、同条に規定する措置をとることができる」と規定されている。

¹³⁰ 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 92 条の 2（防衛出動時の緊急通行）は、「第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官は、当該自衛隊の行動に係る地域内を緊急に移動する場合において、通行に支障がある場所をう回するため必要があるときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地若しくは水面を通行することができる。この場合において、当該通行のために損害を受けた者から損失の補償の要求があるときは、政令で定めるところにより、その損失を補償するものとする」と規定されている。

¹³¹ 金子宏、新堂幸司、平井宜雄，《法律学小辞典（新版）》，前掲書，頁 1028 以下。

¹³² 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 22 条（特別の部隊の編成）は、「1 内閣総理大臣は、第七十六条第一項、第七十八条第一項、第八十一条第二項又は第八十一条の二第一項の規定により自衛隊の出動を命じた場合には、特別の部隊を編成し、又は所要の部隊をその隷属する指揮官以外の指揮官の一部指揮下に置くことができる。2 防衛大臣は、第七十七条の四の規定による国民保護等派遣、第八十二条の規定による海上における警備行動、第八十二条の二の規定による海賊対処行動、第八十二条の三第一項の規定による弾道ミサイル等に対する破壊措置、第八十三条第二項の規定による災害派遣、第八十三条の二の規定による地震防災派遣、第八十三条の三の規定による原子力災害派遣、第八十四条の三第一項の規定による保護措置、訓練その他の事由により必要がある場合には、特別の部隊を臨時に編成し、又は所要の部隊をその隷属する指揮官以外の指揮官の一部指揮下に置くことができる。3 前二項の規定により編成され、又は同一指揮官の下に置かれる部隊が陸上自衛隊の部隊、海上自衛隊の部隊又は航空自衛隊の部隊のいずれか二以上から成る場合における当該部隊の運用に係る防衛大臣の指揮

之需要，防衛大臣得延長任期制士官長等任用期間 1 年（自衛隊法第 36 條第 8 項規定）。¹³³3.基於防衛出動任務之需要，防衛大臣得延長¹³⁴或再任命¹³⁵已達退

は、統合幕僚長を通じて行い、これに関する防衛大臣の命令は、統合幕僚長が執行するものとするほか、当該部隊に対する防衛大臣の指揮監督について幕僚長の行う職務に関しては、防衛大臣の定めるところによる」と規定されている。

¹³³ 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 36 条（陸士長等、海士長等及び空士長等の任用期間）は、「1 陸士長、一等陸士及び二等陸士（以下『陸士長等』という。）は二年を、海士長、一等海士及び二等海士（以下『海士長等』という。）並びに空士長、一等空士及び二等空士（以下『空士長等』という。）は三年を任用期間として任用されるものとする。ただし、防衛大臣の定める特殊の技術を必要とする職務を担当する陸士長等は、その志願に基づき、三年を任用期間として任用されることができる。2 自衛官候補生は、その修了後引き続いて前項の規定に基づき任用される自衛官として必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を受けるものとする。3 自衛官候補生の任用期間は、三月を基準として前項に規定する教育訓練に要する期間を勘案して防衛省令で定めるものとし、自衛官候補生から引き続いて第一項の自衛官に任用された者の当該自衛官としての任用期間は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する期間からその者の自衛官候補生としての任用期間に相当する期間を減じた期間とする。4 自衛官候補生の員数は、防衛省の職員の定員外とする。5 前各項の規定は、陸士長等、海士長等又は空士長等で、志願に基づき陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者の指定を受けた者のうち防衛大臣の定めるものについては、適用しない。6 第一項の任用期間の起算日は、同項の自衛官に任用された日とする。ただし、三等陸曹、三等海曹又は三等空曹以上の階級から降任された場合にあっては降任の日、前項に規定する陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者の指定を受けた者のうち防衛大臣の定めるものがその指定を取り消された場合にあっては当該指定を取り消された日とする。7 防衛大臣は、陸士長等、海士長等又は空士長等の任用期間が満了した場合において、当該陸士長等、海士長等又は空士長等が志願をしたときは、引き続き二年を任用期間としてこれを任用することができる。この場合における任用期間の起算日は、引き続き任用された日とする。8 防衛大臣は、任用期間を定めて任用されている陸士長等、海士長等又は空士長等が任用期間が満了したことにより退職することが自衛隊の任務の遂行に重大な支障を及ぼすと認める場合には、当該陸士長等、海士長等又は空士長等が第七十六条第一項の規定による防衛出動を命ぜられている場合にあっては一年以内、その他の場合にあっては六月以内の期間を限って、任用期間を延長することができる」と規定されている。

¹³⁴ 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 45 条（自衛官の定年及び定年による退職の特例）は、「1 自衛官（陸士長等、海士長等及び空士長等を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、定年に達したときは、定年に達した日の翌日に退職する。2 前項の定年は、勤務の性質に応じ、階級ごとに政令で定める。3 防衛大臣は、自衛官が定年に達したことにより退職することが自衛隊の任務の遂行に重大な支障を及ぼすと認めるときは、当該自衛官が第七十六条第一項の規定による防衛出動を命ぜられている場合にあっては一年以内の期間を限り、その他の場合にあっては六月以内の期間を限り、当該自衛官が定年に達した後も引き続き自衛官として勤務させることができる。4 防衛大臣は、前項の期間又はこの項の期間が満了する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、当該自衛官の同意を得て、一年以内の期間を限り、引き続き自衛官として勤務させることができる。ただし、その期間の末日は、当該自衛官が定年に達した日の翌々日から起算して三年を超えない」と規定されている。

¹³⁵ 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 45 条の 2（自衛官への定年退職者等の再任用）は、「1 任命権者は、前条第一項の規定により退職した者又は同条第三項若しくは第四項の規定により勤務した後退職した者を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年（任期の末日がその者が年齢六十年に達する日前となる場合にあっては、三年）を超えない範囲内で任期を定め、教育、研究、補給その他防衛大臣の定める業務を行うことを職務とする常時勤務を要す

役年限自衛官之勤務期間 1 年(自衛隊法第 45 條第 3 項及同法第 45 條之 2 第 4 項規定)。¹³⁶4.延長預備自衛官¹³⁶及即應(指臨時或緊急應變之意,以下皆同)自衛官¹³⁷在實施「防衛召集」(亦即防衛動員,以下皆同)時的任用期間(自衛隊法第 68 條第 3 項及同法第 75 條之 8 規定)。¹³⁸5.對預備自衛官¹³⁸及即應自衛官¹³⁹實

る官職に引き続いて採用することができる。2 前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、政令で定めるところにより、前項に定める期間を超えない範囲内で更新することができる。3 前二項の規定による任期については、その末日は、その者が年齢六十五年に達する日以前でなければならない。4 防衛大臣は、第一項の規定により採用された自衛官がその任期が満了したことにより退職することが自衛隊の任務の遂行に重大な支障を及ぼすと認めるときは、当該自衛官が第七十六条第一項の規定による防衛出動を命ぜられている場合にあっては一年以内の期間を限り、その他の場合にあっては六月以内の期間を限り、任期を延長することができる」と規定されている。

¹³⁶ 日本自衛隊法(昭和 29 年法律第 165 号)第 68 条(任用期間及びその延長)は、「1 前条第一項又は第二項の規定により予備自衛官に任用された者の任用期間は、任用の日から起算して三年とする。2 防衛大臣は、予備自衛官(第七十条第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となっている者を含む。)がその任用期間が満了した場合において、志願をしたときは、引き続き三年を任用期間として、これを予備自衛官に任用することができる。この場合における任用期間の起算日は、引き続いて任用された日とする。3 防衛大臣は、予備自衛官が第七十条第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となっている場合において、当該自衛官が予備自衛官としての任用期間が満了したことにより退職することが自衛隊の任務の遂行に重大な支障を及ぼすと認めるときは、当該自衛官が第七十六条第一項の規定による防衛出動を命ぜられている場合にあっては一年以内の期間を限り、その他の場合にあっては六月以内の期間を限り、その者の任用期間を延長することができる。4 予備自衛官が第七十条第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となっていた期間は、予備自衛官の任用期間に含めて計算するものとする」と規定されている。

¹³⁷ 日本自衛隊法(昭和 29 年法律第 165 号)第 75 条の 8(準用)は、「第六十七条第一項及び第三項、第六十八条から第六十九条の二まで並びに第七十三条から第七十五条までの規定は、即ち予備自衛官について準用する。この場合において、第六十七条第三項中『前二項の規定により任用された』とあるのは『採用された』と、第六十八条第一項中『前条第一項又は第二項の規定により予備自衛官に任用された』とあるのは『即ち予備自衛官に採用された』と、『任用の』とあるのは『採用の』と、同条第二項、第三項及び第四項中『第七十条第一項各号』とあるのは『第七十五条の四第一項各号』と、同条第二項中『予備自衛官に』とあるのは『即ち予備自衛官に』と、第六十九条の二第一項中『予備の』とあるのは『即ち予備の』と、同条第二項中『第七十一条』とあるのは『第七十五条の五』と、第七十三条の二中『第七十条第一項各号』とあるのは『第七十五条の四第一項各号』と、第七十四条第二項中『国民保護等招集若しくは災害招集』とあるのは『国民保護等招集、治安招集若しくは災害等招集』と、第七十五条第一項ただし書中『第七十一条第一項』とあるのは『第七十五条の五第一項』と、同条第二項中『第七十条第三項』とあるのは『第七十五条の四第三項』と読み替えるものとする」と規定されている。

¹³⁸ 日本自衛隊法(昭和 29 年法律第 165 号)第 70 条(防衛招集、国民保護等招集及び災害招集)第 1 項は、「1 防衛大臣は、次の各号に掲げる場合には、内閣総理大臣の承認を得て、予備自衛官に対し、当該各号に定める招集命令書による招集命令を発することができる。一第七十六条第一項の規定による防衛出動命令が発せられた場合又は事態が緊迫し、同項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、必要があると認めるとき防衛招集命

施「防衛召集」（自衛隊法第70条第1項及同法第75条之4第1項第1款規定）。

6.防衛出動時有關物資之動員、徵用與保管，土地之使用以及設施的保管使用等

（自衛隊法第103条規定）。¹⁴⁰防衛大臣得對總務大臣提出要求使用電氣通信設

令書による防衛召集命令。二第七十七条の四の規定により国民の保護のための措置（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第二条第三項に規定する国民の保護のための措置をいい、治安の維持に係るものを除く。以下同じ。）又は緊急対処保護措置（同法第百七十二条第一項に規定する緊急対処保護措置をいい、治安の維持に係るものを除く。以下同じ。）を実施するため部隊等を派遣する場合において、特に必要があると認めるとき国民保護等召集命令書による国民保護等召集命令。三第八十三条第二項の規定により部隊等を救援のため派遣する場合において、特に必要があると認めるとき 災害召集命令書による災害召集命令。・・・」と規定されている。

¹³⁹ 日本自衛隊法（昭和29年法律第165号）第75条の4（防衛召集、国民保護等召集、治安召集及び災害等召集）第1項は、「1 防衛大臣は、次の各号に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、即応予備自衛官に対し、当該各号に定める召集命令書による召集命令を発することができる。一第七十六条第一項の規定による防衛出動命令が発せられた場合又は事態が緊迫し、同項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合 防衛召集命令書による防衛召集命令。二第七十七条の四の規定により国民の保護のための措置又は緊急対処保護措置を実施するため部隊等を派遣する場合 国民保護等召集命令書による国民保護等召集命令。三第七十八条第一項若しくは第八十一条第二項の規定による治安出動命令が発せられた場合又は事態が緊迫し、第七十八条第一項の規定による治安出動命令が発せられることが予測される場合 治安召集命令書による治安召集命令。四第八十三条第二項の規定により部隊等を救援のため派遣する場合又は第八十三条の二若しくは第八十三条の三の規定により部隊等を支援のため派遣する場合 災害等召集命令書による災害等召集命令。・・・」と規定されている。

¹⁴⁰ 日本自衛隊法（昭和29年法律第165号）第103条（防衛出動時における物資の収用等）は、「1 第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により自衛隊が出動を命ぜられ、当該自衛隊の行動に係る地域において自衛隊の任務遂行上必要があると認められる場合には、都道府県知事は、防衛大臣又は政令で定める者の要請に基づき、病院、診療所その他政令で定める施設（以下この条において『施設』という。）を管理し、土地、家屋若しくは物資（以下この条において『土地等』という。）を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対してその取り扱う物資の保管を命じ、又はこれらの物資を収用することができる。ただし、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、防衛大臣又は政令で定める者は、都道府県知事に通知した上で、自らこれらの権限を行うことができる。2 第七十六条第一項の規定により自衛隊が出動を命ぜられた場合においては、当該自衛隊の行動に係る地域以外の地域においても、都道府県知事は、防衛大臣又は政令で定める者の要請に基づき、自衛隊の任務遂行上特に必要があると認めるときは、防衛大臣が告示して定めた地域内に限り、施設の管理、土地等の使用若しくは物資の収用を行い、又は取扱物資の保管命令を発し、また、当該地域内にある医療、土木建築工事又は輸送を業とする者に対して、当該地域内においてこれらの者が現に従事している医療、土木建築工事又は輸送の業務と同種の業務で防衛大臣又は政令で定める者が指定したものに従事することを命ずることができる。3 前二項の規定により土地を使用する場合において、当該土地の上にある立木その他土地に定着する物件（家屋を除く。以下『立木等』という。）が自衛隊の任務遂行の妨げとなると認められるときは、都道府県知事（第一項ただし書の場合にあっては、同項ただし書の防衛大臣又は政令で定める者。次項、第七項、第十三項及び第十四項において同じ。）は、第一項の規定の例により、当該立木等を移転することができる。この場合において、事態に照らし移転が著しく困難であると認めるときは、同項の規定の例により、当該立木等を処分することができる。

備等相關必要措施（自衛隊法第 104 條規定）。¹⁴¹7.擴大排除適用航空法的部分

4 第一項の規定により家屋を使用する場合において、自衛隊の任務遂行上やむを得ない必要があると認められるときは、都道府県知事は、同項の規定の例により、その必要な限度において、当該家屋の形状を変更することができる。5 第二項に規定する医療、土木建築工事又は輸送に従事する者の範囲は、政令で定める。6 第一項本文又は第二項の規定による処分の対象となる施設、土地等又は物資を第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の用に供するため必要な事項は、都道府県知事と当該処分を要請した者とが協議して定める。7 第一項から第四項までの規定による処分を行う場合には、都道府県知事は、政令で定めるところにより公用令書を交付して行わなければならない。ただし、土地の使用に際して公用令書を交付すべき相手方の所在が知れない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定めるところにより事後に交付すれば足りる。8 前項の公用令書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。一 公用令書の交付を受ける者の氏名（法人にあつては、名称）及び住所。二 当該処分の根拠となったこの法律の規定。三次に掲げる処分の区分に応じ、それぞれ次に定める事項。イ 施設の管理—管理する施設の所在する場所及び管理する期間。ロ 土地又は家屋の使用—使用する土地又は家屋の所在する場所及び使用する期間。ハ 物資の使用—使用する物資の種類、数量、所在する場所及び使用する期間。ニ 取扱物資の保管命令—保管すべき物資の種類、数量、保管すべき場所及び期間。ホ 物資の収用—収用する物資の種類、数量、所在する場所及び収用する期日。ヘ 業務従事命令—従事すべき業務、場所及び期間。ト 立木等の移転又は処分—移転し、又は処分する立木等の種類、数量及び所在する場所。チ 家屋の形状の変更—家屋の所在する場所及び変更の内容。四 当該処分を行う理由。9 前二項に定めるもののほか、公用令書の様式その他公用令書について必要な事項は、政令で定める。10 都道府県（第一項ただし書の場合にあつては、国）は、第一項から第四項までの規定による処分（第二項の規定による業務従事命令を除く。）が行われたときは、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。11 都道府県は、第二項の規定による業務従事命令により業務に従事した者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償しなければならない。12 都道府県は、第二項の規定による業務従事命令により業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。13 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により施設を管理し、土地等を使用し、取扱物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、その職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所又は取扱物資を保管させる場所に立ち入り、当該施設、土地、家屋又は物資の状況を検査させることができる。14 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により取扱物資を保管させたときは、保管を命じた者に対し必要な報告を求め、又はその職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り、当該物資の保管の状況を検査させることができる。15 前二項の規定により立入検査をする場合には、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。16 第十三項又は第十四項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。17 前各項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定による処分について必要な手続は、政令で定める。18 第一項から第四項までの規定による処分については、審査請求をすることができない。19 第一項から第四項まで、第六項、第七項及び第十項から第十五項までの規定の実施に要する費用は、国庫の負担とする」と規定されている。

¹⁴¹ 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 104 条（電気通信設備の利用等）は、「1 防衛大臣は、第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられた自衛隊の任務遂行上必要があると認める場合には、緊急を要する通信を確保するため、総務大臣に対し、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第四項第四号に掲げる者が設置する電気通信設備を使用することに関し必要な措置をとることを求めることができる。2 総務大臣は、前項の要求があつたときは、その要求に沿うように適当な措置をとるものとする」と規定されている。

規定（自衛隊法第 107 條第 4 項規定）。¹⁴²8.排除適用消防法部分規定（自衛隊法第 115 條之 2 規定）¹⁴³以及強化罰則（同法第 123 條規定）¹⁴⁴等規定。9.部隊

¹⁴² 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 107 条（航空法等の適用除外）は、「1 航空法中 第十一条、第二十八条第一項及び第二項、第三十四条第二項、第三十八条第一項、第五十七条 から第五十九条まで、第六十五条、第六十六条、第八十六条、第八十九条、第九十条、第百三 十二条、第百三十二条の二並びに第百三十四条第一項及び第二項の規定は、自衛隊の使用する 航空機及びその航空機に乗り組んで運航に従事する者並びに自衛隊が設置する飛行場及び航 空保安施設については、適用しない。2 航空法第四十九条から第五十一条までの規定は、自衛 隊が設置する飛行場について準用する。この場合において、同法第四十九条第一項中『第四十 条（第四十三条第二項において準用する場合を含む。）の告示』とあるのは『防衛大臣の告示』 と、同法第五十条第一項中『当該空港の設置又は第四十三条第一項の施設の変更』とあるのは 『当該空港の設置又は変更』と読み替えるものとする。3 自衛隊の使用する航空機及びその航 空機に乗り組んで運航に従事する者についての航空法第六章（第一項の規定により適用を除外 される規定を除く。）の規定の適用については、政令で特例を定めることができる。4 航空法 第六十条から第六十四条まで、第七十六条、第七十六条の二、第七十九条から第八十一条まで、 第八十二条第二項、第八十二条の二、第八十四条第二項、第八十八条、第九十一条、第九十二 条（第一項第三号に係る部分に限る。）及び第九十九条の二第一項の規定は、第七十六条第一 項の規定により出動を命ぜられた場合において、同法第七十九条から第八十一条までの規定は、 第七十八条第一項若しくは第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた場合又は第八十 三条第二項の規定により派遣を命ぜられた場合において、同法第九十九条の二第一項の規定は、 第八十二条の三第一項又は第三項の規定により措置を命ぜられた場合において、それぞれ政令 で定めるところにより、自衛隊の航空機及び航空機に乗り組んで運航に従事する者並びに自衛 隊の行う同法第九十九条の二第一項に規定する行為については適用しない。5 防衛大臣は、第 一項及び前項の規定にかかわらず、自衛隊が使用する航空機の安全性及び運航に関する基準、 その航空機に乗り組んで運航に従事する者の技能に関する基準並びに自衛隊が設置する飛行 場及び航空保安施設の設置及び管理に関する基準を定め、その他航空機に因る災害を防止し、 公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。6 防衛大臣は、前項の規定に よる基準を定めようとする場合には、あらかじめ国土交通大臣と協議するものとする。7 運輸 安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）第五条の規定は、自衛隊の使用する航空機 について発生した同法第二条第二項の航空事故等（自衛隊の使用する航空機と自衛隊以外の者 が使用する航空機との間に発生したものを除く。）については、適用しない。8 防衛大臣は、 航空事故の防止又は航空事故が発生した場合における被害の軽減のために有益であると認め る前項の航空事故等に係る情報を運輸安全委員会に提供するものとする」と規定されている。

¹⁴³ 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 115 条の 2（消防法の適用除外）は、「1 消防法 （昭和二十三年法律第百八十六号）第十条第一項の規定は、自衛隊が第六章に定める行動に際 して、又は自衛隊の演習場において、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合については、適用し ない。2 防衛大臣は、前項の規定にかかわらず、自衛隊が貯蔵し、又は取り扱う危険物につい て、消防法に準拠して貯蔵又は取扱に関する基準を定め、その他危険物による災害を防止し、 公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。3 消防法第十七条の規定は、第 七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜら れた自衛隊の部隊等が応急措置として新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替の工事を行っ た同法第十七条第一項の防火対象物で政令で定めるものについては、第七十六条第二項若しく は武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の 確保に関する法律第九条第十一項後段の規定による撤収（次条から第百十五条の二十四までに おいて単に『撤収』という。）を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除され るまでの間は、適用しない。4 防衛大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する防火対 象物について、消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に

調度、派遣行動時，與相關國家（軍事同盟國家）、地方自治公共團體機關相互之間，實施密切連絡與協調事項之權限（自衛隊法第 86 條規定）。¹⁴⁵

四、行動圓滑化的特例（特別）措施

行動圓滑化的特別措施或特例措施，乃是自衛隊在實施防衛出動之際，為使該當行動任務順利遂行，而採取的特別措施。前項特別措施或特例措施乃屬事態對處法制整備的重要一環，其內容包括：1.確保部隊調度、移動、運輸圓滑順遂，得適用道路法¹⁴⁶及道路交通法¹⁴⁷的特例措施（自衛隊法第 115 條之 11 及

関する基準を定め、その他当該防火対象物における災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない」と規定されている。

¹⁴⁴ 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 123 条（罰則）は、「第百三条第十三項（第百三条の二第三項において準用する場合を含む。）又は第十四項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。」と規定されている。

¹⁴⁵ 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 86 条（関係機関との連絡及び協力）は、「第七十六条第一項、第七十七条の二、第七十七条の四、第七十八条第一項、第八十一条第二項、第八十一条の二第一項、第八十二条の三第一項若しくは第三項、第八十三条第二項、第八十三条の二又は第八十三条の三の規定により部隊等が行動する場合には、当該部隊等及び当該部隊等に関係のある都道府県知事、市町村長、警察消防機関その他の国又は地方公共団体の機関は、相互に緊密に連絡し、及び協力するものとする」と規定されている。

¹⁴⁶ 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 115 条の 11（道路法の特例）は、「1 第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。第三項において同じ。）の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等が、破損し、又は欠壊している道路を通行するために応急措置として行う道路に関する工事については、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十四条の規定にかかわらず、同条本文の承認を受けることを要しない。この場合において、当該部隊等の長は、当該道路に関する工事の概要を着手後速やかに当該承認の権限を有する者に通知しなければならない。2 前項前段に規定する自衛隊の部隊等が行う道路の占用に対する道路法第三十五条の規定の適用については、撤収を命ぜられるまでの間は、同条中『道路管理者に協議し、その同意を得れば』とあるのは、『同条第一項又は第三項の許可の権限を有する者にあらかじめ同条第二項各号に掲げる事項を通知すれば』とする。3 道路法第九十一条第一項の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防御施設の構築その他の行為については、適用しない。4 前項に規定する自衛隊の部隊等が行う道路予定区域の占用に対する道路法第九十一条第二項において準用する同法第三十五条の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第九十一条第二項において準用する同法第三十五条中『道路管理者に協議し、その同意を得れば』とあるのは、『第九十一条第二項において準用する第三十二条第一項又は第三項の許可の権限を有する者にあらかじめ同条第二項各号に掲げる事項を通知すれば』とする。5 第二項の規定により読み替えられた道路法第三十五条又は前項の規定により読み替えられた同法第九十一条第二項において準用する同法第三十五条の通知を受けた者は、道路の管理上必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べることができる」と規定されている。

同法第 115 條之 16 規定)。²基於確保防禦障地構築等土地使用與取得之順利，
得適用海岸法、¹⁴⁸河川法、¹⁴⁹森林法、¹⁵⁰自然公園法、¹⁵¹漁港漁場整備法、¹⁵²港

¹⁴⁷ 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 115 条の 16（道路交通法の特例）は、「1 第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防御施設の構築その他の行為であって道路交通法第七十七条第一項の規定により許可を要するものに対する同項の規定の適用については、撤収を命ぜられるまでの間は、同項中「の許可（当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。）を受けなければならない」とあるのは『にあらかじめ当該行為の概要を通知しなければならない。この場合において、当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長に通知すれば足りる』とする。2 前項の規定により読み替えられた道路交通法第七十七条第一項の通知を受けた警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、当該通知をした部隊等の長に対し意見を述べることができる。3 第七十六条第一項の規定による防衛出動命令又は第七十七条の規定による出動待機命令を受けた隊員が受けている都道府県公安委員会の運転免許に係る運転免許証の有効期間及びその更新については、道路交通法第九十二条の二第一項から第三項まで及び第一百一条第一項の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる」と規定されている。

¹⁴⁸ 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 115 条の 14（海岸法の特例）は、「1 第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第七条第一項、第八条第一項、第三十七条の四又は第三十七条の五の規定により許可を要する行為をしようとする場合における同法第十条第二項（同法第三十七条の八において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第十条第二項中『協議する』とあるのは、『その旨を通知する』とする。2 前項の規定により読み替えられた海岸法第十条第二項の通知を受けた海岸管理者は、海岸の保全上必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べることができる」と規定されている。

¹⁴⁹ 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 115 条の 17（河川法の特例）は、「1 第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十三条、第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第五十五条第一項、第五十七条第一項、第五十八条の四第一項又は第五十八条の六第一項の規定により許可を要する行為（同法第二十七条第四項に規定する一定の河川区域内の土地における土地の掘削、盛土又は切土を除く。）をしようとする場合における同法第九十五条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第九十五条中『国と河川管理者との協議が成立することをもつて、これらの規定による許可、登録又は承認があつたものとみなす』とあるのは、『これらの規定にかかわらず、国があらかじめ河川管理者に当該行為をしようとする旨を通知することをもつて足りる』とする。2 前項の規定により読み替えられた河川法第九十五条の通知を受けた河川管理者は、河川の管理上必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べることができる」と規定されている。

¹⁵⁰ 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 115 条の 10（森林法の特例）は、「1 第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の八第一項の規定により届出を要する立木の伐採に対する同項の規定の適用については、同項中『伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ』

とあるのは『伐採したときは』と、『森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければ』とあるのは『その旨を通知しなければ』とする。2 森林法第三十一条の規定は、前項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防御施設の構築その他の行為については、適用しない。3 第一項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防御施設の構築その他の行為であつて森林法第三十四条第一項又は第二項の規定により許可を要するものをしようとするときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ都道府県知事にその旨を通知することをもつて足りる。4 前項の通知を受けた都道府県知事は、保安林の保全上必要があると認めるときは、当該通知をした部隊等の長に対し意見を述べることができる」と規定されている。

¹⁵¹ 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 115 条の 15（自然公園法の特例）は、「1 第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防御施設の構築その他の行為であつて自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項又は第三十三条第一項の規定により許可又は届出を要するものをしようとする場合における同法第二十三条第三項ただし書又は第六十八条の規定の適用については、同法第二十三条第三項第一号中『第六十八条第一項後段の規定による『協議』とあるのは『自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百十五条の十五第一項の規定により読み替えられた第六十八条第一項後段の規定による通知』と、同法第六十八条第一項中『協議しなければ』とあるのは『その旨を通知しなければ』と、同条第三項中『これらの規定による届出の例により』とあるのは『あらかじめ』とする。2 前項の規定により読み替えられた自然公園法第六十八条第一項又は第三項の通知を受けた環境大臣又は都道府県知事は、自然公園の保護上必要があると認めるときは、当該通知をした部隊等の長に対し意見を述べることができる。3 第一項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防御施設の構築その他の行為が自然公園法第七十三条第一項の規定に基づく条例の規定により許可又は届出を要することとされる場合における当該条例の規定の適用については、前二項の規定の例による」と規定されている。

¹⁵² 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 115 条の 6（漁港漁場整備法の特例）は、「1 第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十九条第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合における同条第四項の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第三十九条第四項中『協議する』とあるのは、『その旨を通知する』とする。2 前項の規定により読み替えられた漁港漁場整備法第三十九条第四項の通知を受けた漁港管理者は、漁港の保全上必要があると認めるときは、当該通知をした部隊等の長に対し意見を述べることができる」と規定されている。

¹⁵³ 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 115 条の 8（港湾法の特例）は、「1 第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項又は第五十六条第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合における同法第三十七条第三項（同法第五十六条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第三十七条第三項中『とあるのは《港湾管理者と協議し》と、前項中《許可をし》とあるのは《協議に応じ》』とあるのは、『とあるのは、《あらかじめ、その旨を港湾管理者に通知し》』とする。2 前項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防御施設の構築その他の行為であつて港湾法第三十八条の二第一項の規定により届出を要するものをしようとする場合における同条第九項の規定の適用については、同項中『同項の規定による届出の例により』とあり、及び『第四項の規定による届出の例により』と

あるのは、『あらかじめ』とする。3 前二項の規定により読み替えられた港湾法第三十七条第三項又は第三十八条の二第九項の通知を受けた港湾管理者又は都道府県知事は、港湾の利用又は保全上必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べることができる。4 港湾法第四十条第一項の規定は、第一項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防御施設の構築その他の行為については、適用しない」と規定されている。

¹⁵⁴ 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 115 条の 13（都市公園法の特例）は、「1 第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。第三項において同じ。）の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が行う都市公園又は公園予定区域の占用に対する都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第九条（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第九条中『第七条第一項各号に掲げる工作物その他の物件若しくは施設又は同条第二項に規定する社会福祉施設』とあるのは『工作物その他の物件又は施設』と、『と公園管理者との協議が成立すること』とあるのは『あらかじめ公園管理者に占用の目的、占用の期間、占用の場所及び工作物その他の物件又は施設の構造を通知すること』とする。この場合において、同法第二十七条（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。2 前項の規定により読み替えられた都市公園法第九条の通知を受けた公園管理者は、都市公園の管理上必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べることができる。3 都市公園法第十八条の規定に基づく条例の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防御施設の構築その他の行為については、適用しない」と規定されている。

¹⁵⁵ 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 115 条の 21（都市緑地法の特例）は、「1 第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防御施設の構築その他の行為であつて都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十四条第一項の規定により許可を要するものをしようとする場合における同条第八項後段の規定の適用については、同項後段中『都道府県知事等に協議しなければ』とあるのは、『同項の許可の権限を有する者にその旨を通知しなければ』とする。2 前項の規定により読み替えられた都市緑地法第十四条第八項の通知を受けた者は、緑地の保全上必要があると認めるときは、当該通知をした部隊等の長に対し意見を述べることができる。3 第一項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防御施設の構築その他の行為が都市緑地法第二十条第一項の規定に基づく条例の規定により許可を要することとされる場合における当該条例の規定の適用については、前二項の規定の例による」と規定されている。

¹⁵⁶ 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 115 条の 9（土地収用法の適用除外）は、「土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十八条の三第一項（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防御施設の構築その他の行為については、適用しない」と規定されている。

¹⁵⁷ 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 115 条の 12（土地区画整理法の適用除外）は、「土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十六条第一項の規定は、第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防御施設の構築その他の行為については、適用しない」と規定されている。

¹⁵⁸ 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 115 条の 18（首都圏近郊緑地保全法の適用除外）は、「首都圏近郊緑地保全法（昭和三十九年法律第百一号）第七条第一項及び第三項の規定は、

¹⁶⁰與景觀法、¹⁶¹排他性經濟水域及大陸棚保全與利用、促進、低潮線保全及據點設施整備等有關法律、¹⁶²海嘯（津波 TSUNAMI）防災地域預置相關法律¹⁶³等

第七十六條第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防御施設の構築その他の行為については、適用しない」と規定されている。

¹⁵⁹ 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 115 條の 19（近畿圏の保全区域の整備に関する法律の適用除外）は、「近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三号）第八條第一項及び第三項の規定は、第七十六條第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防御施設の構築その他の行為については、適用しない」と規定されている。

¹⁶⁰ 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 115 條の 20（都市計画法の適用除外）は、「1 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九條第一項及び第二項、第四十二條第一項、第四十三條第一項、第五十二條の二第一項（同法第五十七條の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三條第一項並びに第六十五條第一項の規定は、第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防御施設の構築その他の行為については、適用しない。2 都市計画法第五十八條第一項の規定に基づく条例の規定は、前項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防御施設の構築その他の行為については、適用しない」と規定されている。

¹⁶¹ 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 115 條の 22（景觀法の特例）は、「1 景觀法（平成十六年法律第百十号）第十六條第一項、第二十二條第一項本文及び第三十一條第一項本文の規定は、第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防御施設の構築その他の行為については、適用しない。2 景觀法第七十三條第一項又は第七十五條第二項の規定に基づく条例の規定は、前項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防御施設の構築その他の行為については、適用しない。3 第一項に規定する自衛隊の部隊等が行う破損した建築物若しくは工作物の応急の修繕又は応急仮設建築物の建築等（景觀法第十六條第一項第一号に規定する建築等をいう。）若しくは応急仮設工作物の建設等（同項第二号に規定する建設等をいう。）若しくは設置については、同法第七十七條第一項、第三項本文及び第四項の規定を準用する。この場合において、同条第三項本文中『その工事を完了した後三月を超えて』とあるのは『自衛隊法第七十六條第二項若しくは武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第九條第十一項後段の規定による撤収を命ぜられ、又は自衛隊法第七十七條の二の規定による命令が解除された後においても』と、『その超えることとなる日前に、市町村長の許可』とあるのは『当該撤収の命令又は命令の解除があった後、速やかに市町村長に申請し、その許可』と読み替えるものとする」と規定されている。

¹⁶² 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 115 條の 23（排他的經濟水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律の特）は、「1 第七十六條第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が排他的經濟水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第五條第一項又は第九條第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合における同法第六條第二項又は第九條第五項の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第六條第二項中『《国土交通大臣の許可を受けなければ》』とあるのは『《国土交通大臣と協議しなければ》』と、同条第二項中『《許可の申請》』とあるのは『《協議》』と、『《その申請》』とあるのは『《その協議》』と、『《これを許可しては》』とあるのは『《その協議に応じては》』とあり、及び同法第九條第五項中『《国土交通大

特例措施（自衛隊法第 115 條之 6、第 115 條之 8 至 10、第 115 條之 12 至 15、第 115 條之 17 至 24 規定）。3.為使指揮所開設等建築物構工之順暢，得適用建築法¹⁶⁴及消防法¹⁶⁵特例之措施（自衛隊法第 115 條之 2 第 3 項、第 4 項，同法

臣の許可を受けなければ」とあるのは《国土交通大臣と協議しなければ》と、前二項中《許可をしては》とあるのは《協議に応じては》』とあるのは、『《国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受けなければ》とあるのは、《あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通知しなければ》』とする。2 前項の規定により読み替えられた排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律第六条第二項又は第九条第五項の通知を受けた国土交通大臣は、同法第二条第二項に規定する低潮線の保全上又は同法第九条第一項の規定により公告された水域に係る港湾の利用若しくは保全上必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べることができる」と規定されている。

¹⁶³ 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 115 条の 24（津波防災地域づくりに関する法律の特例）は、「1 第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第二十二条第一項又は第二十三条第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合における同法第二十五条の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第二十五条中『「国又は地方公共団体と津波防護施設管理者との協議が成立することをもって、これらの規定による許可があつたものとみなす」とあるのは、『これらの規定にかかわらず、国があらかじめ津波防護施設管理者に当該行為をしようとする旨を通知することをもって足りる』とする。2 前項の規定により読み替えられた津波防災地域づくりに関する法律第二十五条の通知を受けた津波防護施設管理者は、津波防護施設の保全上必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べることができる」と規定されている。

¹⁶⁴ 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 115 条の 7（建築基準法の特例）は、「第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が行う破損した建築物の応急の修繕又は応急仮設建築物の建築については、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五条第一項本文、第三項本文及び第四項の規定を準用する。この場合において、同条第三項本文中『その建築工事を完了した後三月を超えて』とあるのは『自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十六条第二項若しくは武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第九条第十一項後段の規定による撤収を命ぜられ、又は自衛隊法第七十七条の二の規定による命令が解除された後においても』と、『その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可』とあるのは『当該撤収の命令又は命令の解除があつた後、速やかに、特定行政庁に申請し、その許可』と読み替えるものとする」と規定されている。

¹⁶⁵ 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 115 条の 2（消防法の適用除外）は、「1 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十条第一項の規定は、自衛隊が第六章に定める行動に際して、又は自衛隊の演習場において、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合については、適用しない。2 防衛大臣は、前項の規定にかかわらず、自衛隊が貯蔵し、又は取り扱う危険物について、消防法に準拠して貯蔵又は取扱に関する基準を定め、その他危険物による災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。3 消防法第十七条の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替の工事を行った同法第十七条第一項の防火対象物で政令で定めるものについては、第七十六条第二項若しくは武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第九条第十一項後段の規定による撤収（次条から第百十五条の二十四まで

第 115 條之 7 規定)。4.確保野戰醫院開設與醫療順利進行等，得適用醫療法、¹⁶⁶

麻藥及精神藥取締法¹⁶⁷之特例措施（自衛隊法第 115 條之 3、同法第 115 條之 5

規定）。5.埋藏戰没者適用墓地、埋葬等法律¹⁶⁸之特例措施（自衛隊法第 115 條

において単に「『撤収』という。）を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による命令が解除されるまでの間は、適用しない。防衛大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する防火対象物について、消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該防火対象物における災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない」と規定されている。

¹⁶⁶ 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 115 條の 5（医療法の適用除外等）は、「1 医療法（昭和三十二年法律第二百五号）の規定は、第七十六條第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七條の規定により出動待機命令（第七十六條第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合に係るものに限る。）を受けた自衛隊の部隊等が臨時に開設する医療を行うための施設については、適用しない。2 前項の医療を行うための施設は、医師法（昭和三十二年法律第二百一十号）第二十四條第二項、歯科医師法（昭和三十二年法律第二百一十号）第二十三條第二項、診療放射線技師法（昭和三十六年法律第二百二十六号）第二十六條第二項、歯科技工士法（昭和三十二年法律第百六十八号）第二條第三項ただし書及び第十八條ただし書、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十二年法律第百六十号）第十三條第一項ただし書、臨床検査技師等に関する法律（昭和三十二年法律第七十六号）第二十三條の三第一項、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二條第十二項ただし書、薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）第二十二條ただし書並びに救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第二條第一項及び第四十四條第二項ただし書の規定の適用についてはこれらの規定に規定する病院と、麻薬及び向精神薬取締法第五十條の十六第一項第一号及び第二項の規定の適用については同條に規定する病院等と、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十四條第三項の規定の適用については同項に規定する薬局開設者等と、同法第四十六條第二項及び第四十九條第一項ただし書の規定の適用についてはこれらの規定に規定する薬剤師等とみなす」と規定されている。

¹⁶⁷ 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 115 條の 3（麻薬及び向精神薬取締法等の特例）は、「1 自衛隊の部隊又は補給処で政令で定めるものは、麻薬及び向精神薬取締法（昭和三十八年法律第十四号）第二十六條第一項及び第二十八條第一項又は覚せい剤取締法（昭和三十六年法律第二百五十二号）第三十條の九及び第三十條の七の規定にかかわらず、麻薬又は医薬品である覚せい剤原料を譲り受け、及び所持することができる。この場合においては、当該部隊の長又は補給処の処長は、麻薬及び向精神薬取締法又は覚せい剤取締法の適用については、麻薬管理者又は覚せい剤原料取扱者とみなす。2 前項の部隊が第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられた場合における麻薬及び向精神薬取締法の規定の適用については、前項後段に規定するもののほか、当該部隊が撤収を命ぜられるまでの間は、当該部隊の医師又は歯科医師は、麻薬施用者とみなす」と規定されている。

¹⁶⁸ 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 115 條の 4（墓地、埋葬等に関する法律の適用除外）は、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和三十二年法律第四十八号）第四條及び第五條第一項の規定は、第七十六條第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられた自衛隊の行動に係る地域において死亡した当該自衛隊の隊員及び抑留対象者（武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第三條第六号に規定する抑留対象者をいい、同法第四條の規定によりその身体を拘束されている間に死亡したものを除く。）の死体の埋葬及び火葬であつて当該自衛隊の部隊等が行うものについては、適用しない」と規定されている。

之4規定)。

鑒於日本國憲法（新憲法）與舊日本帝國憲法（明治憲法）不同，在國家面臨緊急危難之際，舊日本帝國憲法賦予天皇有宣告戒嚴之權限，¹⁶⁹然而新日本國憲法則無是項規定，取而代之是，武力攻擊事態法制之規範。當國家面臨武力攻擊事態而實施防衛出動時，即相當於國家進入緊急狀態、宣告戒嚴，調遣軍隊進行防禦外敵的最後防衛作戰。此際，自衛隊的防衛出動任務派遣，相當於最高層次的國家緊急動員作戰，是故，有關自衛隊出動時的一切防衛動員，包括特別部隊之編成、防禦作戰的戰場整備、經營其所涉及的涉外民事、戰地軍事行政乃至後備軍人的動員召集（預備自衛官、即應自衛官的防衛召集）、野戰醫療整備、指揮所開設與防禦陣地工事之構築、構工等法令之適用與特例措施，亦逐項完成立法整備並整合於自衛隊法之規範中，如斯取代舊有戒嚴時期的國家總動員法令，堪稱是現代版國家緊急戒嚴時期的戰地政務與戰場經營法制規範，確實值得肯定與效法。



¹⁶⁹ 日本大帝国憲法（明治23年）第14条（戒嚴）は、「1 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス。2 戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム」と規定されている。

第三章 治安出動

第一節 治安出動之性質

壹、治安出動之任務性質與法律定位

國內有關人民生命安全與財產的保護，乃屬治安維持的範疇，其任務責任歸屬的第一要義應屬於警察機關之職責，乃無所置疑。日本警察法第2條第1項明白規定：「警察乃以擔任個人生命、身體及財產之保護，犯罪之預防、鎮壓以及搜查，嫌疑者之逮捕，交通取締其他公共安全與秩序之維護為其職責任務」。¹⁷⁰鑒於日本都道府縣所設置的警察機關，其具有的警力及裝備規模，乃屬維持社會一般治安性質所需要的警察裝備與警力部署。一旦發生緊急事態或武力攻擊事態等大規模社會動亂或重大危害治安事件，在一般警力無法維持治安或維持治安有困難時，始得派遣自衛隊實施治安出動執行維持社會治安之任務（參照自衛隊法第78條及第81條規定）。是故治安出動的法律性質乃屬警察作用，據此自衛隊法第3條規定的自衛隊固有任務（本來任務）當中，「治安出動」乃該當「維持公共秩序」的從屬任務之一。

貳、治安出動與警察作用之定位

如前所述，自衛隊治安出動的法律性質係定位為警察作用之一，一般而言，警察作用可分為行政警察作用與司法警察作用等2種。警察作用乃是警察為維護公共安全秩序而行使權力的一切作用，又稱「警察手段」¹⁷¹。警察作用在學理上

¹⁷⁰ 日本警察法（昭和29年法律第162号）第2条（警察の責務）は、「1 警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもつてその責務とする。2 警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない」と規定されている。

¹⁷¹ 林信雄，《警察法》（東京：有斐閣，昭和29年），頁32以下。「警察の手段の本体は、命令、強制の作用であるが、準法律行為的行政行為としての確認、公証、通知、受理なども警

應屬行政作用的一部分，故其性質無異於行政作用。惟諸多行政作用當中，專屬於執行警察目的之行政作用者，稱之「警察作用」。¹⁷²前項警察作用則傾向着重於「行使公權力命令或強制人民並限制其自由」為手段的警察作用（或處分），故基於前項之目的、手段與權力的基礎，在定義上警察作用與其他行政作用仍應有所區別。第一、行使公權力命令人民履行一定的義務作用，謂之警察命令。第二、依據前述警察命令，在特定情形下，解除其不作為（禁止）義務作用，謂之「警察許可」。不論前項警察命令或警察許可均屬於發生一定法律效果為目的之行為作用，相當於行政作用中的「行政處分」，復鑒於前項處分乃專屬執行警察目的之處分，故一般稱：「警察處分」。第三、人民不遵從警察命令，或為除去現在急迫的警察弊害，而無暇下達警察作為命令，或依情事性質已嚴重到達無法下達警察作為命令時，必須直接以實力對人民的身體或財產自由加以拘束、限制作用者，謂之「警察強制」。又依警察強制的定義，可分為：「強制執行」與「即時強制」二種，事實上就「警察強制」之性質而言，其與「行政強制」的情形相同。第四、當人民不履行警察命令所課予的義務時，得依法律科以制裁或處罰者，謂之「警察罰」。警察罰亦屬行政罰之一種，故其與行政罰具有同等性質。惟有關犯罪搜索、嫌疑犯的逮捕等警察作用，雖然十分明顯亦屬於伴隨強制命令的警察作用，惟前項作用却排除在一般警察作用之外，即使至今，犯罪搜查、逮捕，雖然仍由隸屬於行政機關的檢察官及警察官執行之，此種情形，形式上雖屬行政作用，但實質上向來均視為刑罰權的補助作用之一環，不列為傳統的行政法體系的研究範疇¹⁷³，是故、警察作用乃有行政警察作用與司法警察作用之分野。又前述司法警察之目

察作用の付随的作用として当然に行われるがこれらもまた警察権の作用である。・・・警察の手段は、即ち警察作用である」。

¹⁷² 宮崎清文，《警察官のための行政法講義》（東京：立花書房，平成6年），頁197以下。「一般に警察作用という時は、広く警察機関の行う作用を総称するわけですが、すでに説明したように、警察作用は、学問上行政作用の一部門をなすものと考えられているから、その限りにおいては、行政作用とその性質を全く同じくするものであると言える。即ち、行政作用のうちでもつばら警察目的のために行われるものがここにいう警察作用ということになるう」。

¹⁷³ 宮崎清文，《警察官のための行政法講義》，前掲書，頁198以下。

的，主要係着眼於「當行政警察權之行使已無法達成維持社會秩序，以及預防犯罪之效力，在犯罪發生時，司法警察始可行使職權，對違法之犯人實施搜索、逮捕權限」。¹⁷⁴據此、司法警察與行政警察互為表裏關係。¹⁷⁵此處所云：「司法警察」與「行政警察」互為表裏關係者，第一就執行機關而云，不論司法警察或行政警察，在實定法的警察法律規範，其職權之行使，大部分委由同一機關執行之，故兩者的關係十分密切。第二就警察目的而論，行政警察目的主要着眼於具體的防止或除去社會公共危險，而司法警察目的則是對既已發生的犯罪，實施搜查及逮捕犯人等刑事裁判準備工作為着眼。因此，就警察目的之觀點而言，行政警察稱之「預防警察」，而司法警察則是「鎮壓警察」。¹⁷⁶其次有關司法警察作用性質，究竟屬於司法權或行政權，在學說上仍有分歧，狹義的司法權，嚴格的說，應僅限於「裁判作用」。而廣義的司法權，則包含以裁判為前提的其他作用。通說則採狹義的司法裁判作用做為司法權之定義。如依此定義，司法警察則屬於行政權的作用（司法警察不具備裁判權，是以刑事裁判為前提的各項搜查、調查、搜索以及逮捕等司法行政作用），理應屬於行政法研究對象。¹⁷⁷惟傳統以來，司法警察均屬於刑事訴訟法的研究對象，非屬行政法學的研究領域，主要是基於司法警察作用，必須高度的尊重基本人權，因此應有嚴格的程序規範，在實定法上屬於刑事訴訟的規範範疇，其適用法律的原理與行政法差異頗大，在行政法學的既有概念下，無法說明司法警察作用。¹⁷⁸又依前述日本警察法第2條規定之解釋：「司法警察乃為犯罪之搜查，執行逮捕狀或拘留狀規定之逮捕嫌疑犯，及遵照法院法官、

¹⁷⁴ 日本舊司法警察規則第10條は、「司法警察ハ行政警察予防ノ力及ハスシテ法律ニ背クモノアルトキ其犯人ヲ探索シテ逮捕スルモノトス」と規定されている。

¹⁷⁵ 渡辺修，〈警察官職務執行法〉，《大コンメンタール、警察官職務執行法》（東京：青林書院，1993年6月），頁66以下。

¹⁷⁶ 林信雄，《警察法》，前掲書，頁166以下。

¹⁷⁷ 芦田良一，〈行政警察と司法警察に関する考察（二）〉，《警察研究》，第18卷第9號、1947年9月，頁43以下。

¹⁷⁸ 田村正博，《警察行政法解説》（東京：東京法令出版，平成元年），頁10以下。

檢察官依法律規定下達之指示事項」¹⁷⁹，據此司法警察作用可以說是位於行政權與司法權的分界點，屬於刑事訴訟法學的研究領域。¹⁸⁰

自衛隊治安出動的性質顯然是屬於前者的行政警察作用，旨在防範犯罪於未然的「預防警察」，非屬於後者司法警察作用，對既已發生之犯罪實施搜查的「鎮壓警察」。依照刑事訴訟法第 189 條規定：「一、警察官各自依據其他法律或國家公安委員會或都道府縣公安委員會之規定，得行使司法警察職員之職務。二、司法警察職員認為有犯罪時，得執行犯人及證據搜查之職務」。¹⁸¹具體言之，一般警察官在執行行政警察作用的過程中，一旦認定有犯罪情事發生之際，即可行使司法警察職員職務，立即啟動刑事訴訟法規定的犯罪搜查程序。惟接受命令執行治安出動任務的自衛隊隊員或自衛官，此際雖有準用警職法規定具備警察官之權限。但其權限亦僅限於一般行政警察權限，前項警職法規定中有關係司法警察作用部分，於實施治安出動的自衛隊自衛官並無是項準用之規定。雖說自衛隊法第 96 條規定賦予專屬從事維持內部秩序人員，i 對於自衛隊員之犯罪（包括對自衛官、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部及部隊等所屬自衛官以外之隊員、學生、訓練召集預備自衛官、測應預備自衛官，教育訓練召集預備自衛官補，以下稱「自衛官等」之犯罪，或對於執行公務〈職務〉中之隊員實施犯罪，或與其他隊員職務相關之隊員以外人員的犯罪），ii 對於設施、船舶、營舍內之犯罪，iii 對於自衛隊持有的設施物、武器、設備之犯罪等，得依據刑事訴訟法之規定，行使司法警察職員之職權。¹⁸²據此，本法律雖有賦予自衛官得行使

¹⁷⁹ 同前揭註 170。

¹⁸⁰ 林信雄，《警察法》，頁 167 以下。

¹⁸¹ 日本刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 189 条は、「1 警察官は、それぞれ、他の法律又は国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会の定めるところにより、司法警察職員として職務を行う。2 司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする」と規定されている

¹⁸² 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 96 条（部内の秩序維持に専従する者の権限）は、「1 自衛官のうち、部内の秩序維持の職務に専従する者は、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる犯罪については、政令で定めるものを除き、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による司法警察職員として職務を行う。一自衛官並びに統合幕僚監部、陸上

司法警察官之權限者，是項權限亦僅限於對內部非對外維持一般治安，而設置的專屬從事維持內部秩序之需要。顯見自衛隊的治安出動，旨在發揮其組織力量，以回復或維持治安為主要考量。是故對於既發的刑事犯罪及課予刑罰之前一階段的搜查行為活動，仍應委由一般警察官執行之，較為妥切。¹⁸³

第二節 治安出動之類型

鑒於自衛隊的治安出動有基於發佈命令的程序與要件之差異，大致上區分為「命令治安出動」與「要請（請求）治安出動」等2種類型。惟此兩種類的出動，不論是屬於何種類型，其於任務出動之際，兩者的權限皆同。一般而言，命令治安出動係屬於維持國家級（全國性）的治安事件或事態，然而要請（請求）治安出動，則屬於維持都道府縣地方級（區域性）的治安事件或事態。在此兩種類型的派遣模式，其於法律制度與地位上，兩者係屬並列同等重要。諸如：都道府縣區域內屬於地方性治安事件或事態，若達到滿足法律的一定要件時，亦可能發動命令治安出動之派遣任務。¹⁸⁴

壹、命令治安出動

一、命令治安出動的概念與定義

此處稱：「命令治安出動」之「命令」者，乃是日本內閣總理大臣發佈治安出動「命令」而云。按照自衛隊法第78條第1項規定：「內閣總理大臣於間接侵略其他緊急事態之際，認定以一般警察力無法維持治安時，得命令自衛隊全

幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部及び部隊等に所属する自衛官以外の隊員並びに学生、訓練招集に応じている予備自衛官及び即応予備自衛官並びに教育訓練招集に応じている予備自衛官補（以下この号において「自衛官等」という。）の犯した犯罪又は職務に従事中の自衛官等に対する犯罪その他自衛官等の職務に関し自衛官等以外の者の犯した犯罪。二自衛隊の使用する船舶、庁舎、営舎その他の施設内における犯罪。三自衛隊の所有し、又は使用する施設又は物に対する犯罪。2 前項の規定により司法警察職員として職務を行う自衛官のうち、三等陸曹、三等海曹又は三等空曹以上の者は司法警察員とし、その他の者は司法巡査とする。3 警察官職務執行法第七条の規定は、第一項の自衛官の職務の執行について準用する」と規定されている。

¹⁸³ 安田寛，《防衛法概論》（東京：オリエント書房，1979年），頁179以下。

¹⁸⁴ 田村重信、高橋憲一、島田和久，《日本の防衛法制（第2版）》，前掲書，頁131以下。

部或一部出動之」。¹⁸⁵易言之，內閣總理大臣在達到法律規定的特定構成對象事態的要件時，即可發佈命令動員自衛隊全部或一部分出動，實施維持治安的派遣任務，亦即「依命令實施治安出動（動員）」（命令による治安出動），簡稱：「命令治安出動」。

二、構成治安出動的對象事態

法律規定構成自衛隊治安出動對象的事態，乃是：「間接侵略其他緊急事態」。顯然法律上例示的緊急事態類型為：「間接侵略」，所謂：「間接侵略」者，係指因外國的教唆或干涉而引起大規模的內亂或騷動、暴亂而言。自衛隊法第 78 條規定稱：「間接侵略」者，乃是擾亂日本國內治安的事態，此際可以想像外國的干預或參與介入的形態，推定是提供資金或資材的援助等情形。另外有關外國的干涉態樣，則是採取非正規軍的侵入模式（包括武裝民兵、游擊隊、間諜、諜報工作人員等），該當對日本實施組織性、計畫性的行使武力之情事者，業已逾越國內治安上緊急事態之範疇，故須命令自衛隊出動維持治安。在法律制度設計上，對於該當外部武力攻擊的間接侵略，在因應對策上係採取防衛出動對處之。然而對於國內治安上的緊急事態，原則上是依據個別具體事態判斷是否動員自衛隊實施「命令治安出動」，作為因應的對策或處置措施。又關於「間接侵略」的用語，在自衛隊法第 3 條（自衛隊的任務）規定中，業已有規範。同條規定所稱的「間接侵略」，乃是自衛隊對於「間接侵略」，實施防衛（防衛日本）

¹⁸⁵ 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 78 条（命令による治安出動）は、「1 内閣総理大臣は、間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもつては、治安を維持することができないと認められる場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。2 内閣総理大臣は、前項の規定による出動を命じた場合には、出動を命じた日から二十日以内に国会に付議して、その承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会において、すみやかに、その承認を求めなければならない。3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があつたとき、又は出動の必要がなくなつたときは、すみやかに、自衛隊の撤収を命じなければならない」と規定されている。

的主要任務之一。據此，外國以非正規部隊或軍隊介入國內引起暴動、騷擾事態，亦屬該當對日本武力攻擊事態之意義。

三、治安惡化程度與要件

然而「其他緊急事態」治安惡化程度要件，則與外國的教唆或干涉等無關，係指國內發生大規模的內亂等騷動而論。例如：複數（二個以上）的都道府縣同時爆發騷擾事態或事件，而且有顯著的長期化與持續化之事態或傾向，甚至暴徒所使用凶器類之性能或數量，已逾越警察機關持有的武器裝備所能鎮壓、對處的範疇等，諸如此類的緊急事態或事件，謂之。其次、法規稱：「以一般警察力無法維持治安時」的認定要件與程度，係指：「（一）警察機關對處不可能或顯著困難者。（二）致力於統合警察與海上保安廳整體可發揮、運用的警力範圍內，仍無法達成維持公共安全與治安者。（三）警察廳及都道府縣警察，依警察法第 60 條規定實施相互支援，¹⁸⁶即使在其他都道府縣警察支援下，仍呈現警力不足狀態者。」等 3 種情形。具體言之，警力不足狀態可分為：（一）量的不足，與（二）質的不足等 2 種。前者量的不足，乃是暴動或騷亂的範圍十分廣泛，而且長時間的持續進行。後者質的不足，則是暴徒所持有的凶器、武器火力十分強大，以警察機關現有的武器裝備無法對處之情事。當然警力之不足，亦包括量的不足與質的不足，兩者同時發生的情形。

四、指揮命令與程序

（一）指揮命令

¹⁸⁶ 日本警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 60 条（援助の要求）は、「1 都道府県公安委員会は、警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をすることができる。2 前項の規定により都道府県公安委員会が他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ（やむを得ない場合においては、事後に）必要な事項を警察庁に連絡しなければならない。3 第一項の規定による援助の要求により派遣された警察庁又は都道府県警察の警察官は、援助の要求をした都道府県公安委員会の管理する都道府県警察の管轄区域内において、当該都道府県公安委員会の管理の下に、職権を行うことができる」と規定されている。

依法律規定：「命令治安出動」的最終判斷權及命令發佈權乃屬內閣總理大臣之權限，而且身為內閣之首長的內閣總理大臣，理論上於政策形成前或決策判斷前，應依內閣法第 6 條規定（內閣總理大臣依據內閣會議決定之方針，指揮監督行政各部門），召集內閣會議完成「命令治安出動」之決策方針後，始得正式行使「命令治安出動」之權限。

（二）國會同意（承認）程序

關於「命令治安出動」的國會同意（承認）程序部分，依規定內閣總理大臣於發佈命令治安出動之日起，必須於 20 日內，向國會提交附議案，請求同意（承認）之。若適逢國會閉（休）會期間或眾議院解散之際，其後須於最初（第一次）召集的國會（集會）請求盡速同意（承認）之。此處規定須於「20 日」以內，交付國會附議者，係指交付國會附議的期限，非指國會的審議期限。況且本條文的規定，顯然是優先考量治安事態的緊急性與急迫性，故法規的設計乃採「事後追認」的制度（同自衛隊法第 78 條第 2 項規定）。因此、同法第 78 條第 3 項規定，內閣總理大臣於前項命令治安出動未獲得國會同意時（即國會決議不承認時），或認定已無實施命令治安出動之必要時，應立即命令自衛隊撤回之。¹⁸⁷

五、命令治安出動的相關措施

（一）治安出動待機（待命）命令

日本對於治安出動的法律制度設計上，原則僅限於命令治安出動（全國性治安事態）者，始有治安出動待機命令規範之設置。易言之，法規賦予防衛大臣得行使治安出動待機命令之權限者，係考量事態的急迫性，同時預測依據自衛隊法第 78 條規定將發佈命令治安出動時，基於有對處（因應）之必要者，經內閣總理大臣之許可（承認），得對自衛隊全部或一部分發佈出動待機命令。¹⁸⁸

¹⁸⁷ 同前揭註 185。

¹⁸⁸ 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 79 条（治安出動待機命令）は、「1 防衛大臣は、

1. 要件與法律效果

治安出動待機命令發佈的法律構成要件是：①須有預測總理大臣將發佈命令治安出動緊急事態之存在，②考量有預先因應（對處）之必要性，③須經內閣總理大臣之許可（承認），防衛大臣即可對自衛隊全部或一部分發佈治安出動待機命令。同時在該當治安出動待機命令發佈後，法律亦規定防衛大臣有與國家公安委員會保持密切連絡之義務（自衛隊法第 79 條第 2 項規定）。此際，對於接獲治安出動待機命令之自衛隊隊員而言，無正當理由離去或不就職務逾越 7 日者，須處 3 年以下有期徒刑或禁錮，其教唆犯或幫助犯者，亦同（自衛隊法第 119 條第 1 項第 5 款及同條第 2 項規定）。¹⁸⁹

2. 立法意義

所謂治安出動待機命令的發佈前提，係以確保命令治安出動任務的順利與有效遂行為目的。事實上，命令部隊待機（待命）的機制，並非限於「命令治安出動」任務，始可為之。就實質上而言，自衛隊為有效達成其賦予的任務，防衛大臣以下的各級部隊長在其既有的職權內，依據情勢在合理必要的範圍內，即可實施自衛隊內部的各種準備工作或作業。故即使無本條法律之立法規範，基於內部的管理需要，仍然可實施各項待命準備行為或事項，而且一旦賦予任務時，當然必須立刻着手進行各項準備工作。因此，若有違反上級或上官命令或無正當理由離去或不就職務，理所當然構成懲戒處分（行政處分）之對象。但是隨著本條規定的設置，則更具備其積極意義。尤其是考量國家緊急事態的對處（因應）措設之一的命令治安出動任務，其所扮演角色的重要性乃十分重大。因此有必要藉由訂定治安出動待機命令，形成特

事態が緊迫し、前条第一項の規定による治安出動命令が発せられることが予測される場合において、これに対処するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の全部又は一部に対し出動待機命令を発することができる。2 前項の場合においては、防衛大臣は、国家公安委員会と緊密な連絡を保つものとする」と規定されている。

¹⁸⁹ 同前掲註 115。

定的法律狀態，對無正當理由離去或不就職務之自衛隊員，設置罰則（刑事處分），據此強制隊員，確保動員準備作業之完備，一旦治安出動命令下達時，部隊即可達到立即出發執行任務之狀態。

（二）命令治安出動前的情報収集

1. 立法目的與概要

自衛隊法第 79 條之 2 規定：「防衛大臣基於事態緊迫，預測將發佈治安出動命令，以及持有手槍、機關槍、砲，化學兵器、生物兵器等高殺傷力武器之人員將進行不法行為時，為收集以資掌握該當事態狀況之情報資訊，認為有特別必要者，須與國家公安委員會協議後，取得內閣總理大臣之許可（承認），得命令攜帶武器的自衛隊部隊於該當人員所在或可能潛伏場所及其附近（近傍）收集該當情報」。¹⁹⁰然而實際上、防衛省設置法第 4 條（所掌事務）第 1 項第 18 款規定，自衛隊對於遂行所掌（所管）事務得進行必要的研究與調查。¹⁹¹依據是項規定，自衛隊自平時起，即可收集遂行所掌（所管）事務

¹⁹⁰ 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 79 条の 2（治安出動下令前に行う情報収集）は、
「防衛大臣は、事態が緊迫し第七十八条第一項の規定による治安出動命令が発せられること及び小銃、機関銃（機関けん銃を含む）、砲、化学兵器、生物兵器その他その殺傷力がこれらに類する武器を所持した者による不法行為が行われることが予測される場合において、当該事態の状況の把握に資する情報の収集を行うため特別の必要があると認めるときは、国家公安委員会と協議の上、内閣総理大臣の承認を得て、武器を携行する自衛隊の部隊に当該者が所在すると見込まれる場所及びその近傍において当該情報の収集を行うことを命ずることができる」と規定されている。

¹⁹¹ 日本防衛省設置法（昭和 29 年法律第 164 号）第 4 条（所掌事務）は、「1 防衛省は、次に掲げる事務をつかさどる。一、防衛及び警備に関すること。二、自衛隊（自衛隊法第二条第一項に規定する自衛隊をいう。以下同じ。）の行動に関すること。三、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の組織、定員、編成、装備及び配置に関すること。四、前三号の事務に必要な情報の収集整理に関すること。五、職員の人事に関すること。六、職員の補充に関すること。七、礼式及び服制に関すること。八、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の規定による若年定年退職者給付金に関すること。九、所掌事務の遂行に必要な教育訓練に関すること。十、職員の保健衛生に関すること。十一、経費及び収入の予算及び決算並びに会計及び会計の監査に関すること。十二、所掌

事務に係る施設の取得及び管理に関すること。十三、所掌事務に係る装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品（以下「装備品等」という。）の調達、補給及び管理並びに役務の調達に関すること。十四、装備品等の研究開発に関すること。十五、前号の研究開発に関連する技術的調査研究、設計、試作及び試験の委託に基づく実施に関すること。十六、自衛隊法第百五条第一項の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関すること。十七、防衛に関する知識の普及及び宣伝を行うこと。十八、所掌事務の遂行に必要な調査及び研究を行うこと。十九、条約に基づいて日本国にある外国軍隊（以下「駐留軍」という。）の使用に供する施設及び区域の決定、取得及び提供並びに駐留軍に提供した施設及び区域の使用条件の変更及び返還に関すること。二十、沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和五十二年法律第四十号）第二条第三項に規定する駐留軍用地等に係る各筆の土地の位置境界の明確化及びこれに関連する措置に関すること。二十一、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第三条から第九条までの規定による措置に関すること。二十二、駐留軍のための物品及び役務（工事及び労務を除く。）の調達並びに駐留軍から返還された物品の管理、返還及び処分に関すること。二十三、相互防衛援助協定の実施に係る円資金の提供並びに不動産、備品、需品及び役務（労務を除く。）の調達、提供及び管理に関すること。二十四、駐留軍及び相互防衛援助協定に規定するアメリカ合衆国政府の責務を本邦において遂行する同国政府の職員（次号において「駐留軍等」という。）による又はそのための物品及び役務の調達に関する契約から生ずる紛争の処理に関すること。二十五、駐留軍等及び諸機関（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下この項において「合衆国軍協定」という。）第十五条第一項（a）に規定する諸機関をいう。）のために労務に服する者の雇入れ、提供、解雇、労務管理、給与及び福利厚生に関すること。二十六、特別調達資金（特別調達資金設置令（昭和二十六年政令第二百五号）第一条に規定する特別調達資金をいう。）の経理に関すること。二十七、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十三号）第一条の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関すること。二十八、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律第十三条第一項及び日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和二十八年法律第二百四十六号）第一条第一項の規定による損失の補償に関すること。二十九、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）第十四条第一項の規定による損失の補償に関すること。三十、合衆国軍協定第十八条及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第十八条の規定に基づく請求の処理に関すること。三十一、合衆国軍協定第十八条第五項（g）の規定により同項の他の規定の適用を受けない損害の賠償の請求についてのあつせんその他必要な援助に関すること。三十二、所掌事務に係る国際協力に

的必要情報資訊。鑒於前項設置法規定，並無使用武器權限之規範，故實施調查或情報資訊收集之人員，無法隨身攜帶武器進行情蒐作業。惟對於因應間接侵略其他緊急事態，在動員治安出動命令下達之前，縱令發現外國的武裝工作員（武裝諜報人員）或武裝滲透人員侵入日本國內等可疑情事，按前項防衛省設置法之規定，因無自衛隊部隊攜帶武器進行情報收集之法源規定基礎，因此、形成自衛隊隊員無法攜帶武器行使自我防護之權限，所以在治安出動命令下達前的情報收集階段，若有不測事件發生時，顯然浮出無法確保自衛隊隊員的人身安全等相關問題。於是平成 13 年（2001 年）日本政府實施自衛隊法修正時，特別新增訂治安出動命令下達前的情報收集立法規範，允許自衛隊隊員得攜帶武器進行情報收集，防範外國武裝工作員（諜報人員）入侵日本國內時（指前項入侵事態尚未達到構成法定自外部對日本的武力攻擊事態之不法要件），為確保自衛隊隊員執行情報收集的安全，得於必要時使用武器實施防護（是項修正法案係於平成 13 年 10 月 5 日向日本國會提出，同年 10 月 29 日法案通過成立，並於同年 11 月 2 日正式施行）。

2. 情報收集的具體內容

① 法律要件

防衛大臣下達治安出動前的情報收集命令，其行使職權的法律構成要件，必須符合：Ⅰ事態急迫，預測將發佈治安出動命令，Ⅱ預測不法份子持有手槍、機關槍、砲，化學兵器、生物兵器等高殺傷力武器，即將從事非法活動，Ⅲ具有特別收集情報以資掌握該當事態之必要性，Ⅳ須與國家

関すること。三十三、防衛大学校、防衛医科大学校その他政令で定める文教研修施設において教育訓練及び研究を行うこと。三十四、前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき防衛省に属させられた事務。2 前項に定めるもののほか、防衛省は、前条第三項の任務を達成するため、同条第一項及び第二項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる」と規定されている。

公安委員會協議，V須經內閣總理大臣許可等 5 個要件，始得命令自衛隊部隊攜帶武器於該當不法份子（武装工作員）所在或可能潛伏場所及其附近收集該當情報。又前項攜帶武器執行情報收集規定，亦僅限於日本國內方可實施。

② 情報收集時的武器使用規定

自衛官或隊員於治安出動前、依命令從事情報收集職務行為之際，為防護自己或共同從事該當職務之隊員的生命或身體，在情非得已並有相當理由認定有必要者，或依其事態在判斷合理必要的限度內，得使用武器。惟前項武器之使用，僅限於該當刑法第 36 條規定¹⁹²與第 37 條規定¹⁹³之情形者，不得對人有加害之行為。¹⁹⁴顯然，本條法律限定，治安出動前的情報收集武器使用要件，係採用日本刑法第 36 條（正當防衛）與第 37 條（緊急避難）兩項規定的競合要件。

（三）命令治安出動時有關海上保安廳的統一管制（統制）措施

1. 管制措施

法律規定內閣總理大臣得將海上保安廳的全部或一部分納入防衛大臣指

¹⁹² 日本刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 36 条（正当防衛）は、「1 急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為は、罰しない。2 防衛の程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる」と規定されている。

¹⁹³ 日本刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 37 条（緊急避難）は、「1 自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。2 前項の規定は、業務上特別の義務がある者には、適用しない」と規定されている。

¹⁹⁴ 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 92 条の 5（治安出動下令前に行う情報収集の際の武器の使用）は、「第七十九条の二の規定による情報収集の職務に従事する自衛官は、当該職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する隊員の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない」と規定されている。

揮統一管制的情形有二，其一是，發佈防衛出動命令，另一即是，命令治安出動。¹⁹⁵前者命令防衛出動，係為有利於自衛隊作戰指揮管制。而後者命令治安出動，則是基於防範外國武裝工作員（間諜）滲透及其他維護海上治安與公共秩序之考量。所謂：「海上保安廳的全部或一部分納入防衛大臣之統制」者，係指：「內閣總理大臣指派防衛大臣指揮海上保安廳而言，而且指揮的對象乃為海上保安廳長官（指揮官）」。¹⁹⁶

2. 法律效果

前項命令治安出動時的海上保安廳管制措施，其法律性質等同具有防衛出動般的法律效果。

貳、要請（請求）治安出動

一、要請治安出動的概念及法律要件

要請治安出動的概念，係指都道府縣知事認為在維持治安上的重大事態，基於迫切的必要者（指事態嚴重情非得已），與該當都道府縣公安委員會協議後，得向內閣總理大臣請求（或申請）出動部隊等。而內閣總理大臣依前項請求，於認定事態迫切時，得命令部隊等出動之。¹⁹⁷顯然要請（指請求或申請）治安出動的法律構成要件是，（一）必須有維持治安上重大事態的迫切需要（必要），（二）須與該當都道府縣公安委員會協議，（三）須向內閣總理大臣請求（申請）

¹⁹⁵ 同前揭註 117。

¹⁹⁶ 同前揭註 118。

¹⁹⁷ 自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 81 条（要請による治安出動）は、「1 都道府県知事は、治安維持上重大な事態につきやむを得ない必要があると認める場合には、当該都道府県の都道府県公安委員会と協議の上、内閣総理大臣に対し、部隊等の出動を要請することができる。2 内閣総理大臣は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等の出動を命ずることができる。3 都道府県知事は、事態が収まり、部隊等の出動の必要がなくなったと認める場合には、内閣総理大臣に対し、すみやかに、部隊等の撤収を要請しなければならない。4 内閣総理大臣は、前項の要請があつた場合又は部隊等の出動の必要がなくなったと認める場合には、すみやかに、部隊等の撤収を命じなければならない。5 都道府県知事は、第一項に規定する要請をした場合には、事態が収まった後、すみやかに、その旨を当該都道府県の議会に報告しなければならない。6 第一項及び第三項に規定する要請の手続は、政令で定める」と規定されている。

許可等要件。所謂（一）「維持治安上重大事態」者，乃指地方性的事態，而且屬於該當一般警力無法維持治安的事態或事件。故前項事態的認定或判斷權限乃屬都道府縣知事之權限範圍內。此處稱：「一般警力無法維持」的情形或狀態，應包括依警察法第 60 條規定請求其他都道府縣警察機關支援下，仍顯現警力不足的情況。同時都道府縣得以行使的管轄權限，非侷限於陸地的管轄，尚包含陸地與領海內隣接的水域部分的管轄權。此際，請求（申請）治安出動時，當然包括準用海上保安廳法，都道府縣知事亦有一併提出請求海上保安廳執行海上治安出動之權限。（二）須與該當都道府縣公安委員會協議，其意義在於該當都道府縣公安委員會，對於地方性治安問題的全般掌握，應屬最熟悉瞭解且最專業的判斷機關。因此諮詢公安委員會的意見是提供都道府縣知事作出正確決策判斷的重要依據。此處稱：「須與公安委員會協議」者，乃指協議的程序而言，至於協議的結果是否必須獲得公安委員會的同意，非屬必要條件。易言之，都道府縣知事向內閣總理大臣提出請求治安出動時，在程序上必須明示該當都道府縣公安委員會之意見，始得提出請求治安出動。又都道府縣知事於（三）向內閣總理大臣請求許可時，在申請程序上必須經由最近駐屯地司令官提出之，原則上係以書面申請為必要，事態緊急時，得以口頭或電信、電話為例外。¹⁹⁸

¹⁹⁸ 自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 104 条（治安出動の要請手続）は、「1 法第八十一条第一項の規定により都道府県知事が部隊等の出動を要請しようとする場合には、最寄りの駐屯地司令、地方総監、基地隊の長、基地司令又は法第二十二條第二項の規定により臨時に編成される特別の部隊の長で防衛大臣の指定するもの（以下本条中「駐屯地司令等」と総称する。）を經由して、これをするものとする。2 前項の出動の要請は、文書をもつてするものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電信若しくは電話によることができる。3 前項ただし書の場合においては、事後においてすみやかに、文書を提出するものとする。4 第一項の出動の要請においては、次の事項を明らかにするものとする。一出動を要請する事由。二都道府県知事の出動の要請に対する当該都道府県の都道府県公安委員会の意見。三その他参考となるべき事項。5 法第八十一条第三項の規定により都道府県知事が内閣総理大臣に対して部隊等の撤回を要請しようとする場合には、もよりの駐屯地司令等又は出動している部隊等の指揮官を經由して、これをするものとする。第二項の規定は、この場合について準用する」と規定されている。

二、邀請治安出動的撤回（撤收）程序

要請治安出動的撤回情形有 2 種，（一）都道府縣知事請求撤回，與（二）內閣總理大臣主動要求撤回。（一）乃是都道府縣知事在事態平息，認定已無出動部隊等之必要時，必須儘速向內閣總理大臣請求撤回部隊。請求撤回時，應經由出動（動員）部隊的指揮官及最近駐屯地司令官等提出申請撤回部隊。此際，內閣總理大臣於（一）都道府縣知事提出請求撤回時，或於（二）認定已無出動部隊等之必要（內閣總理大臣主動撤回）時，必須儘速命令部隊等撤回之。最後都道府縣知事於要請治安出動時，或事態平息後，在法律上課予該當知事應儘速向都道府縣議會報告其要旨之義務。



第三節 治安出動時自衛隊之權限

壹、治安出動權限的法律性質

法律規定自衛隊自衛官依命令執行治安出動職務時，得準用警察官職務執行法（以下簡稱警職法）規定，行使同法規定的固有權限。¹⁹⁹具體言之，準用警職法的内容包括：①職務盤查，²⁰⁰②保護及緊急救援傷病患，²⁰¹③迴避重大危險事

¹⁹⁹ 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 89 条（治安出動時の權限）は、「1 警察官職務執行法（昭和三十二年法律第百三十六号）の規定は、第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第四条第二項中「公安委員会」とあるのは、「防衛大臣の指定する者」と読み替えるものとする。2 前項において準用する警察官職務執行法第七条の規定により自衛官が武器を使用するには、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十六条又は第三十七条に該当する場合を除き、当該部隊指揮官の命令によらなければならない」と規定されている。

²⁰⁰ 日本警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 36 号）第 2 条（質問）は、「1 警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足る相当な理由のある者又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っているか認められる者を停止させて質問することができる。2 その場で前項の質問をすることが本人に対して不利であり、又は交通の妨害になると認められる場合においては、質問するため、その者に附近の警察署、派出所又は駐在所に同行することを求めることができる。3 前二項に規定する者は、刑事訴訟に関する法律の規定によらない限り、身柄を拘束され、又はその意に反して警察署、派出所若しくは駐在所に連行され、若しくは答弁を強要されることはない。4 警察官は、刑事訴訟に関する法律により逮捕されている者については、その身体について凶器を所持しているかどうかを調べることができる」と規定されている。

²⁰¹ 日本警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 36 号）第 3 条（保護）は、「1 警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して次の各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、応急の救護を要すると信ずるに足る相当な理由のある者を発見したときは、取りあえず警察署、病院、救護施設等の適当な場所において、これを保護しなければならない。一精神錯乱又は泥酔のため、自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのある者。二迷子、病人、負傷者等で適当な保護者を伴わず、応急の救護を要すると認められる者（本人がこれを拒んだ場合を除く。）2 前項の措置をとつた場合においては、警察官は、できるだけすみやかに、その者の家族、知人その他の関係者にこれを通知し、その者の引取方について必要な手配をしなければならない。責任ある家族、知人等が見つからないときは、すみやかにその事件を適当な公衆保健若しくは公共福祉のための機関又はこの種の者の処置について法令により責任を負う他の公の機関に、その事件を引き継がなければならない。3 第一項の規定による警察の保護は、二十四時間をこえてはならない。但し、引き続き保護することを承認する簡易裁判所（当該保護をした警察官の属する警察署所在地を管轄する簡易裁判所をいう。以下同じ。）の裁判官の許可状のある場合は、この限りでない。4 前項但書の許可状は、警察官の請求に基き、裁判官においてやむを得ない事情があると認めた場合に限り、これを発するも

態或事件的避難措施，²⁰²④預防與防止犯罪，²⁰³⑤預防危害發生或防止損害擴大或救助被害者（遇難者或災民）時得進入他人土地、住宅等進行檢查，²⁰⁴以及⑥必要時得使用武器等權限。²⁰⁵鑒於自衛隊的前身係由保安隊及警察預備隊改編，

のとし、その延長に係る期間は、通じて五日をこえてはならない。この許可状にはやむを得ないと認められる事情を明記しなければならない。5 警察官は、第一項の規定により警察で保護をした者の氏名、住所、保護の理由、保護及び引渡の時日並びに引渡先を毎週簡易裁判所に通知しなければならない」と規定されている。

²⁰² 日本警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 36 号）第 4 条（避難等の措置）は、「1 警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。2 前項の規定により警察官がとつた処置については、順序を経て所属の公安委員会にこれを報告しなければならない。この場合において、公安委員会は他の公の機関に対し、その後の処置について必要と認める協力を求めるため適当な措置をとらなければならない」と規定されている。

²⁰³ 日本警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 36 号）第 5 条（犯罪の予防及び制止）は、「警察官は、犯罪がまさに行われようとするのを認めたときは、その予防のため関係者に必要な警告を発し、又、もしその行為により人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を受ける虞があつて、急を要する場合においては、その行為を制止することができる」と規定されている。

²⁰⁴ 警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 36 号）第 6 条（立入）は、「1 警察官は、前二条に規定する危険な事態が発生し、人の生命、身体又は財産に対し危害が切迫した場合において、その危害を予防し、損害の拡大を防ぎ、又は被害者を救助するため、やむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において他人の土地、建物又は船車の中に立ち入ることができる。2 興行場、旅館、料理屋、駅その他多数の客の来集する場所の管理者又はこれに準ずる者は、その公開時間中において、警察官が犯罪の予防又は人の生命、身体若しくは財産に対する危害予防のため、その場所に立ち入ることを要求した場合においては、正当の理由なくして、これを拒むことができない。3 警察官は、前二項の規定による立入に際しては、みだりに関係者の正当な業務を妨害してはならない。4 警察官は、第一項又は第二項の規定による立入に際して、その場所の管理者又はこれに準ずる者から要求された場合には、その理由を告げ、且つ、その身分を示す証票を呈示しなければならない」と規定されている。

²⁰⁵ 日本警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 36 号）第 7 条（武器の使用）は、「警察官は、犯人の逮捕若しくは逃走の防止、自己若しくは他人に対する防護又は公務執行に対する抵抗の抑止のため必要であると認める相当な理由のある場合においては、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる。但し、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十六条（正当防衛）若しくは同法第三十七条（緊急避難）に該当する場

此際不論是保安官或警備官等，在法律規範上皆具備司法警察職員的身分，得行使緊急逮捕被嫌疑犯之權限或規定。²⁰⁶惟自衛隊主要是防衛日本國家的組織，因此在法律規範上自衛隊隊員或自衛官並未具備前項司法警察職員身分，所以一般自衛隊員或自衛官自當無法行使司法警察職員之職權。又依據警職法的規定，有關司法警察作用部分於命令治安出動時，自衛隊隊員或自衛官皆不得準用之。²⁰⁷

貳、治安出動時武器使用規定

治安出動時，自衛隊隊員或自衛官的武器使用規定，其法源基礎有：一、準用警職法的武器使用規定；二、依自衛隊法的武器使用規定等 2 種情形，分別說明如次：

一、準用警職法的武器使用規定

前述治安出動時準用警職法的權限當中，有關準用同法第 7 條武器使用規定要件，係指：（一）必須為防護自己或他人或於執行公務時為抑制抵抗，而有相當合理的理由認為確有必要者，與（二）依其事態在判斷合理必要的限度內，得使用武器。除此之外，武器的使用原則，除正當防衛、緊急避難或為防止重大犯

合又は左の各号の一に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。一死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮にあたる兇悪な罪を現に犯し、若しくは既に犯したと疑うに足る充分な理由のある者がその者に対する警察官の職務の執行に対して抵抗し、若しくは逃亡しようとするとき又は第三者がその者を逃がそうとして警察官に抵抗するとき、これを防ぎ、又は逮捕するために他に手段がないと警察官において信ずるに足る相当な理由のある場合。二逮捕状により逮捕する際又は勾引状若しくは勾留状を執行する際その本人がその者に対する警察官の職務の執行に対して抵抗し、若しくは逃亡しようとするとき又は第三者がその者を逃がそうとして警察官に抵抗するとき、これを防ぎ、又は逮捕するために他に手段がないと警察官において信ずるに足る相当な理由のある場合」と規定されている。

²⁰⁶ 日本海上保安庁法（昭和 23 年法律第 28 号）第 31 条は、「1 海上保安官及び海上保安官補は、海上における犯罪について、海上保安庁長官の定めるところにより、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による司法警察職員として職務を行う。2 海上保安官及び海上保安官補は 第二十八条の二第一項に規定する場合において、同項の離島における犯罪について、海上保安庁長官が警察庁長官に協議して定めるところにより 刑事訴訟法の規定による司法警察職員として職務を行う」と規定されている。

²⁰⁷ 安田寛，《防衛法概論》，前掲書，頁 180 以下。

罪者對自衛官執行職務實施抵抗，及無其他適當手段外，不得對人有危害之行為。

另外，依命令執行治安出動任務的自衛隊隊員或自衛官，因其不具備法律規定執行司法警察職員職務之權限，故不適用警職法第 7 條有關逮捕犯人及防止犯人脫逃的武器使用規定。同時基於治安出動時，部隊的整體指揮運作行動，自衛隊隊員或自衛官除正當防衛、緊急避難外，有關武器的使用規定，原則上必須依照指揮體系，服從部隊指揮官之命令。

二、依自衛隊法的武器使用規定

治安出動時，在武器使用規範上，如遇發生必須逾越警職法武器使用限制，而無法抑制之情事者，通常的應變措施是，適用自衛隊法本身規定的武器使用規範。換言之，構成發佈治安出動命令的狀態，係指不論在量的部分或質的部分，皆已逾越一般警力可以維持治安的事態。因此，依命令執行治安出動任務的自衛隊隊員，不僅在量的部分需填補警察官的數量之不足，在質的部分更需有強大的實力足以鎮壓事態。所以在武器使用方面必然會有逾越警職法武器使用限制之情事。自衛隊法第 90 條武器使用規定的具體內容有 3 種：（一）對於護衛的人、設施或物件受到暴行或侵害、或有明白受侵害之危險，除使用武器外，無其他排除之適當手段。（二）聚眾多數集合暴行或脅迫、或有明白暴行脅迫之危險，除使用武器外，無其他鎮壓或防止之適當手段。（三）除前款規定外，持有手槍、機關槍、砲，化學兵器、生物兵器其他殺傷力類武器，或有相當理由足以懷疑其持有此類武器，將實施暴行或脅迫、或有實施的高蓋然性者，除使用武器外，無其他鎮壓或防止之適當手段。²⁰⁸顯見前項自衛隊武器使用規定足以明白說明，即使

²⁰⁸ 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 90 条は、「1 第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官は、前条の規定により武器を使用する場合のほか、次の各号の一に該当すると認める相当の理由があるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。一職務上警護する人、施設又は物件が暴行又は侵害を受け、又は受けようとする明白な危険があり、武器を使用

在未滿足警職法第 7 條規定的正當防衛、緊急避難的武器使用條件下，若依事態性質在判斷合理必要的限度內（符合前述（一）、（二）、（三）的內容要件），仍然可以使用武器，據此而發生對人危害之情事或結果，仍基於法律的正當行為，構成阻却違法要件。

特別是前述自衛隊法第 90 條第 1 項第 3 款（如前述（三）武器使用要件）有關武器使用規定，係針對平成 8 年（1996 年）北韓潛艦入侵南韓觸礁事件，²⁰⁹以及平成 11 年至 12 年（1999 年至 2000 年）發生可疑船入侵日本能登半島海域事件²¹⁰等，想定武装工作員（間諜）入侵日本時，所採取的因應對策、態勢等立

するほか、他にこれを排除する適当な手段がない場合。二多衆集合して暴行若しくは脅迫をし、又は暴行若しくは脅迫をしようとする明白な危険があり、武器を使用するほか、他にこれを鎮圧し、又は防止する適当な手段がない場合。三前号に掲げる場合のほか、小銃、機関銃（機関けん銃を含む）、砲、化学兵器、生物兵器その他その殺傷力がこれらに類する武器を所持し、又は所持していると疑うに足りる相当の理由のある者が暴行又は脅迫をし又はする高い蓋然性があり、武器を使用するほか、他にこれを鎮圧し、又は防止する適当な手段がない場合。2 前条第二項の規定は、前項の場合について準用する」と規定されている。

²⁰⁹ 田村重信、高橋憲一、島田和久，《日本の防衛法制（第 2 版）》，前掲書，頁 139 以下。「韓国侵入、座礁による江陵浸透事件(カンヌンしんとうじけん)は、韓国の江原道江陵市において、韓国内に侵入していた工作員を回収しにきた北朝鮮の特殊潜水艦(サンオ型潜水艦)が座礁し、帰国手段を失った乗組員と工作員計 26 名が韓国内に逃亡・潜伏した事件。事件は 1996 年 9 月 18 日に発覚し、韓国は軍・警察を動員しての掃討作戦を開始した。1996 年 11 月 7 日に掃討作戦は終了。北朝鮮側の被害は、逮捕 1 名、射殺 13 名、集団自決 11 名、行方不明 1 名とされる。韓国側の被害としては、軍人 12 名（事故死 4 名を含む）、警察官 1 名（事故死）、民間人 4 名（事故死 1 名を含む）の計 17 名が死亡し、17 名の負傷者が発生した。また、韓国当局は座礁した潜水艦から RPG-7、M16、AK-47、対戦車手榴弾などの火器類、地図、偵察用カメラなど計 327 種 4012 点を押収した」。

²¹⁰ 日本能登半島沖の不審船事案の経緯について、1999 年 3 月 23 日早朝、警戒監視活動中の海上自衛隊の哨戒（しょうかい）機 P-3C が、佐渡島（さどがしま）西方及び能登半島東方の領海内で不審船らしい船舶を発見した。防衛庁は、訓練に向かっていた護衛艦を現場に向かわせ、この船舶の船名を確認し、海上保安庁に通報した。海上保安庁が、これらの船舶について確認したところ、第二大和丸については、兵庫県浜坂（はまさか）沖で操業中であること、第一大西丸については、漁船原簿から抹消されていることが確認されたため、最終的に不審船であると判断した。海上保安庁では、両船に対し停船命令、威嚇（いかく）射撃を実施したが、両船は無視して高速で逃走を続けた。同月 24 日午前 0 時 30 分、運輸大臣から防衛庁長官に対し、海上保安庁の能力を超える事態に至ったので、この後は内閣において判断されるべきもの

法整備之一環，而於平成 13 年（2001 年）實施自衛隊法武器使用規定之修正立法。前項修正立法之目的，在於填補法律規範不足的空隙，諸如：（一）在未該當外部對日本武力攻擊事態要件下，外國政府派遣少數武装工作人員入侵日本本土時，在警察機關有明顯處置不可能或對處有困難者，必須藉由自衛隊的治安出動加以鎮壓、制止。同時又考量（二）武装工作人員的滲透人數少，不足構成前述「聚眾多數集合」之要件，以及（三）該當武装工作人員持有高性能殺傷武器，已逾越警職法武器使用規定範圍內（亦即逾越危險容許要件）所能鎮壓、抑制。是故必須有因應少數使用逾越一般警力武器裝備所能防止、鎮壓的優勢武器裝備之立法機制投入治安出動行列。

參、海上自衛隊執行治安出動時準用海上保安廳法

海上自衛隊在執行海上治安出動之際，海軍下士（三等海曹）以上的自衛官於執行職務時，得準用海上保安廳法第 16 條（執行職務必要時得要求附近的人或船舶協力），²¹¹第 17 條第 1 項（進入船舶實施檢查），²¹²第 18 條（要求停止船舶

である旨の連絡があった。防衛庁では、直ちに、海上警備行動が必要と判断し、防衛庁長官は、自衛隊法第 82 条の規定に基づき、内閣総理大臣に対し、海上警備行動の承認の閣議を求めた。内閣総理大臣は、同日午前 0 時 45 分、安全保障会議と閣議を経て海上警備行動を承認した。この承認を受け、防衛庁長官は、午前 0 時 50 分に海上自衛隊に対し自衛隊創設以来初めての海上警備行動を発令し、海上自衛隊は直ちに不審船への対処を開始した。護衛艦による停船命令、警告射撃や P-3C による警告としての爆弾投下などの対処を行った。しかし、第二大和丸は午前 3 時 20 分に、第一大西丸は午前 6 時 6 分に我が国の防空識別圏の外に出た。今回のケースにおいては、自衛隊が日本の防空識別圏を越えて追跡した場合には、他国に無用の刺激を与えることにもなりかねないと考えられたため、護衛艦による追尾を終了し、同日午後 3 時 30 分、防衛庁長官より海上警備行動の終結が発令された。その後、同月 30 日には、更に種々の情報を総合的に分析した結果、政府として、不審船 2 隻は、北朝鮮の工作船であるとの判断に至ったことから、北朝鮮に対し抗議を行った。

²¹¹ 日本海上保安庁法（昭和 23 年法律第 28 号）第 16 条は、「海上保安官は、第五条第二号に掲げる職務を行うため若しくは犯人を逮捕するに当たり、又は非常事態に際し、必要があるときは、付近にある人及び船舶に対し、協力を求めることができる」と規定されている。

²¹² 日本海上保安庁法（昭和 23 年法律第 28 号）第 17 条は、「1 海上保安官は、その職務を行うため必要があるときは、船長又は船長に代わって船舶を指揮する者に対し、法令により船舶に備え置くべき書類の提出を命じ、船舶の同一性、船籍港、船長の氏名、直前の出発港又は出発地、目的港又は目的地、積荷の性質又は積荷の有無その他船舶、積荷及び航海に関し重要と認める事項を確かめるため船舶の進行を停止させて立入検査をし、又は乗組員及び旅客並びに船舶の所有者若しくは賃借人又は用船者その他海上の安全及び治安の確

行進、變更航路措施)之權限，²¹³以及同法第 20 條第 2 項²¹⁴（命令船舶停止時的

保を図るため重要と認める事項について知っていると認められる者に対しその職務を行うために必要な質問をすることができる。2 海上保安官は、前項の規定により立入検査をし、又は質問するときは、制服を着用し、又はその身分を示す証票を携帯しなければならない。3 海上保安官の服制は、国土交通省令で定める」と規定されている。

²¹³ 日本海上保安庁法（昭和 23 年法律第 28 号）第 18 条は、「1 海上保安官は、海上における犯罪が正に行われようとするのを認めた場合又は天災事変、海難、工作物の損壊、危険物の爆発等危険な事態がある場合であつて、人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害が及ぶおそれがあり、かつ、急を要するときは、他の法令に定めのあるもののほか、次に掲げる措置を講ずることができる。一船舶の進行を開始させ、停止させ、又はその出発を差し止めること。二航路を変更させ、又は船舶を指定する場所に移動させること。三乗組員、旅客その他船内にある者（以下「乗組員等」という。）を下船させ、又はその下船を制限し、若しくは禁止すること。四積荷を陸揚げさせ、又はその陸揚げを制限し、若しくは禁止すること。五他船又は陸地との交通を制限し、又は禁止すること。六前各号に掲げる措置のほか、海上における人の生命若しくは身体に対する危険又は財産に対する重大な損害を及ぼすおそれがある行為を制止すること。2 海上保安官は、船舶の外観、航海の態様、乗組員等の異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して、海上における犯罪が行われることが明らかであると認められる場合その他海上における公共の秩序が著しく乱されるおそれがあると認められる場合であつて、他に適当な手段がないと認められるときは、前項第一号又は第二号に掲げる措置を講ずることができる」と規定されている。

²¹⁴ 日本海上保安庁法（昭和 23 年法律第 28 号）第 20 条は、「1 海上保安官及び海上保安官補の武器の使用については、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）第七条の規定を準用する。2 前項において準用する警察官職務執行法第七条の規定により武器を使用する場合のほか、第十七条第一項の規定に基づき船舶の進行の停止を繰り返し命じても乗組員等がこれに応ぜずなお海上保安官又は海上保安官補の職務の執行に対して抵抗し、又は逃亡しようとする場合において、海上保安庁長官が当該船舶の外観、航海の態様、乗組員等の異常な挙動その他周囲の事情及びこれらに関連する情報から合理的に判断して次の各号のすべてに該当する事態であると認めたときは、海上保安官又は海上保安官補は、当該船舶の進行を停止させるために他に手段がないと信ずるに足りる相当な理由のあるときには、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる。一当該船舶が、外国船舶（軍艦及び各国政府が所有し又は運航する船舶であつて非商業的目的のみに使用されるものを除く。）と思料される船舶であつて、かつ、海洋法に関する国際連合条約第十九条に定めるところによる無害通航でない航行を我が国の内水又は領海において現に行っていると認められること（当該航行に正当な理由がある場合を除く。）二当該航行を放置すればこれが将来において繰り返し行われる蓋然性があると認められる

武器使用)規定。²¹⁵

肆、治安出動時の附帯措施

一、治安出動時須與警察機關等協調連絡

自衛隊在執行治安出動任務時，最重要的是必須與以維持治安工作為首要任務的警察機關等保持緊密協調連絡，確保自衛隊與警察機關之間的任務接軌圓滑順暢無阻礙。因此自衛隊法特別訂定防衛大臣與國家公安委員會之間的相互連絡規範，²¹⁶以及關係機關（機構或部隊）之間的連絡與協力規範。²¹⁷據此執行治安出動任務派遣的該當部隊長必須擔負與相關的都道府縣知事、市町村長、警察消防機關其他國家（指駐日美軍）或地方公共團體機關相互緊密協調

こと。三当該航行が我が国の領域内において死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たる凶悪な罪（以下「重大凶悪犯罪」という。）を犯すのに必要な準備のため行われているのではないかと疑いを払しょくすることができないと認められること。四当該船舶の進行を停止させて立入検査をすることにより知り得るべき情報に基づいて適確な措置を尽くすのでなければ将来における重大凶悪犯罪の発生を未然に防止することができないと認められること」と規定されている。

²¹⁵ 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 91 条は、「1 海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第十六条、第十七条第一項及び第十八条の規定は、第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官の職務の執行について準用する。2 海上保安庁法第二十条第二項の規定は、第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第二十条第二項中『前項において準用する警察官職務執行法第七条』とあるのは『第八十九条第一項において準用する警察官職務執行法第七条及び前条第一項』と、『第十七条第一項』とあるのは『前項において準用する海上保安庁法第十七条第一項』と、『海上保安官又は海上保安官補の職務』とあるのは『第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務』と、『海上保安庁長官』とあるのは『防衛大臣』と読み替えるものとする。3 第八十九条第二項の規定は、前項において準用する海上保安庁法第二十条第二項の規定により海上自衛隊の自衛官が武器を使用する場合について準用する」と規定されている。

²¹⁶ 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 85 条（防衛大臣と国家公安委員会との相互の連絡）は、「内閣総理大臣は、第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定による出動命令を発するに際しては 防衛大臣と国家公安委員会との相互の間に緊密な連絡を保たせるものとする」と規定されている。

²¹⁷ 同前掲註 145。

連絡之義務。

二、治安出動時排除適用特定法律規定

自衛隊法第 107 條第 4 項規定，治安出動時，自衛隊得排除適用航空法特定範圍之規範。²¹⁸

²¹⁸ 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 107 条（航空法等の適用除外）は、「1 航空法中 第十一条、第二十八条第一項及び第二項、第三十四条第二項、第三十八条第一項、第五十七条から第五十九条まで、第六十五条、第六十六条、第八十六条、第八十九条、第九十条、第一百三十二条、第一百三十二条の二並びに第三十四条第一項及び第二項の規定は、自衛隊の使用する航空機及びその航空機に乗り組んで運航に従事する者並びに自衛隊が設置する飛行場及び航空保安施設については、適用しない。2 航空法第四十九条から第五十一条までの規定は、自衛隊が設置する飛行場について準用する。この場合において、同法第四十九条第一項中『第四十条（第四十三条第二項において準用する場合を含む。）の告示』とあるのは『防衛大臣の告示』と、同法第五十条第一項中『当該空港の設置又は第四十三条第一項の施設の変更』とあるのは『当該空港の設置又は変更』と読み替えるものとする。3 自衛隊の使用する航空機及びその航空機に乗り組んで運航に従事する者についての航空法第六章（第一項の規定により適用を除外される規定を除く。）の規定の適用については、政令で特例を定めることができる。4 航空法第六十条から第六十四条まで、第七十六条、第七十六条の二、第七十九条から第八十一条まで、第八十二条第二項、第八十二条の二、第八十四条第二項、第八十八条、第九十一条、第九十二条（第一項第三号に係る部分に限る。）及び第九十九条の二第一項の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた場合において、同法第七十九条から第八十一条までの規定は、第七十八条第一項若しくは第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた場合又は第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた場合において、同法第九十九条の二第一項の規定は、第八十二条の三第一項又は第三項の規定により措置を命ぜられた場合において、それぞれ政令で定めるところにより、自衛隊の航空機及び航空機に乗り組んで運航に従事する者並びに自衛隊の行う同法第九十九条の二第一項に規定する行為については適用しない。5 防衛大臣は、第一項及び前項の規定にかかわらず、自衛隊が使用する航空機の安全性及び運航に関する基準、その航空機に乗り組んで運航に従事する者の技能に関する基準並びに自衛隊が設置する飛行場及び航空保安施設の設置及び管理に関する基準を定め、その他航空機に因る災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。6 防衛大臣は、前項の規定による基準を定めようとする場合には、あらかじめ国土交通大臣と協議するものとする。7 運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）第五条の規定は、自衛隊の使用する航空機について発生した同法第二条第二項の航空事故等（自衛隊の使用する航空機と自衛隊以外の者が使用する航空機との間に発生したものを除く。）については、適用しない。8 防衛大臣は、航空事故の防止又は航空事故が発生した場合における被害の軽減のために有益であると認める前項の航空事故等に係る情報を運輸安全委員会に提供するものとする」と規定されている。

第四章 警護出動

第一節 警護出動之概念

自衛隊設施的「警護出動」，乃指動員兵力護衛自衛隊的設施（包含駐日美軍基地設施），而言。此處稱：「警護出動」者，即是防護動員之意，以下皆稱：「警護出動」。自衛隊設施的「警護出動」制度，係因應平成 13 年（2001 年）9 月 11 日，美國發生 9・11 恐怖攻擊事件，²¹⁹日本政府採取一連串的防範措施，包括制定所謂：「恐攻對策 3 法」（亦即舊恐攻對策特別措置法、海上保安廳法一部改正法、自衛隊法一部改正法），以及特別於自衛隊法增設新的法律規範（參照同法第 81 條之 2）。事實上美國 9・11 恐攻事件對日本國內的影響深遠，尤其是駐日美軍基地，以及日本的國土境內向來一直皆有恐攻的潛存威脅、不知何時爆發的危機感和憂患意識十分強烈。因此日本自衛隊特別在演訓課目中，增加曾經受過軍事訓練的恐怖攻擊份子，以劫機或持有化學兵器等高殺傷力強力攻擊手段，在日本國內實施恐攻時，不僅對攻擊的對象或設施帶來嚴重的損害，同時對於國內一般治安與一般人民的心理影響甚巨等事態列入作戰的想定計畫中實施外，並於自衛隊法第 6 章增訂以治安為考量的新任務派遣行動類型，亦即在自衛隊的設施及駐日美軍的設施或區域內，一旦發生恐攻事件（含受恐攻之虞），必然危害日本的防衛基礎設施，故有必要動員自衛隊實施警護出動任務派遣，俾以確保自衛隊設施及駐日美軍基地設施與區域的安全無誤。

第二節 警護出動之內容

壹、法律要件與行為態樣

自衛隊法第 81 條之 2 第 1 項規定：「內閣總理大臣於本國國內左列揭示設施

²¹⁹ アメリカ同時多発テロ事件（アメリカどうじたはつテロじけん）は、2001 年 9 月 11 日にアメリカ合衆国内で同時多発的に発生した、航空機等を用いた 4 つのテロ事件の総称である。航空機が使用された史上最大規模のテロ事件であり、全世界に衝撃を与えた。

或設施及區域，基於政治其他主義主張而強制國家或他人，或以製造社會不安或恐怖為目的而殺傷多數人或破壞重要設施其他物件行為之虞者，且認為有防止其受害之特別必要時，得命令部隊等出動警護該當設施等」。²²⁰據此可推出構成內閣總理大臣命令自衛隊實施警護出動的具體 i 法律構成要件與 ii 行為態樣，分別說明如次：

i 法律的構成要件必須符合：A 日本國內的設施及區域，B 國家或他人受到政治其他主義主張的強制，C 以製造社會不安或恐怖為目的而殺傷多數人或破壞重要設施其他物件行為之虞，D 認為有防止其受害之特別必要。

ii 行為態樣須達到：A 須以政治上其他主義主張而強制國家或他人，B 須有製造社會不安或恐怖為目的而殺傷多數人或破壞重要設施其他物件行為，C 或遭受恐怖攻擊之虞。其中 A 須以政治上其他主義主張而強制國家或他人，係指以政治上或恐怖主義主張強制或威脅國家或他人之意。B 須有製造社會不安或恐怖為目的而殺傷多數人或破壞重要設施其他物件行為，亦即是大規模恐怖攻擊或破壞之行為。C 則指有遭受無差別殺人恐怖攻擊之「虞」，其立法意義非以實際發生恐怖攻擊行為為構成要件，特別是在前述命令治安出動時，必須有「間接侵略其他緊急事態」

²²⁰ 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 81 条の 2（自衛隊の施設等の警護出動）は、
「1 内閣総理大臣は、本邦内にある次に掲げる施設又は施設及び区域において、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で多数の人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為が行われるおそれがあり、かつ、その被害を防止するため特別の必要があると認める場合には、当該施設又は施設及び区域の警護のため部隊等の出動を命ずることができる。一自衛隊の施設。二日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項の施設及び区域（同協定第二十五条の合同委員会において自衛隊の部隊等が警護を行うこととされたものに限る。）2 内閣総理大臣は、前項の規定により部隊等の出動を命ずる場合には、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴くとともに、防衛大臣と国家公安委員会との間で協議をさせた上で、警護を行うべき施設又は施設及び区域並びに期間を指定しなければならない。3 内閣総理大臣は、前項の期間内であっても、部隊等の出動の必要がなくなったと認める場合には、速やかに、部隊等の撤収を命じなければならない」と規定されている。

或「治安維持上の重大事態」等具體現實上既已發生為要件（但不以損害實際發生為必要），故此處僅有事態發生之虞尚不能滿足治安出動之要件。反之，警護出動則不以恐怖攻擊實際發生為必要，亦即未達治安出動事態要件時，即可命令警護出動。此乃基於恐怖攻擊事件，應採取「事前預防」的重要性。

貳、警護設施對象

法定構成自衛隊實施警護設施的對象，必須是位於日本國內的 i 自衛隊設施，與 ii 駐日美軍的設施及區域。其中 ii 駐日美軍的設施及區域，係指：「日美相互協力有關駐日美軍地位第 2 條第 1 項規定的設施及區域」。²²¹該設施及區域，限由同法第 25 條規定共同(合同)委員會協議，²²²並經兩國政府締結協定之設施及區域」。又前項設施及區域包括該當設施及區域運作的必要設備、備品及定着物，因此該當設施及區域依法須由日本自衛隊出動警護之。然而前述自衛隊出動警護的對象設施及區域，原則上係以 i 與 ii 為範疇，其主要理由是，兩者皆屬防衛的設施（國

²²¹ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和 35 年条約第 7 号)第 1 条(a)項は、「合衆国は、相互協力及び安全保障条約第六条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。個々の施設及び区域に関する協定は、第二十五条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。『施設及び区域』には、当該施設及び区域の運営に必要な現存の設備、備品及び定着物を含む」定められている。

²²² 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和 35 年条約第 7 号)第 25 条は、「1 この協定の実施に関して相互間の協議を必要とするすべての事項 に関する日本国政府と合衆国政府との間の協議機関として、合同委員会を設置する。合同委員会は、特に、合衆国が相互協力及び安全保障条約の目的の遂行に当たって使用するため必要とされる日本国内の施設及び区域を決定する協議機関として、任務を行なう。2 合同委員会は、日本国政府の代表者一人及び合衆国政府の代表者一人で組織し、各代表者は、一人又は二人以上の代理及び職員団を有するものとする。合同委員会は、その手続規則を定め、並びに必要な補助機関及び事務機関を設ける。合同委員会は、日本国政府又は合衆国政府のいずれか一方の代表者の要請があるときはいつでも直ちに会合することができるよう組織する。3 合同委員会は、問題を解決することができないときは、適当な経路を通じて、その問題をそれぞれの政府にさらに考慮されるように移すものとする」と定められている。

防設施)，而且同樣都構成防衛日本的基礎重要設施。一旦受到恐怖攻擊或破壞，立即發生動搖日本的防衛與治安維持等重大危害，故有必要在危害發生前，動員自衛隊出動警護。又警護的範圍及區域不限定於 i 與 ii 的區域內，若其設施的周邊民間設施或住宅亦受到恐怖攻擊的波及或威脅破壞時，基於防止危害的擴大，理論上就整體警護安全的考量，設施周邊的民間設施住宅亦有可能構成自衛隊警護出動的對象之一。



第三節 警護出動程序

自衛隊警護出動的程序，法律上規定，內閣總理大臣在動員命令部隊等出動時，必須經過：「Ⅰ事前聽取關係（相關）都道府縣知事之意見，Ⅱ同時防衛大臣須與國家公安委員會協議後，Ⅲ並指定須警護的施設及期間」等程序。換言之，程序Ⅰ警護出動前，內閣總理大臣必須聽取關係都道府縣知事的意見，其主要的意義在於都道府縣乃是代表地方自治公共團體機關的首長，並負責維持該當都道府縣內的公共秩序與治安，而且是經民主制度的選舉方式產生，藉由聽取該當知事意見，再發佈警護出動命令，乃是基於考量都道府縣等地方民意之意旨。惟在法律規定要件，內閣總理大臣僅於程序上聽取其意見，最終的決定結果並不受都道府縣知事意見之拘束或影響。程序Ⅱ防衛大臣須與國家公安委員會協議，其意旨在於國家公安委員會的第一優先責任，乃是肩負維持國家公共秩序與治安的任務。是故警察機關與自衛隊在維持公共秩序與防衛國家安全上，各自有其扮演的角色與任務分擔。因此防衛大臣與國家公安委員會之間的協調、協議，乃屬重要不可欠缺的事項。同時程序Ⅲ兩者經過協議後，必須指定警護的設施與期間，亦即是指定警護的對象施設（包含確定場所與地點）以及確定警護實施的期間（包括實施日期與起、迄時間）。最後Ⅳ內閣總理大臣如認定已無實施警護出動之必要時，應迅速命令部隊等撤回之，即使是前項警護出動仍在指定的有效期間內，亦同。

National Defense University

第四節 任務意義與權限行使之範圍

壹、警護任務之意義

「警護」的意義，係指對於警護對象的設施及區域等內部及周邊實施警戒與監視，當發生侵害行為之際，立即採取必要的措施，藉以防止該當設施、設備或其他物件，遭受破壞，或防止其危害該當設施所在人員的生命、身體及財產上的安全，據此達成保全該當設施功能之意旨。²²³

貳、警護之權限內容

依據自衛隊法第91條之2規定警護出動的權限內容包括：i 準用警職法規定，與 ii 自衛隊的武器行使權限規定等2部分。²²⁴

i 準用警職法規定

警護出動時依法律規定，自衛隊隊員或自衛官於執行職務時得準用警職法左列規定：

A 準用警職法第2條（盤查）、第4條（避難等措施）、第6條第1項、第3項、第4項（進入檢查）等規定。惟此際限定必須是警察官不在場時，始得行使警察官之權限（亦即警察官在場時不得準用）。

²²³ 田村重信、高橋憲一、島田和久，《日本の防衛法制（第2版）》，前掲書，頁143以下。

²²⁴ 日本自衛隊法（昭和29年法律第165号）第91條の2（警護出動時の権限）は、「1 警察官職務執行法第二条、第四条並びに第六条第一項、第三項及び第四項の規定は、警察官がその場に行かない場合に限り 第八十一条の二第一項の規定により出動を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第四条第二項中「公安委員会」とあるのは、「防衛大臣の指定する者」と読み替えるものとする。2 警察官職務執行法第五条及び第七条の規定は 第八十一条の二第一項の規定により出動を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。3 前項において準用する警察官職務執行法第七条の規定により武器を使用する場合のほか、第八十一条の二第一項の規定により出動を命ぜられた部隊等の自衛官は、職務上警護する施設が大規模な破壊に至るおそれのある侵害を受ける明白な危険があり 武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がないと認める相当の理由があるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。4 第一項及び第二項において準用する警察官職務執行法の規定による権限並びに前項の権限は 第八十一条の二第二項の規定により指定された施設又は施設及び区域の警護のためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、当該施設又は施設及び区域の外部においても行使することができる。5 第八十九条第二項の規定は、第二項において準用する警察官職務執行法第七条又は第三項の規定により自衛官が武器を使用する場合について準用する」と規定されている。

B 準用警職法第 5 條（犯罪預防及制止）、第 7 條（武器使用）之規定。前項權限之行使未有設限或特別限制，原則上即使是警察官在場時，亦可行使之（不論警察官在場與否皆準用之）。

ii 自衛隊武器行使權限

自衛隊警護出動時，有關武器行使權限的法制設計係採用比較寬鬆緩和的危害容許要件。換言之，內閣總理大臣命令警護出動時，自衛隊隊員或自衛官除依規定準用警職法第 7 條武器使用權限之規定外，在職務上警護設施（對象），有受大規模破壞之虞的明白侵害之危險者，有相當的理由認定除使用武器外，無其他適當排除手段時，應依其事態判斷在合理必要的限度內得使用武器警護之（自衛隊法第 91 條之 2 第 3 項規定）。前項自衛隊法規定的武器使用權限乃與警職法第 7 條武器使用規定相異，除正當防衛與緊急避難（警職法第 7 條之限制規定）外，在符合「職務上警護設施（對象），有受大規模破壞之虞的明白侵害之危險」者，亦得使用武器警護之，因此對人發生危害時，亦屬法律上的正當行為阻却違法的範疇。特別是使用航空機進行恐怖攻擊等行為，正是考驗日本自衛隊的應變處置能力，所以才有如斯法律規定的增設（指同法新增設第 91 條之 2 規定）。此處稱：「職務上警護設施（對象），有受大規模破壞之虞的侵害」者，乃是想定有航空機或搭載炸彈的車輛衝入該當警護設施之情況。然而稱：「有如此明白危險」者，則是想定航空機、車輛等無視警告，仍朝向該當警護設施前進，非制止無法防止其侵害該當警護設施之「明白危險」的情況。最後自衛隊警護出動的武器使用規定，除警職法第 7 條規定的正當防衛、緊急避難外，原則上其與治安出動的情況相同，必須依警護出動部隊指揮官之命令，始可行使之（同第 91 條之 2 第 5 項規定）。

參、警護權限行使之範圍

自衛隊執行設施警護出動任務時，隊員或自衛官在職務上行使武器權限的要領，原則上係以警戒該當指定警護設施內部發生危害行為，同時並監視周邊設施環境，在為警護該當指定設施等情非得已、且必要的情況下，於其必要的限度內，

亦得於該當設施內部或外部行使武器之權限（同第 91 條之 2 第 4 項規定）。法律明文規定，警護設施的武器行使權限，必須是 i 「為警護設施在情非得已且必要」的情況下，ii 「在其必要的限度內」，得於該當設施或設施及區域外部行使武器之警護行為。顯示，自衛隊武器的行使權限，係以警護指定設施或區域內部為原則，並限定在「為警護設施在情非得已且必要」的例外情況下，亦得於該當設施的外部行使武器權限，排除對該當設施之侵（危）害行為。然而其行使武器的程度，必須符合「必要的限度內」之原則。



第五章 災害派遣

第一節 災害派遣之概念

災害派遣包括地震防災派遣與核能（原子力）災害派遣在內，皆因災害、災變因素使生命、財產處於蒙受損害的狀態，在前項災害損害的狀態下，基於保護人身安全以及財產安全之目的，進而緊急動員自衛隊實施救援的活動，此即是自衛隊災害派遣任務之源起。除此之外，災害派遣在法律定位上乃屬自衛隊「應維持公共秩序必要之需」的從屬任務活動之一環（參照自衛隊法第3條第1項）。

第二節 災害派遣之定義與派遣類型

「災害派遣」在法律上的定義，係指「天災、地變其他災害」之意。故廣義的「災害」其意義，乃指：「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、海嘯等天災地變的自然災害，以及海難、空難、列車（火車）事故等因不注意、疏失引起的人為的事故或災害，甚至包括所有不特定侵害生命、財產的災害在內」。²²⁵ 然而昭和53年（1978年）以事前預測「東海地震」²²⁶為主要目的，而設置的大規模地震對策特別措置法（昭和53年6月15日，法律第73號），以及平成11年（1999年）茨城縣那珂郡東海村住友金屬鑛山的子公司（JCO）核燃料加工設施發生「臨界事故（核子事故）」，²²⁷特別增設原子力（核能）災害對策特別設置法（平成11年12月17日，法律第156號），因此，自衛隊法的災害派遣規定（同法第83條

²²⁵ 田村重信、高橋憲一、島田和久，《日本の防衛法制（第2版）》，前掲書，頁159以下。

²²⁶ 日本の「東海地震」のとは、東海地震の震源域となる駿河トラフは、ユーラシアプレートとフィリピン海プレートの境界域である南海トラフの一部（北東端）にあたる。太平洋ベルト地帯の一角、殊に東海道ベルト地帯の中央で起こる大地震ということで、その被害は甚大な規模になると予想されるため、政府は様々な対策をとっている。1978年に「大規模地震対策特別措置法」を制定し、その中で静岡県下を中心とした「地震防災対策強化地域」を設定し、体積歪計やGPSなどの観測機器を集中して設置することで、世界でも例を見ない警戒宣言を軸とした「短期直前予知を前提とした地震対策」をとることになる。

²²⁷ 日本の東海村JCO臨界事故は、1999年9月30日、茨城県那珂郡東海村にある株式会社ジェー・シー・オー（住友金属鉱山の子会社。以下「JCO」）の核燃料加工施設で発生した原子力事故（臨界事故）である。日本国内で初めて、事故被曝による死亡者を出した。

規定)，亦配合實施修正，增訂同法第 83 條之 2 及第 83 條之 3 規定。自此之後，自衛隊的災害派遣類型更細分為：「災害派遣」、「地震防災派遣」及「原子力（核能）災害派遣」等 3 類型。



第三節 災害派遣之派遣形式

災害派遣依據其派遣的形式，大致上可區分為 2 種形式，壹、請求（要請）災害派遣；貳、自主派遣。前者屬於最常見的一般派遣形式，而後者通常又可細分為：一、自主派遣；二、近傍（隣近）派遣等形式。

壹、請求（要請）災害派遣

一、法律定義

請求災害派遣的法律定義，乃為「都道府縣知事其他依政令規定之人員，於天災地變其他災害之際，為保護生命、財產認為必要時，得請求（要請）防衛大臣或其他指定人員派遣部隊等」之意。²²⁸此處的「請求災害派遣」，即是依據都道府縣知事等人員的請求（要請），而實施災害派遣救援之意（要請による災害派遣），以下稱之：「請求災害派遣」，又請求災害派遣乃屬一般最常見或最普通的派遣形式。另外有關「災害」的定義，依據災害對策基本法第 2 條規定的定義，「災害」係指：「暴風、龍捲風、豪雨、豪雪、洪水、山崩、土石流、高潮、地震、海嘯、火山爆發（噴火）、地層滑動其他異常自然現象或大規模的火災、爆炸其他受波及影響的災損程度等，類此政令規定原因所引發的受災或受損害」而言。²²⁹前項「災害」的定義，原則上不包括武力攻擊時的國民保護

²²⁸ 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条（災害派遣）は、「1 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。2 防衛大臣又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。3 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合においては、部隊等の長は、部隊等を派遣することができる。4 第一項の要請の手続は、政令で定める。5 第一項から第三項までの規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第二条第四項に規定する武力攻撃災害及び同法第百八十三条において準用する同法第十四条第一項に規定する緊急対処事態における災害については、適用しない」と規定されている。

²²⁹ 日本災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条（定義）は、「この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。一 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令

法第2条第4項規定的「武力攻撃災害」,²³⁰以及同法第183条準用同法第14条第1項規定的「緊急對處事態災害」。²³¹就法理上而論,前述「武力攻撃災害」與「緊急對處事態災害」非屬自衛隊災害派遣的範疇,不適用自衛隊法第83條

で定める原因により生ずる被害をいう。二防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。三指定行政機関 次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。(以下省略)」と規定されている。

²³⁰ 日本武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第2条(定義)は、「1 この法律において『武力攻撃事態等』、『武力攻撃』、『武力攻撃事態』、『指定行政機関』、『指定地方行政機関』、『指定公共機関』、『対処基本方針』、『対策本部』及び『対策本部長』の意義は、それぞれ事態対処法第一条、第二条第一号から第七号まで(第三号及び第四号を除く。)、第九条第一項、第十条第一項及び第十一条第一項に規定する当該用語の意義による。2 この法律において「指定地方公共機関」とは、都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社(地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)第一条の地方道路公社をいう。)その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項の地方独立行政法人をいう。)で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。3 この法律において『国民の保護のための措置』とは、対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置その他の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置(第六号に掲げる措置にあつては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。)をいう。一警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、消防等に関する措置。二施設及び設備の応急の復旧に関する措置。三保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置。四運送及び通信に関する措置。五国民の生活の安定に関する措置。六被害の復旧に関する措置。4 この法律において「武力攻撃災害」とは、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう」と規定されている。

²³¹ 日本武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第183条(準用)は、「第七条、第八条及び第九条第一項、第一章第二節(第十条、第十一条、第十六条、第二十一条及び第二十二条を除く。)及び第三節(第二十四条並びに第二十九条第四項及び第七項を除く。)、第四十二条、第二章(第五十六条、第六十条、第六十八条及び第七十三条第一項を除く。)、第三章(第八十八条及び第九十三条を除く。)、第四章、第五章第二節及び第三節、第四百四十一条、第四百四十三条、第四百四十四条、第四百四十七条及び第四百五十一条から第四百五十六条まで並びに第七章(第六十一条第一項を除く。)の規定は、緊急対処事態及び緊急対処保護措置について準用する」と規定されている。

（災害派遣）第 1 項至第 3 項規定（參照同法第 83 條第 5 項規定）。顯見自衛隊得因應事態（武力攻擊災害與緊急對處事態災害）之需要，另依據自衛隊法第 92 條（防衛出動時維持公共秩序的權限），同法第 89 條（治安出動時的權限）以及同法第 77 條之 4（國民保護派遣）等規定，²³²加以實施保護性的派遣措施，此乃藉以明確劃分災害派遣的實施責任與範圍。

二、災害派遣的對象

依據前述災害的法律定義顯示，災害派遣的對象係指：「暴風、龍捲風、豪雨、豪雪、洪水、山崩、土石流、高潮、地震、海嘯、火山爆發（噴火）、地層滑動其他異常自然現象或大規模的火災、爆炸其他受波及影響的災損程度等，類此政令規定原因所引發的受災或受損害」。以上災害派遣的對象除了異常的自然災害外，尚包含人為的事故，諸如：大規模火災、爆炸等受災以及政令規定類似前項災害原因（船難、空難與核能放射性物質外洩等事故或意外），引起的事件或災害。

三、請求災害派遣的主體

請求災害派遣的主體，乃指有行使災害派遣請求權限之人員，亦即是都道府縣知事及其他政令規定之人員。本法律規定有關「其他政令規定之人員」，係指依自衛隊法施行令之規定，「得行使災害派遣請求權之人」而言，易言之，前

²³² 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 77 条の 4（国民保護等派遣）は、「1 防衛大臣は、都道府県知事から武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第十五条第一項の規定による要請を受けた場合において事態やむを得ないと認めるとき、又は事態対策本部長から同条第二項の規定による求めがあつたときは、内閣総理大臣の承認を得て、当該要請又は求めに係る国民の保護のための措置を実施するため、部隊等を派遣することができる。2 防衛大臣は、都道府県知事から武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第百八十三条において準用する同法第十五条第一項の規定による要請を受けた場合において事態やむを得ないと認めるとき、又は緊急対処事態対策本部長から同法第百八十三条において準用する同法第十五条第二項の規定による求めがあつたときは、内閣総理大臣の承認を得て、当該要請又は求めに係る緊急対処保護措置を実施するため、部隊等を派遣することができる」と規定されている。

項施行令規定海上保安廳長官、管區海上保安本部長及空港事務所長等人員，皆屬有行使此項請求權限之人員，以下皆以「都道府縣知事等」稱之。²³³然而法律特別賦予「都道府縣知事等」有行使災害派遣請求權限，主要是基於該等皆屬司掌該當都道府縣區域內災害或海上防災、航空救難等轄區內的最高負責人，理應最能有效掌握災害與災情的實況，據此觀點，故特別賦予該等優先判斷行使災害派遣的請求權限，俾以確保災害派遣的適格性與適時性。另外就區域防災而言，遍及全國國土及沿岸海域的防災任務，仍應分層負責委由請求災害派遣的主體、該當「都道府縣知事等」人員，行使前項災害派遣權限，始能有效防護與落實全國各地區的災害救援工作。除此之外，災害對策基本法對於市町村（都道府縣下轄自治體）等地域發生災害或於災害即將發生之際，認為有實施緊急應變措施之必要者，市町村長亦有向都道府縣知事或防衛大臣及其指定人員請求災害派遣之權限。²³⁴

四、請求災害派遣的客體

請求災害派遣的客體，係指「災害派遣的請求對象」，亦即是「防衛大臣或其指定之人員」。簡言之，災害派遣的主體（都道府縣知事等）應向災害派遣的客體（防衛大臣或其指定之人員）請求派遣部隊等實施災害救援任務。依據自

²³³ 日本自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 105 条（災害派遣を要請することができる者）は、「法第八十三条第一項に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。一海上保安庁長官。二管区海上保安本部長。三空港事務所長」と規定されている。

²³⁴ 日本災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 68 条の 2（災害派遣の要請の要求等）は、「1 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、自衛隊法第八十三条第一項の規定による要請（次項において「要請」という。）をしよう求めることができる。この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。2 市町村長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第八十三条に規定する部隊等を派遣することができる。3 市町村長は、前二項の通知をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない」と規定されている。

衛隊災害派遣相關訓令（昭和 55 年廳訓第 28 號，以下皆稱「災害派遣訓令」）第 3 條規定，都道府縣知事等災害派遣的請求對象為防衛大臣或同訓令規定由防衛大臣指定（指派）之人員，也就是，方面總監、師團長、旅團長、駐屯地司令職之部隊長、自衛艦隊司令官、護衛艦隊司令官、航空集團司令官、護衛隊群司令、航空群司令、地方總監、基地隊司令、航空隊司令（航空群司令部、教育航空群司令部及地方總監部所在地之駐地航空隊長除外）、教育航空集團司令官、教育航空群司令、練習艦隊司令官、掃海隊（掃雷《獵雷》艦隊）群司令、海上自衛隊補給本部長、航空總隊司令官、航空支援集團司令官、航空方面隊司令官、航空混成（混合）團司令、基地司令職之部隊長（航空方面隊司令部、或航空混成團司令部所在基地之基地司令職部隊長除外）。²³⁵前項由防衛大臣指定之人員幾乎遍及全國各駐在地的司令官或司令職之部隊長，主要是考量因地制宜與災害救援的便捷性，便於都道府縣知事等提出請求災害派遣救援時，能立即迅速派遣部隊前往實施救援工作。

五、請求災害派遣的程序

前述有關「都道府縣知事及其他政令規定等」所謂的災害派遣主體於請求災害派遣之際，在程序上係以書面（文書）向請求派遣對象（防衛大臣或其指

²³⁵ 日本自衛隊の災害派遣に関する訓令（昭和 55 年庁訓令第 28 号）第 3 条（災害派遣を命ずることができる者）は、「法第 83 条第 1 項及び第 2 項並びに災害対策基本法第 68 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による防衛大臣の指定する者は、次に掲げる者とする。ただし、大規模震災が発生した場合については、大規模震災災害派遣実施部隊の長とする。(1)方面總監 (2)師団長(3)旅団長(4)駐屯地司令の職にある部隊等の長(5)自衛艦隊司令官(6)護衛艦隊司令官(7)航空集團司令官(8)護衛隊群司令(9)航空群司令(10)地方總監(11)基地隊司令(12)航空隊司令航空群司令部、教育航空群司令部及び地方總監部の所在地に所在する航空隊の長を除く。(13)教育航空集團司令官(14)教育航空群司令(15)練習艦隊司令官(16)掃海隊群司令(17)海上自衛隊補給本部長(18)航空總隊司令官(19)航空支援集團司令官(20)航空方面隊司令官(21)航空混成團司令(22)航空救難団司令(23)基地司令の職にある部隊等の長（航空方面隊司令部又は航空混成團司令部の所在する基地の基地司令の職にある部隊等の長を除く。以下同じ。）」と規定されている。

定之人員)提出申請為原則。申請時應提出的書面內容及其必須記載左列事項：
A 災害情況，B 申請派遣事由，C 希望派遣期間，D 希望派遣區域，以及 E 派遣
活動內容，F 並載明其他參考事項。²³⁶若因事態緊急無法提出書面申請時，例
外、亦得以口頭或電話、電報等提出申請。惟事後仍應盡速補提書面申請資料。

237

六、請求災害派遣的判斷基準

防衛大臣或防衛大臣指定之人員，在都道府縣知事等提出請求災害派遣時，
經判斷（認定）事態緊急必要（情非得已，有派遣必要）者，得派遣部隊等救
援之（自衛隊法第 83 條第 2 項規定）。易言之，防衛大臣或其指定之人員於災
害發生之際，並在接獲都道府縣知事等請求災害派遣之申請後，得依據前項請
求派遣內容以及自行蒐集的災害情報資料，實施判斷有無派遣部隊救援的必要，
其判斷（認定）的基準，亦即是法律規定「情非得已，有派遣必要（指不得不、
必須派遣基準）」時，得派遣部隊救災。此處稱：「情非得已、有派遣必要」的
判斷基準者，必須符合（一）緊急性原則，（二）非替代性原則，及（三）公共
性原則或妥當性原則等 3 原則，始得為之。（一）緊急性原則，乃是災害發生之
際，為保護生命或財產安全，從實際災害情況判斷有急迫性及必要性，必須派
遣自衛隊部隊實施救援。（二）非替代性原則，係針對手段、方法而言，除派遣
部隊救災、救援外，已無其他的適切的手段，（三）公共性原則或妥當性原則，
乃基於維持公共秩序的觀點而云，其必須具備派遣部隊救援的妥當性及公共（公
益）性。又「災害發生之際」其定義，當然包括災害的發生已迫在眉前（燃眉

²³⁶ 日本自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 106 条（災害派遣の要請手続）は、「法
第八十三条第一項の規定により都道府県知事及び前条各号に掲げる者が部隊等の派遣を要
請しようとする場合には、次の事項を明らかにするものとする。第百四条第二項及び第三
項の規定は、この場合について準用する。一災害の情况及び派遣を要請する事由。二派遣
を希望する期間。三派遣を希望する区域及び活動内容。その他参考となるべき事項」と規
定されている。

²³⁷ 小針司，《防衛法概観—文民統制と立憲主義》（東京：信山社，2002 年 6 月），頁 147 以下。

之急)之意,此際若都道府縣知事等提出請求災害派遣,而且經防衛大臣或其指定之人員,就災害發生的客觀情況推定,確實符合急迫且「情非得已、有派遣必要」的判斷基準要件時,亦得派遣部隊實施「預防性災害派遣」,以下稱之「預防派遣」。²³⁸

除此之外,法律規定有實施災害派遣命令權限(即指有動員部隊實施救災之指揮命令權)者,係為防衛大臣或其指定之人員。顯然派遣部隊救災的指揮命令層級,已授權由防衛大臣或其指定之人員擔任動員部隊救災派遣的指揮官,其立法意旨在於災害派遣的本質,係以保護生命、財產為中心,非屬強制性處分權限之行使,而且一般而言,災害多屬突發性,因此需要採取臨機性與時宜性的應變措施,所以在法律規定的範疇內,無須一一等待內閣總理大臣的同意,即可授權由防衛大臣或其指定之人員行使災害派遣之權限。理論上、災害派遣的指揮命令權者與請求災害派遣的對象,兩者應有所區分。惟日本自衛隊災害派遣訓令第3條規定,將前項兩者相結合,皆由部隊長同時兼任行使之,主要是考量動員部隊實施救援活動的重要性與慎重程度,盡可能加以設限或限縮由部隊長親自判斷並命令動員部隊實施災害派遣任務。同時基於災害的區域性以及航空、海上救難的特殊性,為爭取救援的時效性與防範不必要的耗費時間,期能適時適切地將部隊投入災害救援活動。故特別使前兩項權限合一,並委由遍及全國各地的駐地部隊長、指揮官(防衛大臣指定之人員)行使之,主要着眼於救災的便捷性與確保救援態勢或救援部隊能及時投入救災行列。

貳、自主派遣

一、自主派遣定義與要件

自主派遣的法律意義是,「防衛大臣或其指定之人員於天災地變發生之際,

²³⁸ 日本自衛隊の災害派遣に関する訓令(昭和55年庁訓令第28号)第12条(予防派遣)は、「指定部隊等の長は、災害に際し被害がまさに発生しようとしている場合において、災害派遣の要請を受け、事情やむを得ないと認めたときは、部隊等を派遣することができる」と規定されている。

參照其事態有特別緊急之必要，認為（判斷）無暇等待都道府縣知事等提出請求災害派遣時，得不待其請求、派遣部隊救援之」（自衛隊法第 83 條第 2 項但書之規定）。故自主派遣之法定意義，乃指不待請求（都道府縣知事等之請求），逕行為災害派遣，即是主動災害派遣之意旨（以下皆稱自主派遣）。此項自主派遣係屬一般災害派遣原則（亦即應於接獲都道府縣知事等請求災害派遣時，始得派遣部隊救援之原則）的例外規定事項。就災害事態的緊急性而論，一般請求災害派遣理所當然已包括事態的緊急性在內，然而自主派遣其事態的緊急程度顯然更應高於一般請求派遣之上。換言之，必須具備無暇等待都道府縣知事等提出請求災害派遣的緊急性，亦即一味的等待，縱逝救援時機、延誤人命、財產的搶救黃金時間，故必須無待請求逕行派遣部隊救援。因此、此處規定自主派遣的法律要件，至少必須符合高於一般請求派遣以上的緊急要件（須具備無暇等待請求之緊急性）。顯見自衛隊的災害派遣活動，其任務發動權限之行使乃十分慎重，原則上必須經一定的申請（請求）程序、始可為之。除非是保護人身、財產安全的緊急行為，特別是搶救人的生命安全，若須經過一定申請程序時，將喪失救援時機者，於是法律上例外設置前項允許防衛大臣或其指定之人員，得無須等待都道府縣知事等提出請求災害派遣之申請，即可動員部隊實施救災派遣之規定。惟前項自主派遣救災於事後，仍應要求都道府縣知事等補辦文書（書面）請求等受理程序。同時日本防衛省為落實自主派遣，使其更具實效性，特別於「防衛省防災業務計畫」中規範自衛隊部隊實施自主派遣救災的判斷基準，並列舉人命救援等具體事例，提供作為各級部隊長、或防衛大臣指定之人員實施自主派遣的判斷依據。²³⁹

²³⁹ 日本防衛省防災業務計画には、自主派遣の判断に関する基準は、次の通りに「(2) 要請を待ついとまがない場合の災害派遣－災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、都道府県知事等の要請を待ついとまがないときは、指定部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣する。この場合においても、できる限り早急に都道府県知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努め

另外災害對策基本法第 68 條之 2 規定，市町村長於災害發生之際，得向都道府縣知事提出請求自衛隊災害派遣之申請，若該等無法向都道府縣知事提出請求派遣時，亦得將其請求派遣之要旨及該當市町村區域的受災情況通知防衛大臣或其指定之人員。防衛大臣或其指定之人員在接獲前項通知時，應參照事態實況有特別緊急必要，並判斷（認定）無暇等待請求派遣者，為保護生命財產之安全，亦可無待請求、派遣部隊救援之。惟市町村長於前項通知後，須將其要旨立即通報（知）都道府縣知事（同法第 68 條之 2 第 2 項、第 3 項規定）。顯然災害對策基本法有關前項規定要旨，並非賦予市町村長向自衛隊請求災害派遣之新權限，而是例外基於通信等連絡途徑中斷無法向都道府縣知事提出請求時，始規定允許該等將受災情況以及無法提出申請災害派遣之實情等通知防

る。なお、要請を待たずに部隊等を派遣した後に、都道府県知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。指定部隊等の長が要請を待たずに災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりとする。ア災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること（例）災害に際し、航空機（必要に応じ地上部隊又は艦艇等）により、自隊又は他 部隊のみならず関係機関への情報提供を目的として、情報収集を行う場合。イ災害に際し、都道府県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること（例）災害に際し、通信の途絶等により、部隊等が都道府県知事等と連絡が不能である場合に、市町村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報（災害對策基本法第 68 条の 2 第 2 項の規定による市町村長からの 通知を含む。）を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合・災害に際し、通信の途絶等により都道府県知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。ウ災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命 救助に関するものであると認められること（例）運航中の航空機に異常な事態が発生したことを自衛隊が探知した場合に、搜索又は救助の措置をとる必要があると認められる場合・海難事故の発生等を自衛隊が探知した場合に、搜索又は救助の措置をとる必要があると認められる場合・部隊等が防衛省の施設外において、人命に係わる災害の発生を目撃し、又は 当該災害が近傍で発生しているとの報に接した場合等で、人命救助の措置をとる必要があると認められる場合。エその他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、都道府県知事等からの要請を待ついとまがないと認められること」と規定されている。

衛大臣或其指定之人員。前項通知則可提供防衛大臣或其指定之人員依據自衛隊法第 83 條第 2 項但書規定，作為確認實施自主派遣的判斷基礎材料或事實之一。是故都道府縣知事請求災害派遣之原則，並未因此而有所改變。

二、近傍（鄰近）災害派遣定義與要件

除了前述自主派遣之外，近傍災害派遣亦屬於另一種自主派遣的形態之一。具體言之，近傍災害派遣的法律定義，乃是「官舍（廳舍）、營舍其他防衛省的設施或此類設施的附近（隣近、近傍或周邊）區域於發生火災其他災害時，部隊長等得派遣部隊等救援之」（自衛隊法第 83 條第 3 項規定）。故其定義係指：「營舍其他防衛省設施等周邊或隣近區域發生火災其他災害之際，該當駐在地部隊長等得不待指示，就近動員部隊實施近傍災害派遣或周邊隣近區域災害派遣」之意旨（以下稱近傍災害派遣）。顯然行使前項近傍災害派遣的命令權限者，乃為該當駐在地自衛隊的部隊長，非如同一般請求災害派遣規定中，限定須為防衛大臣或其指定之人員，始得行使之權限。足證，近傍災害派遣的指揮命令權限更下授至全國分駐各地自衛隊的部隊長，依其判斷即可立即動員部隊就近實施近傍災害派遣。顯然此項派遣制度之設計，更能彰顯自衛隊災害派遣的適時性與因地制宜性。

近傍災害派遣的法定要件為：（一）須發生於防衛省設施的周邊區域（近傍）的災害，（二）其發生的災害須限定為火災其他災害等要件。其中（一）要件指防衛省設施「近傍」的災害，雖然「近傍」係指防衛省設施的周邊或隣近、附近區域。惟近傍災害派遣的判斷基準或思考模式，非以防衛省設施的最近或至近距離單位之觀點，作為判斷思考的基準或材料，而是着眼於自衛隊部隊於駐在地域所應盡的社會義務的觀點，作為實施近傍災害派遣或救援的思考方針與判斷基準。因此即使災害發生於自衛隊設施之外，若該當「近傍」的法定要件，此際駐在地的自衛隊部隊長得不待都道府縣知事的請求，立即可動員部隊前往救援。另法定要件（二）規定近傍派遣的災害須限定為火災其他災害，鑒於此

類型的災害均屬小規模的災害，主要是以火災為主。另外有關防衛省設施內外發生的災害，基於防護自我管理的設施設備，乃是自救行為的一種。因此具備災害救援能力（包括人力與物力）的自衛隊各級部隊，對於防衛省設施周邊發生的災害，尤其是小規模的災害，理所當然毫無疑慮地適時投入救援。如斯、近傍災害派遣，應屬自衛隊部隊以駐在區域社會的一份子，活用其持有的裝備與能力，對於防衛省設施或其周邊區域發生小規模災害所實施的一種救援活動，儘管前項救援活動係屬小規模的活動，既然動員自衛隊部隊實施救援以上，其性質仍屬部隊的活動性質之一，故不因其規模大小，而性質有所改變，所以仍須依自衛隊法規定納入災害派遣的形態之一，加以規範行使之。復鑒於自衛隊的近傍災害派遣的性質，應視為是對於因應小規模災害的一種自救性救援行為，據此於實施前項災害派遣時，原則上無須另外賦予自衛隊隊員或自衛官有行使災害派遣的特別權限。

參、災害派遣之權限

一、災害派遣的救援活動內容

災害派遣時自衛隊實施災害救援活動的內容，大致上可區分為：（一）掌握與瞭解受災情況，（二）協助避難，（三）搜救遇難者，（四）防範洪水、水患，（五）消防活動，（六）開通水路與道路，（七）緊急醫療，（八）救護與防疫，（九）緊急運輸人員與物資，（十）支援炊事及給水，（十一）無償貸予與讓予物資，（十二）去除危險物及保安其他臨時必要措施，在自衛隊能力所及範圍內，盡可能採取滿足救援的必要措施（參照防衛省防災業務計畫）。²⁴⁰此處所謂的「救

²⁴⁰ 日本防衛省防災業務計画には、災害派遣時に実施する救援活動の内容については、次の通りに、「災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか都道府県知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとし、関係機関及び在日米軍と連携しつつ必要な協力を実施する。(1)被害状況の把握—車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い被害の状況を把握する。(2)避難の援助—避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。(3)遭難者

援」活動者，係指「保護生命、財產遠離災害侵害為目的之救援活動」而言。因此、救援以外之活動目的或內容，乃違反或不符前項救援之意旨，原則上乃禁止實施。故災害派遣（含自主派遣在內）時，其法定實施的救援活動內容限定為「應急的災害對策或對處內容」，亦即「應急救援與應急復原」等內容，此乃屬災害發生之際，為保護生命、財產安全的緊急不得已的必要救援活動。因此、受災之後進入正式的災後重建或復原時，依據法令之規定應屬於特定關係機關的復原工作，鑒於其工作的內容與性質，乃與自衛隊災害派遣之目的、主旨相異，不符災害派遣法定要件。此際應另依法律規定（自衛隊法第 100 條規定），²⁴¹採取其他途徑改以請求委託實施土木工程施工的方式，另外開闢救援之路。

二、災害派遣的權限

等の搜索救助—行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、搜索救助を行う。(4)水防活動—堤防、護岸等の決壊に対しては、土のる作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。(5)消防活動—火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。(6)道路又は水路の啓開—道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。(7)応急医療、救護及び防疫—被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。(8)人員及び物資の緊急輸送—救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。(9)炊飯及び給水—被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。(10)物資の無償貸付又は譲与—「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救恤品を譲与する。(11)危険物の保安及び除去—能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。(12)その他—その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる」と定められている。

²⁴¹ 日本自衛隊法（昭和29年法律第165号）第100条（土木工事等の受託）は、「1 防衛大臣は、自衛隊の訓練の目的に適合する場合には、国、地方公共団体その他政令で定めるものの土木工事、通信工事その他政令で定める事業の施行の委託を受け、及びこれを実施することができる。2 前項の事業の受託に関し必要な事項は政令で定める」と規定されている。

（一）準用警職法權限

自衛隊隊員或自衛官在執行災害派遣（指請求災害派遣與自主派遣，但不包括近傍災害派遣）任務時，限定警察官不在場者，其職務之執行，得準用警職法第 4 條避難措施等命令權限，及同法第 6 條第 1 項、第 3 項與第 4 項進入他人土地等檢查權限等規定，並賦予其行使前項規定之權限（自衛隊法第 94 條第 1 項規定）。²⁴²

（二）準用海上保安廳法權限

海上自衛隊在實施海上災害派遣時，3 等（下士）士官以上海上自衛隊隊員或自衛官於執行職務之際，得準用海上保安廳法第 16 條規定要求附近的人員或船舶協助之權限（同法第 94 條第 2 項規定）。

（三）行使災害對策基本法應急處置權限

自衛隊法第 94 條之 3 規定：「1 依同法第 83 條第 2 項實施災害派遣部隊的自衛官應依據災害對策基本法（昭和 36 年法律第 223 號）及基於此法律授權命令訂定之規定，得採取同法第 5 章第 4 節規定之應急措施。2 依原子力（核能以下皆同）災害對策特別措置法第 15 條第 2 項規定，自公告原子力緊急事態宣言之時起至同條第 4 項規定解除原子力緊急事態宣言止，²⁴³值此期間有關前項規

²⁴² 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 94 条（災害派遣時等の権限）は、「1 警察官職務執行法第四条並びに第六条第一項、第三項及び第四項の規定は、警察官がその場にいなない場合に限り、第八十三条第二項、第八十三条の二又は第八十三条の三の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第四条第二項中「公安委員会」とあるのは、「防衛大臣の指定する者」と読み替えるものとする。2 海上保安庁法第十六条の規定は、第八十三条第二項、第八十三条の二又は第八十三条の三の規定により派遣を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官の職務の執行について準用する」と規定されている。

²⁴³ 日本原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 15 条（原子力緊急事態宣言等）は、「1 原子力規制委員会は、次のいずれかに該当する場合において、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その状況に関する必要な情報の報告を行うとともに、次項の規定による公示及び第三項の規定による指示の案を提出しなければならない。一 第十条第一項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報

定之適用，同項中有『災害対策基本法』之規定者，依『原子力対策特別措置法第 28 條第 2 項規定，以適用災害対策基本法』替代之」。²⁴⁴換言之，前項自衛隊法第 9 條之 3 第 1 項規定，災害派遣的自衛隊自衛官，有採取災害対策基本法第 5 章第 4 節規定應急措施之權限，其內容主要是行使市町村長的職權包括：

1.警戒區域的設定權（災害対策基本法第 63 條規定），²⁴⁵2.使用他人土地之權限

に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合。二前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合。2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、原子力緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態宣言」という。）をするものとする。一緊急事態応急対策を実施すべき区域。二原子力緊急事態の概要。三前二号に掲げるもののほか、第一号に掲げる区域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対し周知させるべき事項。3 内閣総理大臣は、第一項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、前項第一号に掲げる区域を管轄する市町村長及び都道府県知事に対し、第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第六十条第一項及び第六項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。4 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言をした後、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、原子力緊急事態の解除を行う旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態解除宣言」という。）をするものとする。一原子力災害事後対策を実施すべき区。二前号に掲げるもののほか、同号に掲げる区域内の居住者等に対し周知させるべき事項」と規定されている。

²⁴⁴ 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 94 条の 3 は、「1 第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）及びこれに基づく命令の定めるところにより、同法第五章第四節に規定する応急措置をとることができる。2 原子力災害対策特別措置法第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言があつた時から同条第四項の規定による原子力緊急事態解除宣言があるまでの間における前項の規定の適用については、同項中『災害対策基本法』とあるのは、『原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法』とする」と規定されている。

²⁴⁵ 日本災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 63 条（市町村長の警戒区域設定権等）は、「1 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこ

〔物的公用負擔權限〕（亦即土地徵用權限）及除去障礙物等權限（災害對策基本法第 64 條規定），²⁴⁶3.行使徵用住民（居民）從事應急措施業務之權限〔人的

これらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。3 第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官（以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。）の職務の執行について準用する。この場合において、第一項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。4 第六十一条の二の規定は、第一項の規定により警戒区域を設定しようとする場合について準用する」と規定されている。

²⁴⁶ 日本災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 64 条（応急公用負担等）は、「1 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下この条において「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、市町村長は、当該工作物等を保管しなければならない。3 市町村長は、前項後段の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下この条において「占有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。4 市町村長は、第二項後段の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。5 前三項に規定する工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。6 第三項に規定する公示の日から起算して六月を経過してもなお第二項後段の規定により保管した工作物等（第四項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、当該市町村長の統轄する市町村に帰属する。7 前条第二項の規定は、第一項及び第二項前段の場合について準用する。8 第一項及び第二項前段の規定は、市町村長その他第一項又は第二項前段に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用

公用負擔權限〕(災害對策基本法第 65 條規定)。²⁴⁷自衛隊自衛官有關前項 1 至 3 權限之行使，僅限於市町村長或其委任的職員或警察官或海上保安官不在場時，始可準用之，而且自衛官在行使該項權限後，必須立即將其要旨通報（通知）市町村長。

除此之外，同災害對策基本法第 76 條之 3 規定，²⁴⁸為確保自衛隊緊急通行

する。この場合において、第一項又は第二項前段に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。9 警察官、海上保安官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、第七項において準用する前条第二項又は前項において準用する第二項前段の規定により工作物等を除去したときは、当該工作物等を当該工作物等が設置されていた場所を管轄する警察署長等又は内閣府令で定める自衛隊法第八条に規定する部隊等の長（以下この条において「自衛隊の部隊等の長」という。）に差し出さなければならない。この場合において、警察署長等又は自衛隊の部隊等の長は、当該工作物等を保管しなければならない。10 前項の規定により警察署長等又は自衛隊の部隊等の長が行う工作物等の保管については、第三項から第六項までの規定の例によるものとする。ただし、第三項の規定の例により公示した日から起算して六月を経過してもなお返還することができない工作物等の所有権は、警察署長が保管する工作物等にあつては当該警察署の属する都道府県に、政令で定める管区海上保安本部の事務所の長又は自衛隊の部隊等の長が保管する工作物等にあつては国に、それぞれ帰属するものとする」と規定されている。

²⁴⁷ 日本災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 65 条は、「1 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。2 第六十三条第二項の規定は、前項の場合について準用する。3 第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない」と規定されている。

²⁴⁸ 日本災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 76 条の 3 は、「1 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。2 前項の場合において、同項の規定による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとる

用車輛之通行順暢，限定於警察官不在場時，依命令實施災害派遣部隊的自衛官在執行職務之際，得準用警察官排除放置車輛之權限。同樣地自衛官在行使前項權限後，須立即將其要旨通知警察署長。如斯、前述規定中有關「基於此法律授權命令訂定之規定」者，係指訂定應急措置程序等規定之「災害對策基本法施行令等」而言。又其中有關「不在場」之規定者，非限定必須為物理上的不在場，尚包括職權行使者在場，卻因負傷或其他無法專心執行緊急業務等情事，而肇致無法行使職權之情形在內。另外，有關「部隊等自衛官」之表現用語，乃指依命令實施災害派遣的自衛隊隊員或自衛官。然而有關「職務之執行」規定者，乃指透過組織性的部隊行動而實施救援活動而云，原則上非指各個自衛官得行使「市町村長之職權」，而是服從上官指揮命令從事部隊行動救災之際、有關自衛官在執行職務時，依其事態的必要性得行使「市町村長權限」規定的應急措置（應急或應變處置措施），故此處應解釋為「執行職務上的準用

ことを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。3 前二項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、第一項中『緊急通行車両の通行』とあるのは『自衛隊用緊急通行車両（自衛隊の使用する緊急通行車両で災害応急対策の実施のため運転中のものをいう。以下この項において同じ。）の通行』と、『緊急通行車両の円滑な通行』とあるのは『自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行』と読み替えるものとする。4 第一項及び第二項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員の職務の執行について準用する。この場合において、第一項中『緊急通行車両の通行』とあるのは『消防用緊急通行車両（消防機関の使用する緊急通行車両で災害応急対策の実施のため運転中のものをいう。以下この項において同じ。）の通行』と、『緊急通行車両の円滑な通行』とあるのは『消防用緊急通行車両の円滑な通行』と読み替えるものとする。5 第一項（前二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に従って行う措置及び第二項（前二項において準用する場合を含む。）の規定により行う措置については、第七十六条第一項の規定による車両の通行の禁止及び制限並びに前条第一項、第二項及び第四項の規定は、適用しない。6 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、第三項若しくは第四項において準用する第一項の規定による命令をし、又は第三項若しくは第四項において準用する第二項の規定による措置をとつたときは、直ちに、その旨を、当該命令をし、又は措置をとつた場所を管轄する警察署長に通知しなければならない」と規定されている。

權限」較為適切。復以同法第 94 條之 3 第 2 項規定，旨在說明自公告原子力緊急事態宣言至解除緊急事態宣言止，此項期間仍不排除適用災害對策基本法相關的災害派遣措施。

最後有關災害派遣時，自衛隊部隊是否有攜帶武器、彈藥等權限問題。原則上就災害派遣之目的而論，在本質上武器與彈藥不適合救災時使用。故自衛隊災害派遣訓令第 18 條規定：「災害派遣部隊等不攜帶武器及彈藥（裝備於艦艇、航空機及戰車除外），但救援活動有特別必要者，得攜帶必要最小限度的武器及彈藥」。²⁴⁹易言之，救災時必須實施土石、建築物等爆破作業特別需要者，例外亦得携行必要最小限度的武器及彈藥。

肆、災害派遣時自衛隊之附帶措施

一、編組特別部隊

災害派遣（包含後述地震防災派遣及原子力災害派遣在內）乃為因應各種類型的災害或大規模、特殊性災害，防衛大臣依據自衛隊法第 22 條第 2 項規定，²⁵⁰因災害派遣（同法第 83 條第 2 項規定）、地震防災派遣（同法第 83 條之 2 規定）、原子力災害派遣（同法第 83 條之 3 規定）、訓練其他事由，認為有必要時，得編成（編組，以下稱編成）臨時特別部隊或將所需（所要）部隊配置於其隸屬指揮官以外指揮官的部分指揮管轄下。以上災害派遣特別部隊的編成，如係由陸上自衛隊部隊、海上自衛隊部隊或航空自衛隊部隊的任何 2 個以上部隊編成者，涉及該當部隊運用有關防衛大臣之指揮，須透過統合幕僚長（參謀總長）行使之，有關防衛大臣之命令須由統合幕僚長執行之。又前項災害派遣規定編成或置於同一指揮官指揮下之部隊，係由陸上自衛隊部隊、海上自衛隊部隊

²⁴⁹ 日本自衛隊の災害派遣に関する訓令（昭和 55 年庁訓令第 28 号）第 18 条（火器等の携行）は、「派遣部隊等は、火器及び弾薬（艦艇、航空機等に装備されたものを除く。）を 携行しないものとする。ただし、救援活動のため特に必要がある場合は、最小限度必要 とする火器及び弾薬を携行することができる」と規定されている。

²⁵⁰ 同前掲註 132。

或航空自衛隊部隊的任何 2 個以上部隊編成者，有關防衛大臣對於該當部隊之指揮監督、幕僚長執行職務，依防衛大臣之規定行使之。

二、招集即應（臨時）預備自衛官

不論是實施災害派遣、地震防災派遣或原子力災害派遣之際，其災害的規模越大，即可想像其派遣的人力及部隊的規模越大。因此、防衛大臣認為有必要時，在獲得內閣總理大臣的承認（同意或許可），得對即應預備自衛官發布災害等招集命令。²⁵¹此處規定「即應預備自衛官」者，亦即是「臨時應變後備自衛官或後備軍人」（以下皆稱即應）之意。另外、若災害派遣的期間有長期化之傾向或需要，甚至需要更多人力支援投入災害救援時，認為有特別需要者，亦可對「預備自衛官」（後備自衛官）發布災害招集命令。²⁵²尤其平成 23 年（2011 年）東日本大震災（2011・311・福島大震災）²⁵³之際，首次實施災害招集，計約有 2200 名即應預備自衛官及約有 500 名預備自衛官投入從事災害派遣行列，其中即應自衛官主要是派遣至岩手、宮城、福島縣沿岸區域進行災民搜索、救援以及支援災害重建、重整工作。²⁵⁴

²⁵¹ 同前掲註 139。

²⁵² 同前掲註 138。

²⁵³ 東日本大震災（ひがしにほんだいしんさい）は、2011 年（平成 23 年）3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害およびこれに伴う福島第一原子力発電所事故による災害である。大規模な地震災害であることから大震災と呼称される。発生した日付から 3.11（さんてんいちいち）、311（さんいちいち）と称することもある。地震発生当日、2011 年（平成 23 年）3 月 11 日（金曜日）14 時 46 分 18 秒（日本時間）、宮城県牡鹿半島の東南東沖 130km を震源（北緯 38 度 06.2 分、東経 142 度 51.6 分、深さ 24km）とする東北地方太平洋沖地震が発生した。地震の規模はモーメントマグニチュード（Mw）9.0 で、発生時点において日本周辺における観測史上最大の地震である。震源は広大で、岩手県沖から茨城県沖までの南北約 500km、東西約 200km のおよそ 10 万 km² という広範囲全てが震源域とされる。最大震度は宮城県栗原市で観測された震度 7 で、宮城・福島・茨城・栃木の 4 県 36 市町村と仙台市内の 1 区で震度 6 強を観測した。観測された最大加速度は宮城県栗原市の K-NET 築館（MYG004）観測点で、2933 ガル。

²⁵⁴ 田村重信、高橋憲一、島田和久，《日本の防衛法制（第 2 版）》，前掲書，頁 167 以下。

伍、災害派遣之撤回

災害派遣部隊の撤回或撤収，原則上須有「都道府縣知事等請求撤回」或「派遣指定部隊の部隊長認為已無實施災害派遣之必要」時，由災害派遣指定部隊長依防衛大臣的命令撤回之。惟除都道府縣知事等請求撤回外，防衛大臣亦有權命令撤回災害派遣部隊。²⁵⁵



²⁵⁵ 日本自衛隊の災害派遣に関する訓令（昭和 55 年庁訓令第 28 号）第 18 条第 16 条（部隊等の撤収）は、「1 災害派遣命令者は、都道府県知事等から撤収の要請があつた場合又は派遣の必要がなくなつたと認める場合には、速やかに部隊等の撤収を命じなければならない。ただし、災害が大規模である場合については、都道府県知事等から撤収の要請があつた場合を除き防衛大臣の命令により部隊等を撤収するものとする。2 前項の規定にかかわらず、大規模震災の場合については、大規模震災災害派遣実施部隊の長は、防衛大臣の命令により部隊等を撤収するものとする」と規定されている。

第四節 地震防災派遣

壹、立法概要

昭和 53 年（1978 年）日本政府為保護國民的生命、身體及財產，藉由訂定特別措置實施地震防災對策強化地域之指定、地震觀測體制之整備其他地震防災相關事項，圖以強化地震防災對策，據此資以維持社會秩序與確保公共福祉為目的，而制定大規模地震對策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 號），以下簡稱：「大震法」。²⁵⁶此處稱：「大規模地震」者，係指構成大規模地震對策特別措置法，有關地震防災應急對策實施對象之「地震」，相當於 Richter Magnitude 芮氏地震規模 8 級程度的地震，幾乎是指巨大地震之意。²⁵⁷本大規模地震對策特別措置法規定中，所謂的「地震災害」者，乃指：「因地震之震動而直接發生的危害及其伴隨發生的海嘯、火災、爆炸其他異常現象而發生的危害」，而言（大震法第 2 條第 1 項第 1 款規定）。法律規定稱：「地震防災」者，則是「防止地震災害之發生或於事前謀求減輕地震災害發生後的危害」（同大震法第 2 條第 1 項第 2 款規定）。又謂：「地震防災應急對策」者，係指：「自警戒宣言發布之時起，迄至該當宣言有關大規模地震發生止或迄至無發生該當大規模地震之虞止，值此期間有關該當大規模地震在實施防災上必須的應急對策」而云（同大震法第 2 條第 1 項第 14 款規定）。²⁵⁸其

²⁵⁶ 日本大規模地震對策特別措置法（昭和 53 年法律 73 号）第 1 条（目的）は、「この法律は、大規模な地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策強化地域の指定、地震観測体制の整備その他地震防災体制の整備に関する事項及び地震防災応急対策その他地震防災に関する事項について特別の措置を定めることにより、地震防災対策の強化を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする」と規定されている。

²⁵⁷ 松村明，《大辞林》（東京：三省堂，1990 年 3 月 20 日），頁 1434 以下。

²⁵⁸ 日本大規模地震對策特別措置法（昭和 53 年法律 73 号）第 2 条（定義）は、「この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。一地震災害、地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火事、爆発その他の異常な現象により生ずる被害をいう。二地震防災、地震災害の発生の防止又は地震災害が発生した場合における被害の軽減をあらかじめ図ることをいう。三地震予知情報、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十一条の二第一項に規定する地震に関する情報及び同条第二項に規定する新たな事情に関する情報をいう。四地震防災対策強化地域、次条第一項の規定により指定さ

次、有關「地震防災對策強化地域」者，乃是內閣總理大臣在有發生大規模地震之虞，尤其是認為機率特別大的地殼（地域）內，於大規模地震發生時有顯著產生地震災害之虞，據此有必要強化地震防災相關對策之地域，謂之地震防災對策強化地域（以下稱：「強化地域」）。²⁵⁹同時內閣總理大臣得於事前諮詢中央防災會議及聽取都道府縣知事意見（都道府縣知事於陳述意見時、須事先聽取市町村長之意見）後，指定前項地震防災對策強化地域，並公告之。又解除前項強化地域之指定時，應準用指定程序之規定（同大震法第3條第3至第5項規定）。

貳、發布警戒宣言與設置警戒本部

內閣總理大臣於接獲氣象廳長官的地震預報（知）資訊報告時，認為有實施地震防災應急對策之緊急必要者，經內閣會議討論，發布地震災害相關警戒宣言，

れた地域をいう。五指定行政機関、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第三号に規定する指定行政機関をいう。六指定地方行政機関、災害対策基本法第二条第四号に規定する指定地方行政機関をいう。七指定公共機関、災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関をいう。八指定地方公共機関、災害対策基本法第二条第六号に規定する指定地方公共機関をいう。九地震防災計画、地震防災基本計画、地震防災強化計画及び地震防災応急計画をいう。十地震防災基本計画 中央防災会議が地震防災対策強化地域について地震防災に関し作成する基本的な計画をいう。十一地震防災強化計画、災害対策基本法第二条第九号に規定する防災業務計画 同条第十号に規定する地域防災計画又は石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画のうち、第六条第一項各号に掲げる事項について定めた部分をいう。十二地震防災応急計画、第七条第一項又は第二項に規定する者が地震防災応急対策に関し作成する計画をいう。十三警戒宣言、第九条第一項の規定により内閣総理大臣が発する地震災害に関する警戒宣言をいう。十四地震防災応急対策 警戒宣言が発せられた時から当該警戒宣言に係る大規模な地震が発生するまで又は発生するおそれなくなるまでの間において当該大規模な地震に関し地震防災上実施すべき応急の対策をいう」と規定されている。

²⁵⁹ 日本大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律73号）第2条（地震防災対策強化地域の指定等）は、「1内閣総理大臣は、大規模な地震が発生するおそれが特に大きいと認められる地殻内において大規模な地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定するものとする。2内閣総理大臣は、前項の規定による強化地域の指定をしようとするときは、あらかじめ中央防災会議に諮問しなければならない。3内閣総理大臣は、第一項の規定による強化地域の指定をしようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。この場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。4内閣総理大臣は、第一項の規定による強化地域の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。5前三項の規定は、内閣総理大臣が第一項の規定による強化地域の指定の解除をする場合に準用する」と規定されている。

同時採取警戒措施，²⁶⁰包括：警戒本部名稱、所管區域、設置場所、期間等措施。並於警戒宣言發布後，須於內閣府設置臨時地震災害警戒本部（以下稱警戒本部），²⁶¹不受內閣設置法第 40 條第 2 項規定之限制。²⁶²警戒本部長即是地震災害警戒本部長，由內閣總理大臣充任之。²⁶³

²⁶⁰ 日本大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律 73 号）第 9 条（警戒宣言等）は、「1 内閣総理大臣は、気象庁長官から地震予知情報の報告を受けた場合において、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、閣議にかけて、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、次に掲げる措置を執らなければならない。一強化地域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対して、警戒態勢を執るべき旨を公示すること。二強化地域に係る指定公共機関及び都道府県知事に対して、法令又は地震防災強化計画の定めるところにより、地震防災応急対策に係る措置を執るべき旨を通知すること。2 内閣総理大臣は、警戒宣言を発したときは、直ちに、当該地震予知情報の内容について国民に対し周知させる措置を執らなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、気象庁長官をして当該地震予知情報に係る技術的事項について説明を行わせるものとする。3 内閣総理大臣は、警戒宣言を発した後気象庁長官から地震予知情報の報告を受けた場合において、当該地震の発生のおそれがなくなつたと認めるときは、閣議にかけて、地震災害に関する警戒解除宣言を発するとともに、第一項第一号に規定する者に対し警戒態勢を解くべき旨を公示し、及び同項第二号に規定する者に対し同号に掲げる措置を中止すべき旨を通知するものとする」と規定されている。

²⁶¹ 日本大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律 73 号）第 10 条（地震災害警戒本部の設置）は、「1 内閣総理大臣は、警戒宣言を発したときは、内閣府設置法第四十条第二項の規定にかかわらず、臨時に内閣府に地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置するものとする。2 警戒本部の名称、所管区域並びに設置の場所及び期間は、内閣総理大臣が閣議にかけて決定する」と規定されている。

²⁶² 日本内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 40 条（設置）は、「1 本府に、地方創生推進事務局、知的財産戦略推進事務局、宇宙開発戦略推進事務局、北方対策本部、子ども・子育て本部、総合海洋政策推進事務局及び金融危機対応会議を置く。2 第十八条、第三十七条、前条及び前項に定めるもののほか、本府には、特に必要がある場合においては、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。3 省略・・・」と規定されている。

²⁶³ 日本大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律 73 号）第 11 条（警戒本部の組織）は、「1 警戒本部の長は、地震災害警戒本部長（以下第十三条までにおいて「本部長」という。）とし、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもつて充てる。2 本部長は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。3 警戒本部に、地震災害警戒副本部長、地震災害警戒本部員その他の職員を置く。4 地震災害警戒副本部長は、国務大臣をもつて充てる。5 地震災害警戒副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。地震災害警戒副本部長が二人以上置かれている場合にあっては、あらかじめ本部長が定めた順序で、その職務を代理する。6 地震災害

參、警戒本部執掌與權限

一、執掌

警戒本部負責總合協調（調整）所管區域內有關指定行政機關首長、指定地方行政機關首長、地方公共團體首長其他執行機關、指定公共機關及指定地方公共機關實施地震防災應急對策或災害對策基本法第 50 條第 1 項規定的災害應急對策（以下稱地震防災應急對策）事項。²⁶⁴

二、權限

災害警戒本部長為使地震防災應急對策確實且迅速實施，認為有特別必要時，（一）得於必要的限度內，對關係指定行政機關首長及關係指定地方行政機關首長（含準用災害對策基本法第 28 條之 5 規定委任授權該當指定行政機關職員及該當指定地方行政機關職員）、關係地方公共團體首長其他執行機關、指定公共機關以及關係指定地方公共機關，實施必要的指示。同時（二）認為有要求自衛隊支援之必要者，得依自衛隊法第 8 條之規定，對防衛大臣要求派遣部隊支援之。²⁶⁵

警戒本部員は、次に掲げる者をもって充てる。一 本部長及び地震災害警戒副本部長以外のすべての国務大臣。二 内閣危機管理監。三 内閣府副大臣又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者。⁷ 地震災害警戒副本部長及び地震災害警戒本部員以外の地震災害警戒本部の職員は、内閣官房若しくは指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する」と規定されている。

²⁶⁴ 日本大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律 73 号）第 12 条（警戒本部の所掌事務）は、「警戒本部は、次に掲げる事務をつかさどる。一 所管区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する地震防災応急対策又は災害対策基本法第五十条第一項に規定する災害応急対策（以下「地震防災応急対策等」という。）の総合調整に関すること。二次条の規定及び第十五条において準用する災害対策基本法第二十八条の六第一項の規定により本部長の権限に属する事務。三 前二号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務」と規定されている。

²⁶⁵ 日本大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律 73 号）第 13 条（本部長の権限）は、「1 本部長は、地震防災応急対策等を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長（第十五条において準用する災害対策基本法第二十八条の五の規定により権限を委任された当該指定行政

肆、地震防災應急對策內容

地震防災應急對策的內容包括：一、傳達地震預報（預知）資訊及發布避難警告（勸告）或指示相關事項。二、防洪、消防其他應急措施。三、實施應急救護其他保護措施。四、防災設施及設備的整備與檢查。五、犯罪預防、交通管制其他因該當大規模地震而有蒙受地震災害之虞區域內有關社會秩序之維護事項。六、確保緊急運輸事項。七、地震災害發生時，有關糧食、醫藥品其他物資之確保，清掃（清潔）、防疫其他保健衛生相關措施及其他應急措施之實施等，必要體制之調整有關事項。八、防止地震災害的發生或謀求減輕災害措施相關事項。以及警戒宣言發布後，相關指定行政機關首長、指定地方行政機關首長、地方公共團體首長其他執行機關、指定公共機關及指定地方公共機關或指定負責人，必須依法令或地震防災計畫之規定實施地震防災應急對策，同時為確保地震防災應急對策之順暢執行，前項規定之人員必須相互協調連絡之。²⁶⁶

伍、地震防災派遣要件

誠如前所云，日本政府為因應大規模地震災害之發生，以及強化、整備地震防災體制與實施地震防災應急對策，以資保護國民生命、身體、財產，及維持社

機關の職員及び当該指定地方行政機関の職員を含む。）、「関係地方公共団体の長その他の執行機関 関係指定公共機関並びに関係指定地方公共機関に対し、必要な指示を行うことができる。2 本部長は、地震防災応急対策を的確かつ迅速に実施するため、自衛隊の支援を求める必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八条に規定する部隊等の派遣を要請することができる」と規定されている。

²⁶⁶ 日本大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律 73 号）第 21 条（地震防災応急対策及びその実施責任）は、「1 地震防災応急対策は、次の事項について行うものとする。一地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項。二消防、水防その他の応急措置に関する事項。三応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項。四施設及び設備の整備及び点検に関する事項。五犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項。六緊急輸送の確保に関する事項。七地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項。八前各号に掲げるもののほか、地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項。2 警戒宣言が発せられたときは、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、地震防災応急計画を作成した者その他法令の規定により地震防災応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は地震防災計画の定めるところにより、地震防災応急対策を実施しなければならない。3 前項に規定する者は、地震防災応急対策を的確かつ円滑に実施するため相互に協力しなければならない」と規定されている。

會秩序與公共福祉，進而制定大規模地震防災應急特別措置法。依同法第 13 條第 2 項之規定，自衛隊法配合實施修正、特別增設同法第 83 條之 2 規定（地震防災派遣）。同規定明白揭示：「防衛大臣於接獲地震災害警戒本部長（大規模地震對策特別措置法《昭和 53 年法律第 73 號》第 11 條第 1 項規定）要求實施地震防災派遣時，得派遣部隊等支援之」。²⁶⁷據此、地震防災派遣的法律要件，須有地震災害警戒本部長之請求（要請），始構成成立自衛隊派遣部隊支援之要件。此處規定自衛隊地震防災派遣的法律性質應定位為「被動派遣」，非「主動派遣」，亦即是須有災害警戒本部長之要求，而且前項要求係針對防衛大臣所為之要求，故自衛隊必須有防衛大臣之命令，方可實施部隊支援派遣之任務。²⁶⁸此項地震防災派遣與前述災害派遣略有相異之處。鑒於自衛隊實施的地震防災派遣活動，旨在防止地震災害之發生或謀求災害之減輕，因此前項派遣活動乃屬大規模地震發生前實施的地震防災應急對策之一環。然而於實際地震災害發生後，自衛隊在法定程序上即已進入實施災害派遣的階段（亦即是一部分地震防災派遣屬於災害發生前的派遣，另一部分是屬於災害發生後的派遣）。

換言之，地震災害警戒本部長依法在實施地震防災應急對策總合協調或調整時，得指示各相關指定行政機關首長、包括防衛省防衛大臣在內，應依規定進行防災整備工作。此際、防衛大臣有義務於事前與相關行政機關協調連繫完成具體防災計畫，並依計畫內容進行支援活動。因此地震防災派遣與都道府縣知事於發生個別災害後所提出的災害派遣情形相異。而且實施地震防災派遣之際，乃是基於災害警戒本部長要求防衛大臣直接派遣之，非災害派遣時，除須有都道府縣知

²⁶⁷ 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の 2（地震防災派遣）は、「防衛大臣は、大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第十一条第一項に規定する地震災害警戒本部長から同法第十三条第二項の規定による要請があつた場合には、部隊等を支援のため派遣することができる」と規定されている。

²⁶⁸ 日本自衛隊の地震防災派遣に関する訓令（昭和 55 年訓令第 29 号）第 9 条（部隊等の派遣）は、「防災派遣実施部隊の長は、防衛大臣の命令により部隊等を派遣するものとする」と規定されている。

事的請求要件外，尚須有防衛大臣或其他指定人員判斷（認定）符合「事態不得已必要」的第二派遣要件者，始可實施災害派遣之，故兩者的派遣要件有顯著地不同。

陸、地震防災派遣程序

首先災害派遣的程序，係以都道府縣知事的請求派遣為原則，自衛隊の自主派遣與近傍派遣為例外。相對地、災害派遣程序與地震防災派遣程序兩者略有差異。前者災害派遣的法源基礎是自衛隊法（同法第 83 條第 1 項至第 3 項規定），而後者地震防災派遣的法源基礎則非屬自衛隊法，而是大規模地震災害對策應急特別措置法第 13 條第 2 項之規定。地震災害警戒本部長為確實且迅速實施地震災害應急對策，認為有要求派遣自衛隊支援之必要時，得對防衛大臣要求派遣自衛隊部隊等。又地震防災派遣的程序，乃是地震災害警戒本部長於要求實施地震防災派遣之際，原則上以文書（書面）提出的方式為之，並明確記載請求派遣事由、必要的派遣期間、希望派遣區域，以及其他參考事項。惟事態急迫無法以文書（書面）提出者，得以口頭、電話或電信（電報）等方式提出之，並於事後補提文書（書面）申請程序。²⁶⁹

柒、自衛隊地震防災派遣活動內容

按照日本防衛省防災業務計畫規定，地震防災派遣於受災區域或地震強化區域的實際行派遣動情形與活動具體內容概略如次：

一、地震防災派遣行動順序

²⁶⁹ 大規模地震對策特別措置法施行令（昭和 53 年政令第 385 号）第 8 条（地震防災派遣の要請手續）は、「1 法第十三条第二項の規定により地震災害警戒本部長が自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八条に規定する部隊等の派遣を要請しようとする場合には、次の事項を明らかにするものとする。一派遣を要請する事由。二派遣を必要とする期間。三派遣を希望する区域。四その他参考となるべき事項。2 前項の派遣の要請は、文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電信若しくは電話によることができる。3 前項ただし書の場合においては、事後において速やかに文書を提出するものとする」と規定されている。

(一) 自衛隊實施災害派遣部隊長於警戒宣言發布後，必須依防衛大臣命令，以南海地震計畫為準據，將必要的部隊移動至前往地震強化地域及其周邊地域，實施派遣準備。(二) 依防衛大臣命令，以南海地震計畫為準據，實施地震防災派遣。(三) 防衛大臣與警戒本部長，防災派遣部隊長與現地警戒本部長及有關（關係）機關特別是強化地域指定都、縣知事，各自保持密切連絡與調整有關地震防災派遣事項。(四) 派遣連絡員（包括海上自衛隊與航空自衛隊連絡員）進駐警戒本部、現地警戒本部以及強化地域指定都、縣等進行連絡調整任務。(五) 警戒本部設置後，應個別申請需要，派遣航空機運送指派至現地擔任警戒本部之人員。

二、地震防災派遣活動內容

現地實施的具體派遣活動內容有：(一) 傳達避難必要的連絡事項與資訊。(二) 警戒宣言發布後，派遣航空機等收集與掌握諸般地震防災狀況。(三) 緊急運輸物資與人員。(四) 其他警戒本部長要求必要之支援事項（詳細參照防衛省防災業務計畫）。²⁷⁰

²⁷⁰ 日本防衛省防災業務計画には、地震防災派遣の実施については、次の通りに、「1 防災派遣実施部隊の長は、警戒宣言が発せられたときは、防衛大臣の命令により、南海トラフ計画に準拠し、必要な部隊等の強化地域及びその周辺地域への移動等、派遣準備を実施するものとする。2 防災派遣実施部隊の長は、防衛大臣の命令により、南海トラフ計画に準拠し、地震防災派遣を実施するものとする。3 地震防災派遣の実施に関し、防衛大臣は警戒本部長と、防災派遣実施部隊の長は現地警戒本部長及び関係機関特に強化地域指定都県知事と、それぞれ密接に連絡調整するものとする。4 (3)に係る連絡調整を円滑に行うため、警戒本部においては、統合幕僚監部等から連絡員（本部事務局員を含む。）を派遣し、現地警戒本部においては統合幕僚監部等から連絡員（本部事務局員）を派遣するとともに、防災派遣実施部隊（必要に応じ地方防衛局）から連絡員を派遣するものとする。また、強化地域指定都県においては、強化地域指定都県の地震災害警戒本部の本部員たる方面総監又はその指名する部隊等の長が、自衛隊と当該指定都県との連絡調整の任に当たるものとし、海上自衛隊又は航空自衛隊の防災派遣実施部隊の長は、必要に応じ当該本部に連絡員を派遣するものとする。5 警戒本部が設置されたときは、別に定める申合せに基づき、現地警戒本部員に指名された者等を、航空機等により輸送する。6 防災派遣実施部隊の長は、防衛大臣の命令により、地震防災派遣を終了するものとする。7 地震防災派遣時に実施する支援活動の具体的内容は概ね次のとおりとする。ア避難のために必要な情報の伝達—警戒宣言が発せられたときは、津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域等における避難の実施を支援するため、住民等に避難のために必要な連絡事項を伝達する。イ情報の収集—警戒宣言が発せられた後における関係機関の地震防災応急対策の実施状況その他警戒宣言が発せられた後の諸般の状況に関し、航空機等により必要な情報を収集する。ウ人員及び物資の緊急輸送—地震防災応急対策を的確かつ迅速に実施するため関係機関が人員及び物資を緊急に輸送する必要がある場合は、航空機等により当該人員及び物資を輸送する。

捌、自衛隊地震防災派遣之權限

自衛隊地震防災派遣時其隊員或自衛官執行職務的權限與災害派遣時的權限相似，大致上可分為相同與相異等 2 部分說明之。

一、相同部分，亦即是與災害派遣時相同，在警察官不在場時，得準用警職法第 4 條、第 6 條第 1 項、第 3 項、第 4 項規定，行使其權限（參照自衛隊法第 94 條第 1 項規定），以及海上自衛隊 3 等（下士）以上海軍士官於執行海上災害派遣之際，亦得準用海上保安廳法第 16 條規定，行使其職權（同第 94 條第 2 項規定）。

二、相異部分，其與災害派遣時相異者乃是，自衛隊於地震防災派遣時，法律未如同災害派遣般、授權其準用災害對策基本法規定，得行使同法第 5 章第 4 節規定（市町村長）的應急措施之權限（參照自衛隊法第 94 條之 2 第 1 項規定）。其餘有關地震防災派遣時，自衛隊得於必要最小限度內携行武器及彈藥之規定，原則上乃與災害派遣時自衛隊的武器、彈藥携行規定相同（日本自衛隊地震防災訓令第 12 條規定救援有特別需要者，除防衛大臣另有命令外，原則上地震防災派遣部隊不携行武器及彈藥）。²⁷¹

玖、自衛隊地震防災派遣之撤回

地震防災派遣部隊的撤回或撤収，原則上係依據防衛大臣之命令撤回前項部隊之派遣。²⁷² 易言之，前項撤回乃與地震防災的派遣程序相同，須有地震災害警戒本部長之派遣要求，由防衛大臣命令實施之。撤回時亦同，在災害警戒本部長

エその他一警戒本部長から要請された事項について、必要な支援活動を行う」と規定されている。

²⁷¹ 日本自衛隊の地震防災派遣に関する訓令（昭和 55 年訓令第 29 号）第 12 条（火器等の携行）は「派遣部隊等は、救援活動に特に必要があるため防衛大臣が別に命じる場合を除き、火器及び弾薬（艦艇、航空機等に装備されたものを除く。）を携行しないものとする」と規定されている。

²⁷² 日本自衛隊の地震防災派遣に関する訓令（昭和 55 年訓令第 29 号）第 10 条（部隊等の撤収）は、「防災派遣実施部隊の長は、防衛大臣の命令により部隊等を撤収するものとする」と規定されている。

要求撤回時，由防衛大臣與災害警戒本部長與派遣部隊長實施最後必要性的調整
確認後，始命令部隊撤回之。



第五節 原子力災害派遣

壹、法律制定概要

平成 11 年（1999 年）10 月茨城縣東海村核燃料加工設施發生臨界事故，日本舊科學技術廳（現今文部科學省）基於此次經驗教訓為求徹底強化原子力（亦即指核能或核子之意，以下皆稱原子力）防災對策，特別制定原子力災害對策特別措置法（平成 11 年法律第 156 號）。

一、立法目的

鑒於原子力災害的特殊性，本法律旨在針對原子力事業者的預防原子力災害等義務、原子力緊急事態宣言之發布、設置原子力災害對策本部以及實施緊急對策其他原子力相關事項、訂定特別措置，藉此與核原料物質、核燃料物質及原子爐規制相關法律（昭和 32 年法律第 166 號，以下稱「規制法」、災害對策基本法（昭和 36 年法律第 223 號）其他原子力災害防止相關法律相結合，謀求強化原子力災害對策，據以保護國民生命、身體及財產遠離原子力災害之侵害。²⁷³

二、原子力災害相關名詞的法律意義

「原子力災害」者，係指因原子力緊急事態，而發生國民生命、身體或財產上的災害而云（原子力災害對策特別措置法第 2 條第 1 項第 1 款規定）。「原子力緊急事態」者，乃指因原子力事業者原子力爐運轉（原子力損害賠償相關法律《昭和 36 年法律第 147 號》第 2 條第 1 項規定的原子力爐運轉，以下皆同）

²⁷³ 日本原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 號）第 1 条（目的）は、「この法律は、原子力災害の特殊性にかんがみ、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等、原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置等並びに緊急事態応急対策の実施その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることにより、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「規制法」という。）、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）その他原子力災害の防止に関する法律と相まって、原子力災害に対する対策の強化を図り、もって原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする」と規定されている。

放射性物質或放射線在異常的水準，放出（外漏）於該當原子力事業者の原子力事業處所外（搬運於原子力事業所外の放射性物質《以下稱事業所外搬運》，於該運搬時使用的容器外）之事態（原子力災害對策特別措置法第2條第1項第2款規定）。「緊急事態對策」，乃是依本法律第15條（原子力緊急事態宣言等）第2項規定，自發布原子力緊急事態宣言起迄至同條第4項規定解除原子力緊急事態宣言止，值此期間、為圖防止原子力災害（含發生原子力災害蓋然性）的擴大應實施的對策，謂之，其內容包括：原子力災害預防對策及原子力災害事後對策（原子力災害對策特別措置法第2條第1項第5款規定）。「原子力災害預防對策」者，係指防止原子力災害發生於未然，而實施的對策（原子力災害對策特別措置法第2條第1項第6款規定）。然而「原子力災害事後對策」者，應指依據本法律第15條第4項規定，自發布原子力緊急事態解除宣言之日起，其後為圖防止原子力災害（含發生原子力災害蓋然性）的擴大或原子力災害復原應實施的對策（原子力事業者依據原子力損害賠償相關法律規定，實施同法第2條第2項規定的原子力損害賠償除外，參照原子力災害對策特別措置法第2條第1項第7款規定）。²⁷⁴

²⁷⁴ 日本原子力災害對策特別措置法（平成11年法律第156號）第2條（定義）は、「この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。一 原子力災害—原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。二 原子力緊急事態—原子力事業者の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあつては、当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。三 原子力事業者—次に掲げる者（政令で定めるところにより、原子炉の運転等のための施設を長期間にわたって使用する予定がない者であると原子力規制委員会が認めて指定した者を除く。）をいう。イ 規制法第十三条第一項の規定に基づく加工の事業の許可（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者。ロ 規制法第二十三条第一項の規定に基づく試験研究用等原子炉の設置の許可（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む、船舶に設置する試験研究用等

三、原子力災害的防止責任義務

原子力災害的防止主要是以國家為中心、整合原子力事業者、地方公共團體及相關行政機關等單位、人力、資源，使其合為一體，共同協力採取災害防止對策或措施，其法律規範的責任義務，分別說明如次：

（一）原子力事業者の責任義務

原子力事業者應依據本法律或相關法律之規定，採取有關防止原子力災害

原子炉についての許可を除く。)を受けた者。ハ規制法第四十三条の三の五第一項の規定に基づく発電用原子炉の設置の許可(規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。)を受けた者。ニ規制法第四十三条の四第一項の規定に基づく貯蔵の事業の許可(規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。)を受けた者。ホ規制法第四十四条第一項の規定に基づく再処理の事業の指定(規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。)を受けた者。ヘ規制法第五十一条の二第一項の規定に基づく廃棄の事業の許可(規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。)を受けた者。ト規制法第五十二条第一項の規定に基づく核燃料物質の使用の許可(規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。)を受けた者(規制法第五十七条第一項の規定により保安規定を定めなければならないこととされている者に限る。)四原子力事業所—原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。五緊急事態応急対策—第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言があった時から同条第四項の規定による原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。六原子力災害予防対策—原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策をいう。七原子力災害事後対策—第十五条第四項の規定による原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策(原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第二条第二項に規定する原子力損害を賠償することを除く。)をいう。八指定行政機関—災害対策基本法第二条第三号に規定する指定行政機関をいう。九指定地方行政機関—災害対策基本法第二条第四号に規定する指定地方行政機関をいう。十指定公共機関—災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関をいう。十一指定地方公共機関—災害対策基本法第二条第六号に規定する指定地方公共機関をいう。十二防災計画—災害対策基本法第二条第七号に規定する防災計画及び石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画をいう」と規定されている。

發生的萬全措施，同時須以誠意謀求防止原子力災害（包括原子力災害發生蓋然性在內）擴大，以及採取原子力災害復原相關必要措施之責任義務。²⁷⁵

（二）國家責任義務

國家依本法律或相關法律規定，必須設置原子力災害對策本部、對地方公共團體實施必要的指示其他緊急事態應急對策之必要措施、以及採取原子力災害預防對策與實施原子力災害事後對策必要措施等，藉此遂行（履行）原子力災害相關災害對策基本法第3條第1項（國家責務）規定的責任義務。²⁷⁶

（三）地方公共團體責任義務

地方公共團體依法律或相關法律規定，必須採取原子力災害預防對策、緊急事態應急對策及實施原子力災害事後對策必要措施等，藉此遂行（履行）原子力災害相關災害對策基本法第4條第1項（都道府縣責務）規定及第5條第1

²⁷⁵ 日本原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156號）第3條（原子力事業者の責務）は、「原子力事業者は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる責務を有する」と規定されている。

²⁷⁶ 日本原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156號）第4條（国の責務）は、「1 国は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害対策本部の設置、地方公共団体への必要な指示その他緊急事態応急対策の実施のために必要な措置並びに原子力災害予防対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法第三条第一項の責務を遂行しなければならない。2 指定行政機関の長（当該指定行政機関が委員会その他の合議制の機関である場合にあっては、当該指定行政機関。第十七条第七項第三号を除き、以下同じ。）及び指定地方行政機関の長は、この法律の規定による地方公共団体の原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施が円滑に行われるように、その所掌事務について、当該地方公共団体に対し、勧告し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。3 内閣総理大臣及び原子力規制委員会は、この法律の規定による権限を適切に行使するほか、この法律の規定による原子力事業者の原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施が円滑に行われるように、当該原子力事業者に対し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない」と規定されている。

項（市町村責務）規定的責任義務。²⁷⁷

（四）相關機關的協力合作

國家、地方公共團體、原子力事業者以及指定公共機關、指定地方公共機關，必須謀求相互協力合作，俾使原子力災害預防對策、緊急事態應急對策及原子力災害事後對策能順利（順暢、圓滑）實施。²⁷⁸

四、原子力緊急事態宣告之公告（發布）

本法律規定、原子力規制委員會於該當左列情形之一者，認定有發生原子力緊急事態時，必須立即向內閣總理大臣報告其狀況相關必要資訊，同時依據次項規定（發布緊急事態宣言）實施公告及依據第 3 項規定（避難及應急對策相關指示等）提出指示方案。

（一）緊急事態宣告之要件或時機

1. 內閣總理大臣或原子力規制委員會於接獲通報有關放射線檢出量（含依政令規定的放射線測定設備及測定方法檢出放射線量），達到異常水準（政令規定以上放射線量）。
2. 除前款規定外，顯示發生政令規定原子力緊急事態之事實現象。

（二）緊急事態宣告之公告與內容

內閣總理大臣於前項規定（原子力規制委員會）報告及指示案提出時，必須立即公告發生原子力緊急事態要旨及左列揭示事項（以下稱「緊急事態宣

²⁷⁷ 日本原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 號）第 5 條（地方公共団体の責務）は、「地方公共団体は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法第四条第一項及び第五条第一項の責務を遂行しなければならない」と規定されている。

²⁷⁸ 日本原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 號）第 6 條（関係機関の連携協力）は、「国、地方公共団体、原子力事業者並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない」と規定されている。

言」)。

1. 緊急事態應急對策實施區域。
2. 原子力緊急事態概要。
3. 除前(1、2)二款揭示規定外，應周知第一款(1)揭示規定區域內居住者、滯留者其他人員及私立團體。

(三) 下達避難、遷移等相關指示事項

內閣總理大臣於第一項規定(原子力規制委員會)報告及指示案提出時，須立即對緊急事態應急對策實施區域內(前項第一款1規定)管轄之市町村長及都道府縣知事，指示實施避難遷移或室內避難通告(勸告)或指示其他緊急事態對策相關指示事項。²⁷⁹

五、原子力災害對策本部之設置與組織概況

(一) 設置

內閣總理大臣於發布原子力緊急事態宣言時，為推動該當原子力緊急事態相關緊急應急對策及原子力災害事後對策(以下稱緊急事態應急對策等)，得經內閣決議於內閣府臨時設置原子力災害對策本部，不受內閣府設置法(平成11年法律第89號)第40條第2項規定之限制。²⁸⁰

(二) 組織概況

原子力災害對策本部之首長，即是原子力災害對策本部長，以內閣總理大臣(內閣總理大臣遇事故時，事前由其指定國務大臣)充任之。原子力災害對策本部長總括原子力災害對策本部之事務並指揮監督所屬本部之職員。原子力

²⁷⁹ 同前揭註243。

²⁸⁰ 日本原子力災害對策特別措置法(平成11年法律第156號)第16條(原子力災害對策本部的設置)は、「1 內閣總理大臣は、原子力緊急事態宣言をしたときは、当該原子力緊急事態に係る緊急事態應急對策及び原子力災害事後對策(以下「緊急事態應急對策等」という。)を推進するため、內閣府設置法(平成十一年法律第八十九號)第四十條第二項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に內閣府に原子力災害對策本部を設置するものとする。2 內閣總理大臣は、原子力災害對策本部を置いたときは当該原子力災害對策本部の名称並びに設置の場所及び期間を、当該原子力災害對策本部が廃止されたときはその旨を、直ちに、告示しなければならない」と規定されている。

災害対策本部設原子力災害対策副本部長、本部員其他職員。²⁸¹

²⁸¹ 日本原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 17 条（原子力災害対策本部の組織）は、¹ 原子力災害対策本部の長は、原子力災害対策本部長とし、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指定する国務大臣）をもって充てる。² 原子力災害対策本部長は、原子力災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。³ 原子力災害対策本部に、原子力災害対策副本部長、原子力災害対策本部員その他の職員を置く。⁴ 原子力災害対策副本部長は、内閣官房長官、環境大臣及び原子力規制委員会委員長（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、内閣官房長官、環境大臣、原子力規制委員会委員長及び国土交通大臣）をもって充てる。⁵ 原子力災害対策本部長は、前項に掲げる者のほか、緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、原子力災害対策本部員のうち、内閣官房長官及び環境大臣（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、内閣官房長官、環境大臣及び国土交通大臣）以外の国務大臣又は環境副大臣若しくは関係府省の副大臣の中から、内閣総理大臣が指名する者を原子力災害対策副本部長に充てることができる。⁶ 原子力災害対策副本部長は、原子力災害対策本部長を助け、原子力災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。原子力災害対策副本部長が二人以上置かれている場合にあつては、あらかじめ原子力災害対策本部長が定めた順序で、その職務を代理する。⁷ 原子力災害対策本部員は、次に掲げる者をもって充てる。一原子力災害対策本部長及び原子力災害対策副本部長以外の全ての国務大臣。二内閣危機管理監。三原子力災害対策副本部長以外の副大臣、環境大臣政務官若しくは関係府省の大臣政務官又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者。⁸ 原子力災害対策副本部長及び原子力災害対策本部員以外の原子力災害対策本部の職員は、内閣官房若しくは指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。⁹ 原子力災害対策本部に、原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間においては緊急事態応急対策実施区域（第十五条第二項第一号に掲げる区域（第二十条第六項の規定により当該区域が変更された場合にあつては、当該変更後の区域）をいう。以下同じ。）において、原子力緊急事態解除宣言があつた時以後においては原子力災害事後対策実施区域（第十五条第四項第一号に掲げる区域（第二十条第七項の規定により当該区域が変更された場合にあつては、当該変更後の区域）をいう。以下同じ。）において当該原子力災害対策本部長の定めるところにより当該原子力災害対策本部の事務の一部を行う組織として、原子力災害現地対策本部を置く。この場合においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十六条第四項の規定は、適用しない。¹⁰ 前条第二項の規定は、原子力災害現地対策本部について準用する。¹¹ 前項において準用する前条第二項に規定する原子力災害現地対策本部の設置の場所は、当該原子力緊急事態に係る原子力事業所について第十二条第一項の規定により指定された緊急事態応急対策等拠点施設（事業所外運搬に係る原子力緊急事態が発生した場合その他特別の事情がある場合にあつては、当該原子力緊急事態が発生した場

六、原子力災害対策本部職掌與權限

(一) 職掌

原子力災害対策特別措置法第 18 條規定，原子力災害対策本部主掌下列揭示事務：

1. 制定為確實且迅速實施緊急事態應急對策等相關方針。
2. 總合協調、調整緊急事態應急對策實施區域內各行政機關（含指定行政機關首長、指定地方行政機關首長、地方公共團體首長其他執行機關、指定公共機關、指定地方公共機關及原子力事業者之原子力防災組織）的防災計畫、原子力災害對策指針或依原子力事業者防災業務計畫實施之緊急事態對策。
3. 總合協調、調整各行政機關（同前項規定機關）的原子力災害事後對策。
4. 依本法律規定屬於原子力災害對策本部長權限之事務。
5. 除前各款揭示規定外，依法令之規定屬於其權限之事務。²⁸²

所を勘案して原子力災害対策本部長が定める施設。第二十三条第五項において同じ。）とする。12 原子力災害現地対策本部に、原子力災害現地対策本部長及び原子力災害現地対策本部員その他の職員を置く。13 原子力災害現地対策本部長は、原子力災害対策本部長の命を受け、原子力災害現地対策本部の事務を掌理する。14 原子力災害現地対策本部長及び原子力災害現地対策本部員その他の職員は、原子力災害対策副本部長、原子力災害対策本部員その他の職員のうちから、原子力災害対策本部長が指名する者をもって充てる」と規定されている。

²⁸² 日本原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 號）第 18 条（原子力災害対策本部の所掌事務）は、「原子力災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。一緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施するための方針の作成に関すること。二緊急事態応急対策実施区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び原子力事業者の原子力防災組織が防災計画、原子力災害対策指針又は原子力事業者防災業務計画に基づいて実施する緊急事態応急対策の総合調整に関すること。三原子力災害事後対策実施区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び原子力事業者の原子力防災組織が防災計画、原子力災害対策指針又は原子力事業者防災業務計画に基づいて実施する原子力災害事後対策の総合調整に関すること。四この法律の規定により原子力災害対策本部長の権限に属する事務。五前各号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務」と規定されている。

（二）権限

原子力災害対策特別措置法第 20 条規定，原子力災害対策本部長之権限包括：

1. 調整依規定（同法第 19 条規定）委任職員行使該當原子力災害対策本部緊急事態應急対策實施區域及事後対策實施区域内之権限。
2. 為確實且迅速實施應急対策實施區域及事後対策實施区域内緊急事態應急対策等，認為有特別必要時，得於必要限度内對各行政機關（同前項規定）為必要之指示事項。但前項指示不包括原子力規制委員會所掌事務有關基於專屬技術性及專業知識見解所為確保原子力設施安全實施判斷相關內容事項。
3. 為確實且迅速實施應急対策實施區域及事後対策實施区域内緊急事態應急対策等，認為有要求自衛隊支援之必要時，得向防衛大臣請求依自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 號）第 8 条規定派遣部隊支援之。²⁸³

²⁸³ 日本原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 號）第 20 条（原子力災害対策本部長の権限）は、「1 原子力災害対策本部長は、前条の規定により権限を委任された職員の当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域及び原子力災害事後対策実施区域における権限の行使について調整をすることができる。2 原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域及び原子力災害事後対策実施区域における緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに原子力事業者に対し、必要な指示をすることができる。3 前項に規定する原子力災害対策本部長の指示は、原子力規制委員会がその所掌に属する事務に関して専ら技術的及び専門的な知見に基づいて原子力施設の安全の確保のために行うべき判断の内容に係る事項については、対象としない。4 原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域における緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため、自衛隊の支援を求める必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八条に規定する部隊等の派遣を要請することができる。5 原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域及び原子力災害事後対策実施区域における緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び

七、緊急事態應急對策實施內容

本原子力災害對策特別措置法第 26 條規定，緊急事態應急對策實施的內容包括：

- (一) 傳達原子力緊急事態宣言其他原子力災害相關資訊（情報、訊息）及避難通告（勸告）或相關指示事項。
- (二) 收集放射線量之測定其他原子力災害相關資訊（情報、訊息）事項。
- (三) 受災者的救難、救助其他保護事項。
- (四) 設施及設備之整備及檢查以及應急復原相關事項。
- (五) 犯罪預防、交通管制其他該當原子力災害受災地域內維持社會秩序相關事項。
- (六) 確保緊急運輸相關事項。
- (七) 確保糧食、醫藥品其他物資、實施受災居住者等放射線量之測定、去除放射性物質污染其他應急措施相關事項。
- (八) 除前各款揭示規定外，謀求防止原子力災害（含原子力災害發生蓋然性）擴大措施相關事項。²⁸⁴

指定地方公共機關、原子力事業者並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。6 原子力災害対策本部長は、原子力緊急事態の推移に応じ、当該原子力災害対策本部に係る原子力緊急事態宣言において公示された第十五条第二項第一号及び第三号に掲げる事項について、公示することにより変更することができる。7 原子力災害対策本部長は、原子力災害事後対策の実施状況に応じ、当該原子力災害対策本部に係る原子力緊急事態解除宣言において公示された第十五条第四項各号に掲げる事項について、公示することにより変更することができる。8 原子力災害対策本部長は、前各項の規定による権限の全部又は一部を原子力災害対策副本部長に委任することができる。9 原子力災害対策本部長は、第一項、第二項及び第五項の規定による権限（第二項の規定による関係指定行政機関の長に対する指示を除く。）の一部を原子力災害現地対策本部長に委任することができる。10 原子力災害対策本部長は、前二項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない」と規定されている。

²⁸⁴ 日本原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 26 条（緊急事態応急対策及びその実施責任）は、「1 緊急事態応急対策は、次の事項について行うものとする。一原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項。二放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項。三被災者の救

貳、原子力災害派遣要件

自衛隊原子力災害派遣要件，乃為防衛大臣依據原子力災害對策特別措置法（平成 11 年法律第 165 號）第 17 條第 1 項規定，由原子力災害對策本部長基於同法第 20 條第 4 項規定提出要求（請求）時，得派遣部隊支援之。²⁸⁵除此之外，原子力災害對策特別措置法第 28 條第 1 項規定，當原子力災害發生之際，得以災害對策基本法（昭和 36 年法律第 223 號）第 68 條之 2 規定（災害派遣請求及要求）事項替換之。換言之，依此替代規定，市町村長亦得於災害發生時依自衛隊法第 83 條第 1 項規定（災害派遣）向都道府縣知事請求自衛隊災害派遣（同法第 68 條之 2 第 1 項規定）或直接向防衛大臣（限無法向都道府縣知事提出請求時）請求災害派遣（同法第 68 條之 2 第 2 項規定）。顯見、自衛隊原子力災害派遣要件與地震防災派遣要件相異（以地震災害警戒本部長提出請求為限），其災害發生時的派遣要件，係採災害對策本部長的請求派遣與都道府縣知事（含市町村長）

難、救助その他保護に関する事項。四施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項。五犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項。六緊急輸送の確保に関する事項。七糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項。八前各号に掲げるもののほか、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項。2 原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間においては、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、原子力事業者その他法令の規定により緊急事態応急対策の実施の責任を有する者は、法令、防災計画、原子力災害対策指針又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、緊急事態応急対策を実施しなければならない。3 原子力事業者は、法令、防災計画、原子力災害対策指針又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じなければならない」と規定されている。

²⁸⁵ 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の 3（原子力災害派遣）は、「防衛大臣は、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長から同法第二十条第四項の規定による要請があつた場合には、部隊等を支援のため派遣することができる」と規定されている。

的請求派遣，兩者得重複競合方式為之。

前項自衛隊原子力災害派遣要件採重複競合的理由是基於以原子力災害對策本部為中心的自治體，必須與原子力事業者及地方公共團體合為一體，共同實施災害預防及災後復原等對策，方能有效阻止原子力災害的擴散。因此都道府縣知事（含市町村長）對於緊急事態應急對策實施區域內的現地情況之掌握較能迅速確實，就防止災害擴散的觀點而言，都道府縣知事的應急處置措施亦比較符合因地制宜之要求，故在原子力災害派遣要件上不排除適用兩者重複競合的方法。

參、原子力災害派遣程序

原子力災害派遣在程序上之申請（請求），其主要法源係來自原子力災害對策特別措置法第 20 條（災害對策本部長權限）第 4 項規定，乃由災害對策本部長（內閣總理大臣兼《充》任）基於確實且迅速實施緊急事態應急對策區域內有關災害對策本部應急措施時，認為有請求（要求）自衛隊支援之必要者，得對防衛大臣要求派遣自衛隊支援。因此在本法律的授權下，有關原子力災害派遣的請求（申請或要請）程序規定如次：

原子力災害對策特別措置法施行令（平成 12 年政令第 195 號）第 7 條（原子力災害派遣程序）規定：「一依據本法律第 20 條第 4 項規定於原子力災害對策本部長請求依自衛隊法第 8 條規定派遣部隊支援時，須載明白次列事項。一、原子力災害情況及請求派遣事由。二、希望派遣期間。三、希望派遣區域及活動內容。四、其他應參考（或應注意）事項。二前項請求派遣係以文書（書面）實施請求派遣。三（施行令）第 5 條第 1 項但書及第 2 項規定於第 1 項要求派遣時準用之」。

²⁸⁶換言之，前項的準用程序係指同施行令第 5 條第 1 項但書規定，事態急迫無法

²⁸⁶ 日本原子力災害対策特別措置法施行令（平成 12 年政令第 195 號）第 7 条（原子力災害派遣の要請手続）は、「1 法第二十条第四項の規定により原子力災害対策本部長が自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八条に規定する部隊等の派遣を要請しようとする場合には、次の事項を明らかにするものとする。一原子力災害の情况及び派遣を要請する事由。二派遣を希望する期間。三派遣を希望する区域及び活動内容。四その他参考となるべき事

提出文書（書面）申請時，得以口頭、電信（電報）或電話申請之。惟事後仍應儘速補提文書申請（同施行令第 5 條第 2 項規定）。²⁸⁷原子力災害派遣程序除前項施行令第 7 條規定外，又依第 28 條第 1 項規定尚可替代適用災害對策基本法第 68 條之 2 規定，由都道府縣知事或市町村長提出請求派遣自衛隊支援，其申請程序同災害派遣請求程序。另外、自衛隊部隊長（防衛大臣或其指定人員）參據事態有特別緊急必要者或認定（判斷）已無等待請求派遣之空暇時，為保護生命或財產安全，亦得不待請求實施自主派遣部隊支援（自衛隊法第 83 條第 2 項但書自主派遣）。

肆、原子力災害派遣時自衛隊之支援活動內容

關於原子力災害派遣時自衛隊實施支援活動的具體內容，往往因當時的災情其他相關行政機關等救災活動狀況，以及原子力災害對策本部長的要請內容、派遣現地部隊人員、裝備等因素而異，通常實施救援活動的主要內容如次：²⁸⁸

項。2 前項の派遣の要請は、文書により行うものとする。3 第五条第一項ただし書及び第二項の規定は、第一項の派遣の要請について準用する」と規定されている。

²⁸⁷ 日本原子力災害対策特別措置法施行令（平成 12 年政令第 195 號）第 5 条（職員の派遣の要請手続）は、「1 法第十条第二項の規定による職員の派遣の要請は、派遣を要請する事由その他必要な事項を記載した文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電信若しくは電話によることができる。2 前項ただし書の場合においては、事後において速やかに文書を提出するものとする」と規定されている。

²⁸⁸ 日本防衛省防災業務計画による原子力災害派遣時に実施する支援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか原子力災害対策本部長の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次のとおりとする。1 緊急時モニタリング支援—航空機、艦艇等により、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、空からのモニタリング又は海上におけるモニタリングを支援する。2 被害状況の把握—車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動（目視等による人的・物的被害の確認等）を行って被害の状況を把握する。3 避難の援助—避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。4 行方不明者等の搜索救助—主に原子力事業所外において行方不明者、傷者、被ばく者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索救助を行う。5 消防活動—火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具をもって、消防機関に協力して主

- 一、緊急観測、調査、分析或監視支援—主要是派遣航空機、艦艇搭載派遣或動員前往現地の観測人員及器材，自空中或海上實施観測、調査、分析或監視支援活動。
- 二、掌握受災情況—通常是使用車輛、航空機等適當手段，實施情報資訊收集（依目視等確認人員或物資等受災狀況）活動，俾以掌握災情。
- 三、援助避難—當避難命令發布後，在實施避難、遷移等必要時，進行避難者（災民等）誘導、運輸等援助（支援）避難活動。
- 四、失蹤人員的搜索救助—主要係以發生於原子力事業所外的失蹤傷患、受災者等對象優先（優先其他救援活動）實施搜索救助。
- 五、消防活動—主要是以發生於原子力事業所以外之火災，使用消防車其他消防用具實施滅火，消防藥劑通常由消防機關提供之。
- 六、應急醫療救護—對於受災者或受輻射污染者實施應急醫療救護活動。醫藥品、藥劑通常由相關行政機關提供。

に原子力事業所外で消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。6 応急医療、救護—被災者又は被ばく者に対し、応急医療、救護を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。7 人員及び物資の緊急輸送—原子力災害対策本部設置前にあつては原子力規制庁から、設置後にあつては原子力災害対策本部長から、次の各号に掲げる事項について、自衛隊の輸送支援が必要として防衛省に依頼又は要請があつた場合には、別に定める申合せにより、速やかに空輸支援を行う。ア緊急技術援助組織の構成員たる専門家の招集及び現地への派遣。イ国の原子炉、放射線防護等に関する専門家の現地への派遣。ウ緊急モニタリング要員及び機器の動員。エ国の原子力災害現地対策本部等の要員の現地への派遣。オ現地における緊急医療活動を充実強化するため、放射線医学総合研究所原子力災害医療派遣チームの現地への派遣また、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。8 避難退域時検査及び簡易除染—避難者及び資機材の避難退域時検査並びに被ばく者及び被ばくした施設等の簡易除染であつて、自衛隊が実施可能なものについて実施する。9 その他—原子力事業者の対応状況を踏まえた上で必要がある場合には関係機関と連携し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、原子力災害収束に向けた対応の支援を行う。

- 七、人員及物資緊急運輸－緊急運輸內容包括：原子力災害對策本部設置前、原子力規制廳以及設置後、原子力災害對策本部長認為有左列各款揭示支援運輸必要事項或各別訂定請求防衛省支援事項時，自衛隊應迅速實施空中運輸支援。（一）緊急技術支援組織構成員（技術專家）的招集及現地派遣。（二）國家原子爐放射線防護等專家的現地派遣。（三）緊急觀測、調查要員及器材的動員。（四）國家原子力災害現地對策本部等要員的現地派遣。（五）為充實強化現地緊急醫療活動、放射線醫學總合研究所原子力災害醫療派遣隊的現地派遣或急救患者、醫師其他救援活動必要人員及救援物資的緊急運輸，此際基於特別緊急必要、須以航空機實施空運。
- 八、避難退避區的檢查及簡易除染－避難者及器材等於避難退避區域時的檢查及受輻射污染人員與受污染設施等簡易除染的實施。
- 九、其他－依照原子力事業者的對應情況，在必要時與相關機關合作，於自衛隊的能力對處範圍內進行原子力災害善後的對應處置支援。

平成 23 年（2011 年）福島第一原子力發電廠事故時附帶實施自衛隊原子力災害派遣的活動內容大致是使用 CH-47 直昇機進行空中消防（投擲水袋）、陸上自衛隊消防車的消防灌救、海上自衛隊艦艇的淡水接駁運輸、原子力災害事故沿岸海域失蹤人員的搜索、周邊地域居民的救助、支援、援助與觀測、調查以及輻射污染的除染活動等。

伍、原子力災害派遣時自衛隊之權限

原子力災害派遣時自衛隊自衛官或隊員執行職務的權限除有準用警職法第 4 條、第 6 條第 1 項、第 3 項及第 4 項規定於警察官不在現場時準用其權限，以及海上自衛隊 3 等（下士）以上海軍士官準用海上保安廳法第 16 條規定權限外（以上權限同災害派遣時自衛隊的執行職務權限，參照自衛隊法第 94 條規定）。另依原子力災害對策特別措置法第 28 條第 2 項規定，於原子力災害發生之際，得改以

替代適用災害對策基本法第 5 章第 4 節規定之相關應急措施。²⁸⁹此時自衛隊執行職務的自衛官或隊員即可行使災害派遣時的賦予權限，²⁹⁰其餘有關自衛隊的其他權限，依自衛隊原子力災害派遣相關訓令（平成 12 年廳訓第 75 號，以下稱：「原子力災害派遣訓令」）第 13 條規定，在特別需要時（以防衛大臣之命令為限），派遣部隊亦得攜帶武器、彈藥隨行。²⁹¹

陸、原子力災害派遣之撤回

原則上、實施原子力災害派遣現地的部隊長（原子力災害派遣訓令第 11 條規定）²⁹²應依防衛大臣之命令，撤回前項部隊之支援派遣任務。依據法律規定，原子力災害派遣，係原子力災害對策本部長基於其職權向防衛大臣提出請求時，由防衛大臣下達命令派遣自衛隊實施之。故有關派遣部隊之撤回，亦須由原子力災害對策本部長提出請求，並經防衛大臣與原子力對策本部長及現地派遣的部隊長實施必要的調整確認後，命令部隊撤回任務派遣。

²⁸⁹ 日本自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 94 条の 4 は、「第八十三条の三の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法及びこれに基づく命令の定めるところにより、同法第五章第四節に規定する応急措置をとることができる」と規定されている。

²⁹⁰ 日本自衛隊原子力災害派遣訓令（平成 12 年廳訓第 75 号）第 14 条（原子力災害派遣時の権限）は「自衛隊の災害派遣に関する訓令第 19 条の規定は、原子力災害派遣時における派遣部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同条第 1 項第 3 号から第 6 号までの規定中「災害対策基本法」とあるのは「原子力災害対策特別措置法第 28 条第 2 項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法」と、同条第 2 項中「災害派遣命令者」とあるのは「原子力災害派遣実施部隊の長」と読み替えるものとする」と規定されている。

²⁹¹ 日本自衛隊原子力災害派遣訓令（平成 12 年廳訓第 75 号）第 13 条（火器等の携行）は、「派遣部隊等は、支援活動に特に必要があるため防衛大臣が別に命じる場合を除き、火器及び弾薬（艦艇、航空機等に装備されたものを除く。）を携行しないものとする」と規定されている。

²⁹² 日本自衛隊原子力災害派遣訓令（平成 12 年廳訓第 75 号）第 11 条（部隊等の撤回）は、「原子力災害派遣実施部隊の長は、防衛大臣の命令により部隊等を撤回するものとする」と規定されている。



國防大學

National Defense University

第六章 結論

本論文係以日本自衛隊任務派遣為主要範疇，並置重點於防衛出動、治安出動、警護出動與災害派遣。藉由本研究之歸納與探討，瞭解日本自衛隊法定任務之派遣要件、派遣時機、指揮管制程序與運作情形等。

防衛出動任務是日本自衛隊固有任務當中，唯一防衛日本國土的「主要任務」，而防衛出動之要件為：「發生武力攻擊與我國有密切關係的他國，據此威脅的我國存亡，徹底顛覆國民生命、自由及追求幸福權利之明白危險事態」，而日本與我國同屬領土狹小、四面環海、人口稠密、資源仰賴進出口之國家，若來自外部的武力攻擊是與日本國民的生存、生活有直接關聯的海上交通運輸時，依然有可能認定構成前項對國家行使武力攻擊之要件。防衛出動之時期為一有實施武力攻擊之「虞」及「預測」有發生武力攻擊之事態等屬於發生武力攻擊之「前置時期」或「前置階段」者，內閣總理大臣即可命令自衛隊全部或一部分實施防衛出動之派遣任務，否則若以武力攻擊實際的損害發生為出動要件，將難以保障國民的生命、財產安全。顯見，防衛出動乃為日本防衛外來武力攻擊或存亡危機事態、保障國家安全的最重要手段，在公權力（包括武力）行使方面，往往涉及人民權利義務關係十分重大，故命令自衛隊實施防衛出動派遣任務等各項對處方針，除以內閣總理大臣為主體，經內閣會議決議外，還要獲得代表國權最高機關國會的同意，通常以事前許可為原則，事後許可則限於「有特別緊急之必要，而事前無法獲得國會許可時」，並於事後向國會提出追認，若未獲同意（承認），或已無防衛出動之必要時（包括解除危機或達成任務），必須迅速撤回防衛出動之命令，此乃法律課予內閣總理大臣行使防衛出動的義務規定。

日本國內有關人民生命安全與財產保護的，係屬於治安維持的範疇，其任務責任歸屬應屬於警察機關，在一般警力無法維持治安時，始得派遣自衛隊實施治安出動，執行維持社會治安之任務，此為日本自衛隊的從屬任務之一，旨在發揮其組織力量，以回復或維持治安為主要考量，性質上屬於行政警察的作用，為防

範犯罪於未然的「預防警察」，並非對既已發生之犯罪實施搜查的「鎮壓警察」，而對於既發的刑事犯罪及課予刑罰之前一階段的搜查行為活動，仍應委由一般警察官執行較為妥切。治安出動類型則區分為「命令治安出動」與「要請治安出動」兩種類型，自衛隊自衛官依命令執行治安出動職務時，得準用警察官職務執行法（警職法）規定，行使同法規定的固有權限，內容包括：1.職務盤查，2.保護及急救援助傷病患，3.迴避重大危險事態或事件的避難措施，4.預防與防止犯罪，5.預防危害發生或防止損害擴大或救助被害者（遇難者或災民）時得進入他人土地、住宅等進行檢查，以及6.必要時得使用武器等權限。在武器使用方面，則分別由準用警職法和自衛隊法規定。因此，即便自衛隊的前身係由保安隊及警察預備隊改編，不論是在身分定位還是任務派遣方面，在法律規範上都有清楚明白的區隔，在執行任務時，最重要的是必須與以維持治安工作為首要任務的警察機關等保持緊密協調的聯絡，以確保任務接軌順暢無阻。

警護出動是防護動員之意，乃指動員兵力護衛自衛隊設施（包含駐日美軍基地設施），係因應美國 911 恐怖攻擊事件，日本政府採取一連串的防範措施。911 恐攻事件對日本國內的影響深遠，尤其是駐日美軍基地，以及日本的國土境內一直有恐攻的潛存威脅，其意義為凸顯國家安全政策有必要從過去以國家間戰爭為基礎的思維，轉變成國家對抗恐怖組織這類不對稱、新型態的威脅。

雖然國家之間的戰爭已大幅減少，但現今國際社會最大的威脅之一，乃是建立起國際網路的恐怖攻擊活動。恐怖組織持有的武器破壞力也日趨增加，不遜於正規軍事組織，因此自衛隊特別在演訓課目中增加曾經受過軍事訓練的恐怖攻擊份子，並於自衛隊法中增訂以治安為考量的新任務派遣行動類型。構成內閣總理大臣命令自衛隊實施警護出動的具體法律要件必須符合：1.日本國內的設施及區域，2.國家或他人受到政治及其他主義的強制，3.製造社會不安或恐怖為目的而殺傷多數人或破壞重要設施其他物件行為之虞，4.認為有防止其受害之特別必要。而行為態樣則須達到：1.須以政治上其他主義主張而強制國家或他人，2.須有製造社會不

安或恐怖為目的而殺傷多數人或破壞重要設施其他物件行為，或 3.遭受恐怖攻擊之虞。此外，警護出動不以恐怖攻擊實際發生為必要，亦即未達治安出動事態要件時，即可命令警護出動，對恐怖攻擊事件採取事前預防措施。

法定構成自衛隊實施警護設施的對象，必須是位於日本國內的自衛隊設施與駐日美軍的設施及區域，兩者皆屬於國防設施，而且同樣都構成防衛日本的重要基礎重要設施，但警護出動的範圍及區域並不侷限於上述兩種，理論上就整體警護安全的考量，設施周邊的民間設施住宅亦有可能構成警護出動的對象之一。而警護設施的武器使用權限，必須是「為警護設施在情非得已且必要」的狀況下，亦得於該設施的外部行使武器權限，排除對該設施之危害行為，至於武器使用的程度，必須符合「必要的限度內」之原則。

災害派遣包括地震防災派遣與核能災害派遣在內，皆因災害、災變因素使生命、財產處於蒙受損害的狀態，在法律定位上屬於自衛隊「應維持公共秩序必要之需」的從屬任務活動之一環，類型細分為：「災害派遣」、「地震防災派遣」及「原子力（核能）災害派遣」等 3 類型。首先，災害派遣可區分為兩種形式：請求（要請）災害派遣、自主派遣，前者屬於最常見的一般派遣形式。接下來，所謂的地震災害指的是：「因地震之震動而直接發生的危害及伴隨發生的海嘯、火災、爆炸其他異常現象而發生的危害」，內閣總理大臣於接獲氣象廳長官的地震預報資訊報告時，認為有實施地震防災應急對策之緊急必要者，經內閣會議討論，發布地震災害相關警戒宣言，同時採取警戒措施。地震防災派遣的法律要件，須有地震災害警戒本部長之請求，始構成成立自衛隊派遣部隊支援要件，在法律性質上定位為「被動派遣」而非「主動派遣」，具體派遣活動內容有：1.傳達避難必要的聯絡事項與資訊。2.警戒宣言發布後，派遣航空機等收集與掌握諸般地震防災狀況。3.緊急運輸物資與人員。4.其他警戒本部長要求必要之支援事項。地震防災派遣部隊的撤回，原則上係依據防衛大臣之命令撤回。最後，「原子力災害」者，是指因原子力緊急事態而發生國民生命、身體或財產上的災害而云。原子力災害派遣要件

與地震防災派遣要件相異（以地震災害警戒本部長提出請求為限），其災害發生時的派遣要件，是採災害對策本部長之請求派遣與都道府縣知事（含市町村長）之請求派遣，兩者得重複競合方式為之，如此較符合因地制宜之要求，方能有效阻止原子力災害擴散。通常實施救援活動的主要內容如次：1.緊急觀測、調查、分析或監視支援—主要是派遣航空機、艦艇搭載派遣或動員前往現地的觀測人員及器材，自空中或海上實施觀測、調查、分析或監視支援活動。2.掌握受災情況—通常是使用車輛、航空機等適當手段，實施情報資訊收集（依目視等確認人員或物資等受災狀況）活動，俾以掌握災情。3.援助避難—當避難命令發布後，在實施避難、遷移等必要時，進行避難者（災民等）誘導、運輸等援助（支援）避難活動。4.失蹤人員的搜索救助—主要係以發生於原子力事業所外的失蹤傷患、受災者等對象優先（優先其他救援活動）實施搜索救助。5.消防活動—主要是以發生於原子力事業所以外之火災，使用消防車其他消防用具實施滅火，消防藥劑通常由消防機關提供之。6.應急醫療救護—對於受災者或受輻射污染者實施應急醫療救護活動。醫藥品、藥劑通常由相關行政機關提供。7.人員及物資緊急運輸—緊急運輸內容包括：原子力災害對策本部設置前、原子力規制廳以及設置後、原子力災害對策本部長認為有左列各款揭示支援運輸必要事項或各別訂定請求防衛省支援事項時，自衛隊應迅速實施空中運輸支援。①緊急技術支援組織構成員（技術專家）的招集及現地派遣。②國家原子爐放射線防護等專家的現地派遣。③緊急觀測、調查要員及器材的動員。④國家原子力災害現地對策本部等要員的現地派遣。⑤為充實強化現地緊急醫療活動、放射線醫學總合研究所原子力災害醫療派遣隊的現地派遣或急救患者、醫師其他救援活動必要人員及救援物資的緊急運輸，此際基於特別緊急必要、須以航空機實施空運。8.避難退避區的檢查及簡易除染—避難者及器材等於避難退避區域時的檢查及受輻射污染人員與受污染設施等簡易除染的實施。9.其他—依照原子力事業者的對應情況，在必要時與相關機關合作，於自衛隊的能力對處範圍內進行原子力災害善後的對應處置支援。至於，原子力災害派遣

的撤回，須由原子力災害對策本部長提出請求，並經防衛大臣與原子力對策本部長及現地派遣的部隊長實施必要的調整確認後命令部隊撤回。

美國政治學者杭廷頓（Samuel P. Huntington）在《軍人與國家》一書中指出：「軍隊是國家合法的武裝力量，負有最高標準防衛和戰備的承諾；國家安全要獲得保障，擁有高度專業技能的軍事力量是必要的。」此觀點顯現出國防力量與國家安全之間的共構關係，一個國家之國防力量強弱的關鍵在於軍事資源、組織與人員之效能可否有效統合運用及發揮；另一方面，軍事全球化時代的來臨，逐漸對國家主權、自主性與民主政治產生不同程度的影響。我國在面對「傳統與非傳統的安全威脅」與「天然或人為的複合式災害」，更須因應環境變化及需求，強化軍事能量及提升效能，才能確保國家安全與維護國家利益，維持和平安定的環境。

本論文旨在陳述如何分析與歸納以上有關日本自衛隊的法定任務派遣、執行以及法律規範等防衛法治相關施行細則與法治（司法）統治（管制）情形。冀能藉由前述比較分析、歸納等方法，將前項研究或探討所獲得具體的結論—包括日本防衛法制面、制度面與實務面運作方面的優劣情形，提供我國國軍作為建軍備戰或軍事事務革新之參考運用，或有助於國軍研擬各項作戰、演訓與救災活動等任務派遣，在實施法治化的過程中，注入新的概念或新的思考模式。研究者在此提出幾點省思：

- 一、法制化的建置：完善國軍任務之法定派遣要件、時機、指揮管制程序等相關法律制度規範。另一方面，國際社會自冷戰結束以後，「非傳統安全」的概念逐漸超越傳統安全。我國舊有的《災害防救法》等，已不足以規範目前大規模防災需求的環境，應將「非戰爭軍事行動」納入軍隊的職能範疇，完成指揮體系法制化。在災害防救上，中央應統合地方政府、警消及民間救災組織的力量，共同協助災害防救，而國軍處出動的派遣要件與撤收標準應予以明訂，不應支援非救災急需的工作，例如環境打掃等，而成

為民間社會打雜的「便利屋」，取代原法定機關的職責與功能，避免影響國軍核心戰力。

二、專業化的建立：除了軍事戰備訓練任務之外，應將專業災害防救納入國軍正常戰備教育訓練任務，在不影響主要作戰任務之前提下，提升國軍應急救災的能力。軍隊是國家行政體系中動員能量最大、機動速度最快、命令貫徹與執行效率最高的部門，在完備相關規範與作業機制後，定期配合演練，以提升國軍應變能力。此外，「工欲善其事，必先利其器」，擁有專業的防救設備與人力資源，投入救援時才能達到最大的效果。是故每年應編列適當預算，以避免國軍協助地方政府投入救災，地方卻不支付成本，造成國軍預算排擠，影響戰備本務。

三、標準化的建構：中央應加強相關單位救災資訊的整合，強化對非傳統安全威脅的預防，蒐集各地區歷年災害數據，建立災害資料庫，包括：人口分布、危害區域分布、撤離路線、道路交通、避難場所、醫療單位、消防設施等，並將重要設施與人口密集之高危險區域列為優先保全對象，藉由完善的指揮管制程序，將即時災害資訊提供給各軍，以利因應各地區之地理特殊性執行任務，並配合各地方政府與警消等單位，達到因地制宜與縮減時效之效果。

國防大學
National Defense University

參考文獻

壹、中文部分

山室信一，2017 年。《憲法九條：非戰思想的水脈與脆弱的和平》。新北市：八旗文化。

朱浚源主編，中華科技整合研究會合編，2001 年。《撰寫博士論文實戰手冊》。台北：中正書局。

佐道明廣，2016 年。《自衛隊史：日本防衛政策之七十年》。新北市：八旗文化。

李如霞老師工作室，2016 年。《新編法學緒論精粹》。台中：士明出版社。

易君博，1990 年。《政治理論與研究方法》。台北：三民書局。

黃成，2014 年。《日本自衛隊圖鑑》。台北：四塊玉文創出版。

劉嶽雲，2001 年。《政治理論與方法論》。台北：五南圖書出版公司。

謝復生、盛杏媛主編，2000 年。《政治學的範圍與方法》。台北：五南書局。

貳、外文部分

一、英文期刊：

Arend, Lijphart, 1971. "Comparative politics and Comparative Method", *The American Political Science Review*. 65(3):682-683.

二、日文專書：

小林直樹，1979 年 11 月。《国家緊急権—非常事態における法と政治》。東京：學陽書房。

小林直樹，1996 年 3 月 11 日。《新版 憲法講義 上》。東京：東京大学出版会。

小針司，2002 年 5 月 22 日。《防衛法外觀》。東京：信山社。

小針司，2002 年 6 月。《防衛法概観—文民統制と立憲主義》。東京：信山社。

戸水寛人，1901 年 12 月 12 日。《法律学綱領》。東京：有斐閣。

日本札幌地方裁判所判決，1973 年。《下級裁判所刑法判例集第 9 卷第 3 號》。北海道：札幌地方裁判所。

日本札幌地方裁判所判決，1973 年。《判例時報第 712 號》。北海道：札幌地方裁判所。

日本札幌高等裁判所判決，1976 年。《判例時報第 821 號》。北海道：札幌高等裁判所。

日本水戸地方裁判所判決，1977 年。《判例時報第 842 號》。東京：水戸地方裁判所。

日本防衛省，2015 年。《防衛白書 平成 27 年版》。東京：防衛省。

日本防衛省，2016 年。《防衛白書 平成 28 年版》。東京：防衛省。

日本防衛省，2017 年。《防衛白書 平成 29 年版》。東京：防衛省。

日本最高裁判所判決，1952 年。《民事判例集第 6 卷第 9 號》。東京：日本最高裁判所。

加藤陽三，1954 年。〈防衛兩法律主要問題（上）〉，《警察研究》，第 25 卷第 7 號，頁 27-28。

田畑忍，1964 年。《憲法學講義》。東京：憲法研究会。

田村正博，1989 年。《警察行政法解説》。東京：東京法令出版。

田村重信、高橋憲一、島田和久，2014 年 8 月 18 日。《日本の防衛法制 第 2 版》。東京：内外出版。

伊藤正己，1995 年。《憲法 第三版 法律學講座双書》。東京：弘文堂。

有倉遼吉、時岡弘，1989 年 6 月 30 日。《条解日本國憲法》。東京：三省堂。

西修，1978 年。《自衛權》。東京：學陽書房。

安田寛，1979 年。《防衛法概論》。東京：オリエント書房。

西修，1980 年。《國の防衛と法 防衛法要論》。東京：學陽書房。

竹内昭夫、松尾浩也、塩野宏，1994 年 10 月 30 日。《新法律學辭典 第三版》。

東京：有斐閣。

伊藤正己，1995 年。《憲法 第三版 法律學講座双書》。東京：弘文堂。

- 西修，2004 年。《日本国憲法成立過程の研究》。東京：成文堂。
- 佐々木惣一，1954 年。《改訂日本国憲法論》。東京：有斐閣。
- 杉村敏正，1958 年。《法律学全集 12 防衛法》。東京：有斐閣。
- 佐藤功，1985 年。《日本国憲法概説（全訂第三版）》。東京：学陽書房。
- 佐久間修，2013 年 4 月 10 日。《刑法基本講義—総論・各論 第 2 版》。東京：有斐閣。
- 金子宏、新堂幸司、平井宜雄，1944 年 11 月 10 日。《法律学小辞典新版》。東京：有斐閣。
- 林信雄，1954 年。《警察法》。東京：有斐閣。
- 芦部信喜，1985 年 3 月。《国家と法 I 憲法》。東京：放送大学教育振興会。
- 松村明，1990 年 3 月 20 日。《大辞林》。東京：三省堂。
- 青山武憲，1992 年 3 月 10 日。《憲法》。東京：啓正社。
- 青山武憲，1992 年 12 月 10 日。《憲法九条関係判例集》。東京：啓正社。
- 長谷川正安，1994 年 4 月 20 日。《日本の憲法第三版》。東京：岩波書店。
- 青山武憲，1995 年 11 月 20 日。《憲法講義》。東京：千代田出版。
- 岩沢雄司，2016 年 3 月 18 日。《国際条約集 2016》。東京：有斐閣。
- 芝池義一，2016 年 4 月 1 日。《行政法読本 第 4 版》。東京：有斐閣。
- 高瀬忠雄，1954 年。〈防衛庁設置法及び自衛隊法の概要〉，《警察学論集》，第 7 巻第 9 號，頁 46-47。
- 宮沢俊儀，1978 年。《法律学体系コンメンタール全訂日本国憲法》。東京：日本評論社。
- 浦田賢治，1985 年。《憲法の精神 きみたらはどう生きるか》。東京：日本評論社。
- 宮崎清文，1994 年。《警察官のための行政法講義》。東京：立花書房。
- 清宮四郎，1979 年。《法律学全集 憲法 I 第三版》。東京：有斐閣。

渡辺修，1993 年 6 月，〈警察官職務執行法〉《大コンメンタール、警察官職務執行法》。東京：青林書院。

樋口陽一、中村睦男、佐藤幸治、浦部法穂，1984 年。《注釈 日本国憲法 上巻》。東京：青林書院。

橋本公巨，1980 年。《日本国憲法》。東京：有斐閣。

横田耕一，1999 年 4 月 15 日。《日米新ガイドラインと周辺事態法》。京都：法律文化社。

鵜飼信成，1968 年 6 月。《新版憲法》。東京：弘文堂。

